

平成18年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成19年3月



はじめに

「杉並区外部評価委員会」は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として区長からの委嘱を受け、平成14年9月に発足しました。今年度の行政評価は、平成11年度に開始した事務事業評価から数えて8回目、外部評価は5回目となり、杉並区の行政評価制度は一定のスタイルを確立してきました。

今年度の行政評価においては、事業の内容をより明確にするため、各事業の主な取組みや投資的経費を記載するなど評価表の見直しを行っており、より分かりやすい公表方法を目指している点は評価に値します。また、本報告書には、今年度から「外部評価に対する所管の対処方針」を掲載していますが、今後も引き続き区民への説明責任を果たしていくとともに、より一層開かれた区政運営を目指す必要があります。

さらに、現在区が検討を進めている「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」においては、民間事業者等に対し区の全事務事業の内容について分かりやすく公表する必要がある、行政評価の果たす役割はますます大きなものとなっています。

本報告書では、杉並区に対する改善すべき事項を指摘しておりますが、こうした当委員会の報告が区政の発展に寄与することを願いつつ、ここに平成18年度外部評価の結果を報告します。

平成19年3月

杉並区外部評価委員会委員一同

目 次

第1章 平成18年度外部評価の概要 1

- 1 評価対象 1
- 2 評価視点 2

第2章 杉並区行政評価制度に関する提言 3

- 1 相対性評価について 3
- 2 適切な成果指標の設定 4
- 3 協働・委託等への取組み 4
- 4 予算編成等との連携の確保 4
- 5 区民アンケートへの取組み 5
- 6 二次評価の充実 5
- 7 職員の意識の向上と組織の活性化 6
- 8 さらなる発展のために 7

第3章 平成18年度外部評価結果のまとめ 7

- 1 施策の方向性 7
- 2 外部評価結果(概要)一覧 8
- 3 政策・施策評価に対する外部評価結果 12
- 4 区民アンケートに対する外部評価結果 84
- 5 財団等経営評価に対する外部評価結果 96
- 6 行政評価に対する総括意見 101

資料編

- 資料1 政策・施策の体系 103
- 資料2 外部評価委員会委員名簿 105
- 資料3 平成18年度外部評価委員会の活動 105
- 資料4 杉並区外部評価委員会設置要綱 106

第1章 平成18年度外部評価の概要

杉並区では、平成18年度に行った政策評価、施策評価及び財団等経営評価（以下「内部評価」）について、杉並区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」）により、第三者の視点から再評価（以下「外部評価」）を行っている。

1 評価対象

杉並区は、区が行っているすべての政策、施策、事務事業に対する行政評価と、区が財政的な支援などを行っている7団体に対する経営評価を行った。外部評価では限られた時間と労力の中で、これらすべてを対象に行うことは、困難であり、一定の政策・施策を抽出して検証することでも、合理的な検証を行うことは可能であると考え、下表のとおり実施した。

< 評価対象数 >

	政策	施策	事務事業	財団等
内部評価対象数	22政策	72施策	869事務事業	7団体
外部評価対象数	6政策	30施策	-	5団体

(1) 政策・施策評価

杉並区は、昨年度に引き続き各部に二次評価部門を設置し、各課が行った政策・施策評価に対して二次評価を実施している。また、行政評価への区民参画の一環として、区民による評価をアンケートにより実施している。外部評価委員会では、その効果を検証し、課題の洗い出しと今後の方向性を示すために、政策については各分野から一つ、施策については政策を構成する全ての施策を評価対象として選定した。評価にあたっては、施策を構成する事務事業を参照し、事務事業、施策、政策を体系的に評価した。

(2) 財団等経営評価

杉並区が出資や財政支援、人的支援などの援助を継続的に行っている団体の中から、各委員が1団体を選択し評価対象とした。前年度に評価対象としなかった2団体を含む5団体について評価を行った。

(参考)財団等経営評価に対する外部評価

団体名	外部評価実施団体			
	15年度	16年度	17年度	18年度
財団法人 杉並区勤労者福祉協会				
財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団				
財団法人 杉並区スポーツ振興財団				
社団法人 杉並区シルバー人材センター				
杉並区文化・交流協会				
社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会				
特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク				

2 評価視点

外部評価では、区や財団等が実施した内部評価などを基に、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取り組みがなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価した。

(1) 政策評価・施策評価

行政運営には、事業ごとの目的を明確にし、目標を設定して計画的に取り組むことが求められる。そこで、外部評価では、“施策の成果指標の設定と取り組み状況は適切であるか”協働等によってサービスの質の向上や効率化に努めているか”区民アンケートの結果から住民ニーズにあったものであるか”今後の施策の方向性はどうか”などを視点に評価した。

(2) 財団等経営評価

財団等の団体は、それぞれ設立の趣旨や目的に沿って、公平性を持って活動してきた経緯がある。しかし、社会状況の変化に伴い、財団等の存在意義や目指すべきものは、当然に変化していかなければならない。外部評価委員会では、財団等が社会情勢を的確に捉え、中長期的な戦略に基づき、“質の高いサービス提供に努めているか”“経営の効率化は進んでいるか”安定した経営基盤の基に自立性を高めているか”“成果を上げているか”などを視点に評価した。

第2章 杉並区行政評価制度に関する提言

杉並区の行政評価は、平成11年度の制度導入当初から、より充実した内容になるよう見直しに取り組み、毎年度着実に改善が加えられてきている。

特に、昨年度から、決算審議に先立ち行政評価報告書(速報版)を公表し、スピードアップを図ったほか、「区民アンケートによる行政評価」の実施などの取り組みを始めたが、こうした絶えず行政評価の見直し・改善を図っている前向きな姿勢は評価できる。

また、指定管理者制度の導入や杉並区が独自に取り組む「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」など、協働や民営化・民間委託の推進において、行政評価の結果が活用され、行政評価と区政改革を連動させる仕組みが出来上がりつつあるともいえる。

人口減少社会が到来し、少子高齢化が急速に進展する中で、区民が望む地域社会をつくるため、行政は区民ニーズを的確に捉え、効率性が高く、質の高い区民サービスの提供に向けた取り組みが今まで以上に求められる。

本章では、外部評価の実施結果を踏まえながら、引き続き改善が必要であると考えられる課題を指摘する。

1 相対性評価について

杉並区の行政評価では、政策と施策、施策と事務事業の2つの階層間で「重点」、「費用対効果」、「見直し」の視点で、相対性の評価を行っている。

昨年度の相対性評価に対する指摘を踏まえ、それぞれの視点の内容を具体的に説明したこと、また、政策を構成する施策の相対性評価では、例えば、「重点」であり、「費用対効果の高い」施策を「重点」としたことなど、複数の区分に該当する場合についての位置づけを明確にしたことについては評価できる。

また、この3つの視点と施策の今後の方向性の関連において、政策評価の中では「重点に位置づけるべき施策」としているが、施策評価では、今後の施策の方向を「効率化」としているもの、同様に「費用対効果の高い施策」であるが、「効率化」としているものなど、関連が読み取りにくいものについても、具体的にその理由などを説明してある。このように、昨年度の指摘を踏まえて、従来に比べて分かりやすくなったといえるが、今後も工夫を続けてほしい。

2 適切な成果指標の設定

成果指標については、毎年、施策と事務事業の目的を的確に示す指標を選定するよう指摘しているところである。現在、区は「予算事業」と「行政評価の事務事業」を一致させるため、事業単位の再編を行っているとのことであるが、これを機会により適切な成果指標の設定に向けた取り組みを期待する。

政策評価においては、政策目的の達成に向けて、貢献度が高いと思われる施策の成果指標を横引きして政策の成果指標にしている。昨年度は、杉並区の行政評価の特徴である「区政チェック指標」を活用しながら、目標値の達成に対する見通しや課題を明示することも考えられるのではないかと指摘した。今年度については、行政評価報告書の中で、分野別に指標の分析や今後の課題について説明を行っていることは評価したい。

「区政チェック指標」は、区民の視点から杉並区の状況の概略を把握するための指標であり、指標値の推移や他都市との比較をすることにより、杉並区政の状況を多角的に捉え、今後の区政の方向性や目標達成のための区の考え方を区民に伝えるものである。区の中長期計画の改定などにあわせて、時代に即した指標となるよう見直すことも必要である。

3 協働・委託等への取り組み

杉並区は、平成22年度までに区の事務事業の6割を協働や民営化・民間委託で実施するという目標を掲げている。平成16年度から事務事業評価表の項目に、協働等の項目を新設するなど、目標達成のためのツールとして行政評価を活用している。今年度は、協働等の現状、今後のあり方等に加えて、協働等による成果と課題についても事務事業ごとに記載していることは、協働等の進捗管理、区民への説明責任の面からも評価できる。

また、区は、来年度から「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」の実施に向け、現在検討を行っているが、今まで以上に質の高い住民サービスを効率的に提供するための制度として設計するよう期待するものである。

4 予算編成等との連携の確保

昨年度、今後の方向性が「拡充」となっている事業や施策で、予算が減少している現象について指摘した。今年度は、評価表の項目に新たに「投資的経費」の欄を設けたことにより、「経常的経費」による予算の増減等の比較ができるように改

善を行ったことは評価できる。

また、昨年度から、行政評価の実施時期を早め、次年度の予算編成に向けて評価結果を反映できるようになり、行政評価と予算編成の連携のサイクルは確立されたといえる。今後は、「予算事業」と「行政評価の事務事業」の単位を一致させることにより、行政評価の結果と予算編成とが適切に連動できるようになることを期待する。

5 区民アンケートへの取組み

昨年度から行政評価の過程で、区民による評価として、区民アンケートを行っている。区が行う「自己評価」と「二次評価」、当委員会による「外部評価」、行政サービスの受益者である「区民による評価」という体系が出来上がり、行政評価システムとしては一つの完成された形に近づいているのではないかと評価した。今年度のアンケートにおいても、区民に施策の内容を分かりやすく伝え、回答してもらおうとする努力が表れている。昨年同様、郵送による方法にも関わらず36.3%という高い回答率となったことから、区民の関心の高さがうかがえる。

行政評価には、区民による評価は欠かせないものであり、区民感覚を知る貴重な客観的なデータである。区民が区政に関心を持ってもらうためにも有効な取組みである。

今後、さらにこの取組みの充実を図っていくためには、実施施策数、対象人数、実施方法などについて研究していくとともに、今後の施策について、区民の意向や問題意識がより明確となるよう、アンケートの内容を工夫することが望まれる。

6 二次評価の充実

昨年度から、各分野の部長を中心とした管理職により構成される「二次評価部門」において、政策・施策の二次評価を実施している。各部において、政策・施策・事業の有効性、今後の方向性などについて、ディスカッションし、評価を行うことは、大変有意義なことである。二次評価部門においては、各部の主体性を発揮し、政策・施策について、適切な評価を行い、部が目指すべき方向性を明確に示していくことを期待する。

二次評価の意義を高めるためにも課題を整理し、来年度に向け実施方法を検討していくことが必要である。

7 職員意識の向上と組織の活性化

昨年度、経営改革に積極的に取り組み、大きな成果を上げている一方で、区政チェック指標の1つである、「区職員のやる気指数」が下降を続けていることに対して、緊急に解決すべき課題ではないかと指摘した。調査方法等の問題もあるかもしれないが、今年度も下降の状況が続いている。『区民が満足するサービス』を提供するためには、職員一人ひとりの前向きな取り組みが必要であり、そのためには職員の“やる気”は、不可欠なものである。

“やる気”を高めるためには、職員の努力や功績への適正な評価も必要であるが、まず、「やる気指数」の低下の原因を早急に究明し、適切な対応をしていくことが杉並区の目指す五つ星の区役所サービスにつながるものと確信する。

8 さらなる発展のために

行政評価報告書の作成にあたっては、数値比較やグラフ化など、区民に分かりやすく伝えようとする努力はされているが、区民から寄せられる意見は、依然として少ないようである。より多くの区民の目にとまるように一層の工夫を行い、区民意見の聴取に努めるとともに、報告書の作り方、区民への伝え方について、さらに研究を進めることが必要である。

なお、今年度から、本報告書に当委員会が行った評価に対し、区の対処方針を記載しているが、今後は、より具体的に記述することも必要であると思われる。

杉並区の行財政改革への取り組みは、数ある自治体の中でも最先端にあると評価できる。「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」の導入など、先駆的な取り組みを絶えず研究し、実現する行政運営は特筆に値する。

今後も、常に職員が改革意識を持ち、五つ星の区役所を目指した区政経営が望まれる。

当委員会のこの提言が区政運営に活かされ、杉並区政がさらに発展することを心から期待したい。

第3章 平成18年度外部評価結果のまとめ

1 施策の方向性

杉並区の施策評価では、成果指標を掲げ、その達成度や区民の満足度、コストなど様々な角度から事業の評価を行なっている。これらを総合的に評価して、さらに施策の方向性として下記の6項目に、施策を分類している。

今後の施策の方向性は、次年度以降の事業のあり方に大きな影響を与えるもので、外部評価委員会でも重ねて同様の評価を行うものである。

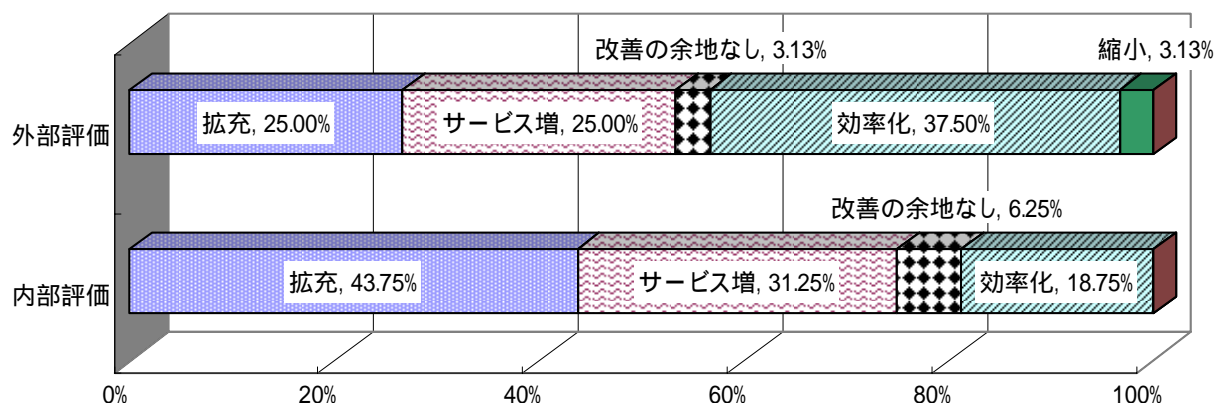
< 施策の方向性 >

- 拡充・・・・・・・・・・コストを増やして、成果をさらに上げるべきもの
- サービス増・・・・・・・・コストはそのまま、成果をさらに上げるべきもの
- 改善の余地なし・・・・・・・・コスト・成果ともに現状を維持すべきもの
- 効率化・・・・・・・・・・コストを減らして、成果を維持すべきもの
- 縮小・・・・・・・・・・コストを減らして、事業規模を縮小すべきもの
- 統廃合・・・・・・・・・・抜本的に見直して、廃止か他の事業と統合すべきもの

< 施策の方向性の評価結果 >

	外部評価	内部評価
拡充	8	14
サービス増	8	10
改善の余地なし	1	2
効率化	12	6
縮小	1	0
統廃合	0	0

施策評価の内部評価・外部評価結果グラフ



2 外部評価結果（概要）一覧

（1）政策・施策評価に対する外部評価結果

政策	施策	対象名	ページ	内部評価	外部評価
2 安全で災害に強いまちをつくるために			12		
	9	災害に強い都市の形成	14	拡充	拡充
	10	水害対策の推進	16	拡充	拡充
	11	防災力の向上	18	拡充	拡充
4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために			20		
	16	環境施策の枠組みづくり	22	サービス増	サービス増
	17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	24	拡充	サービス増
	18	環境配慮行動の推進	26	サービス増	効率化
	19	公害の防止	28	サービス増	サービス増
	20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	30	効率化	効率化
7 共に生きるまちをつくるために			32		
	30	高齢者の社会参加と交流の拡大	34	サービス増	効率化
	31	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援	36	拡充	拡充
	32	介護保険サービスの基盤整備	38	拡充	拡充
	33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	40	拡充	拡充
	34	障害者の地域社会での自立支援	42	拡充	効率化
	35	地域福祉の基盤整備	44	拡充	効率化
	36	生活の安定と自立への支援	46	サービス増	効率化
	37	国民健康保険及び国民年金の運営	48	改善余地なし	効率化
12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために			50		
	48	働くひとびとの条件整備	52	効率化	縮小
	51	NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備	54	サービス増	拡充

外部評価（要約）

限られた予算を効果的・効率的に執行するため、本政策を包括的に捉えるべきである。その際、国、都、消防、住民、NPOなどステークホルダーとの連携・協働を見据えた政策を実施すべきである。

強い都市形成に向けて具体的事業が着実に成果を挙げている。防災に対する区民の関心は高く、今後も更に積極的に取り組んでいくべきである。

雨水流出抑制対策は、区民にとって大きな関心事でもあり、今後も拡充が求められている。区民に対する十分な説明や情報提供のあり方については、再考する必要があるのではないか。

一般的に事業間の連携強化を通じて実質的效果を上げることが可能ではないか。また、協働のあり方等については、個別事業を超えて検討する必要があるのではないか。

政策自体に問題はないが、意識して環境配慮行動がとれるよう区民などに協働で働きかけることが重要である。「区政によって統制できないもの」「他の行政庁の管轄であるもの」「区民等が自主的に行うべきもの」に活動を区分して施策を再構築してはどうか。

施策の実施にあたり、区民や環境団体等と協働で実施している点は評価できる。しかし、その成果については区民の活動にかかっているため、環境配慮行動の測定、参加者の意識調査を推進すべきである。

ごみの排出量およびリサイクル率について改善が見られるが、地域別の差異と施策との関係を分析するべきである。

施策17「ごみの発生抑制及びリサイクルの推進」との関係が不明確である。レジ袋削減は象徴的事業として重要であるが、環境目的税などの検討に期待したい。

大気汚染や騒音・振動の抑制は区民生活の基本であるが、区政で対応できる分野は限定される。条例などで環境規制を検討することが重要である。

特に夏季については、作業効率改善の観点から、ごみの早朝・夜間収集も検討してよいのではないかと。また、地域の排出率に応じた還元や奨励金の交付などを考慮して協働の推進を図ることを検討してはどうか。

数字達成だけを目標とした政策づくりにならないようにする必要がある。高齢者、障害者等については、基本は自律の道が最も好ましく、そのための施策に重点を置くのが高齢化時代のあり方と言える。

ボランティア活動に限らず、高齢者の技術や知識を域内の中小企業で活用し、一定の収入を得られるなどの道も模索すべきだろう。高齢者に限定した施設ではなく、老若男女が交流できる場を設けることが必要である。

高齢化社会にとっては避けて通れない問題であり、拡充せざるを得ない。地域社会がこの問題に真剣に取り組むような施策が必要だろう。

特別養護老人ホームの入所者平均待機期間が1年以上というのは、早急に解消すべき問題である。前年度より短縮したのは、入所審査を厳しくしたためともいえる。また、満足度が低下したことも真摯に受け止めるべきである。

地域・企業の理解・協力を深めるための施策を根気強く継続していくことが肝要である。また、企業やNPO等との協働について、具体的なあり方を検討してほしい。

施策33「障害者の社会参加や就労機会の拡大」との違いが明確ではない。一体的に考えたほうがよいのではないかと。成果指標について、3年間未記入のものがあり、評価ができない。

成年後見制度の記述が多く、地域福祉の基盤整備の広がりを感じさせるものがやや希薄な印象を受ける。福祉政策全体を支える基盤づくりという視点に立った場合、他の施策との関連付けなど総合的な対応も必要なのではないだろうか。

就労支援による就労件数が前年度比で2倍以上になっているが、単なる生活保護ではなく、働く意欲を持たせる、働くチャンスをつかむ糸口を作る、という施策が大切である。

国の制度の枠内でできることは限られるが、効率化、一部業務の委託は今後も力をいれていくべきだろう。区民の健康増進の施策強化による1人当たり医療給付費を抑えることも必要だろう。

中小企業勤労者の福利厚生補完という縮小方向の政策と、NPO等区民のボランティア活動を支援・協働するという拡充方向の政策という異なった目的の政策をかかえている。今後は、NPO等の支援・協働の拡充という政策方向への舵とりを明確にして政策の戦略性を示していく必要がある。

中小企業勤労者向けの施策という施策自体の位置づけが低下するなかで、国庫補助の廃止という現実となっている。かりにこの種の施策を行うとしても広域自治体のほうが効果的・効率的である。よって杉並区としては縮小の方向をとるべきである。

「NPO支援基金制度」による寄付は、杉並区民の自発的支援としては少なすぎる。市川市のボランティア財政支援制度（住民税の1%の納税者による選択的支援）を超える普遍的な制度を構築してはどうか。

政策	施策	対象名	ページ	内部評価	外部評価
13 魅力ある学校教育のために			56		
	52	教育施策の執行体制の確保	58	拡充	拡充
	53	豊かな学校教育づくり	60	拡充	サービス増
	54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	62	サービス増	サービス増
	55	教育施設の整備・充実	64	改善余地なし	改善余地なし
	56	学校教育の環境整備	66	拡充	効率化
	57	多様な教育機会の提供	68	サービス増	サービス増
	58	就学のための経済的支援	70	サービス増	効率化
18 区政を支える基盤整備			72		
	70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	74	効率化	効率化
	72	行政財産の適切な取得・運営及び維持管理	76	効率化	効率化
	73	政治意識の高揚と政治参加の促進	78	効率化	サービス増
	78	効率的で効果的な組織・体制づくり	80	効率化	効率化
	83	危機管理体制の強化	82	サービス増	サービス増

(2) 区民アンケートに対する外部評価結果

自転車問題の解決	84	拡充	効率化
ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	86	拡充	サービス増
保育の充実	88	拡充	改善余地なし
NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備	90	拡充	サービス増
豊かな学校教育づくり	92	拡充	サービス増
危機管理体制の強化	94	サービス増	効率化

(3) 財団等経営評価に対する外部評価結果

財 団 等		ページ
財団法人	杉並区勤労者福祉協会	96
財団法人	杉並区障害者雇用支援事業団	97
財団法人	杉並区スポーツ振興財団	98
社団法人	杉並区シルバ－人材センター	99
	杉並区文化・交流協会	100

外部評価（要約）

<p>在籍率を高めるためには、実験的な事業を複数展開するよりも、ニーズに沿った事業を重点的に実施することが効果的である。また「開かれた教育委員会」の推進に向けて、保護者・学校・地域の声が直接反映される教育委員会制度を構築することが重要である。</p>
<p>教育広報事業における「杉並区の教育」・「すぎなみ教育報」発行部数が少なく、区民に知れ渡っていないため効果は低い。効果を高めるのであれば区報との統合が望ましい。</p>
<p>様々なプロジェクト事業の集まりからなる施策であるが、実施方法の改善の他、ニーズの低い事業・費用対効果の低い事業については統合・廃止を検討してほしい。</p>
<p>費用対効果の高い学校給食の委託化によって節減された予算を疾病相談・安全対策・衛生環境整備に使ってほしい。体力向上や食育に関しては、児童・生徒、家庭、学校の連携づくりを一層努めていただきたい。</p>
<p>大規模改修・改築にあたっては早期に計画を策定するとともに、資金計画を検証するべきである。また、質・コスト両面から最も効果の高い入札方式を取り入れてほしい。</p>
<p>限られたコストで適切な教育環境整備をしていくためには、事務事業の取捨選択の必要性がある。施設維持・運営管理事業については、個々の施設管理委託全体を一括委託することを検討していただきたい。</p>
<p>多様化・重複化する障害や各種原因による不登校、情緒障害児のための通級学級の必要性の増大、更に特別支援教育のニーズを把握しなければならない本施策においては、組織的かつ専門的なサポートシステムの構築が期待されている。</p>
<p>私立幼稚園に対する心身障害児教育対策費補助金について見直しが必要である。また、職員数やノウハウからみて、奨学資金の償還率が今後飛躍的に上昇するとは考えられない。回収業務の委託化等について検討してほしい。</p>
<p>これまでも総務事務、施設管理事務の委託化など「市場化」は進んできたが、今後は「市場化提案制度」による判断基準によって、引き続き協働化を進めるなかで、行政と企業と地域社会・NPOとの役割分担・連携関係を再構築することが基本方針となる。</p>
<p>IT化や委託化により内部事務の効率化が進んできていることから、「効率化」を目指しつつ、「公権力性」や「意思決定性」に抵触したところで事務を見直す、ということが基本的な改革の進め方であろう。</p>
<p>財産管理施策と施設建設（維持補修を含む）施策に仕分けて評価の視点を構成すべきである。いずれも「公権力性」「意思決定性」が薄い事業が多いので、委託を活用すべきである。</p>
<p>現在の成果目標と成果指標があいまいであるために、評価もあいまいとなっている。成果指標として「投票率」を掲げるべきである。</p>
<p>顧客満足と職員の意識のギャップを解消するためには、公務員が生涯にわたる個人としてのキャリアデザインを構築すること、短期的なインセンティブとしての業績主義を組み込むことが必要である。</p>
<p>行政、企業、市民の連携・協働が重要となっているが、その連携・協働の前提となる役割分担に対する各主体の認識が大きく異なることが問題である。まずは安全・安心をそれぞれがどう認識するかが施策の始まりである。</p>

<p>平成22年度目標値（3,500台）の根拠が明確ではない。過去の実績から考えると、目標が低すぎると思われるも仕方ないだろう。</p>
<p>地域活動の支援や区政への関心・参加を深めることが環境改善の行動につながっている傾向にあるので、時間はかかるかもしれないが地道な地域活動支援が必要である。</p>
<p>施策の進展に加え、少子化で入所待機に対する区民の関心度が弱まってきていると思われる。所管の対処方針については、特に問題ないと思う。</p>
<p>区民の当事者意識が低いのは、都会の持つ近隣社会に対する無関心さの広がりや、区政の情報公開が不十分で、ボランティア活動、区との協働などの実態が住民に伝わっていないからではないか。</p>
<p>区の対処方針に問題はないが、対処方針を具体的に実施する学校と目的・目標が共有されることが重要である。</p>
<p>認知することが困難な犯罪（ドメスティック・バイオレンスなど）があるという点に留意し、今後の目標設定にあたっては、犯罪認知件数に過度に依存せず、安全・安心意識調査などによる複数の指標を活用すべきである。</p>

外部評価（要約）

<p>補助金依存度の高さと管理費の増加が目立つ。補助金依存度の高さは区派遣職員人件費に負うところが大きく、責任の所在が財団にあるのか区にあるのか曖昧である。区派遣職員数は必要最小限度に留め、財団の責任を明確にする必要があると考える。</p>
<p>就労機会の開拓や職業準備訓練など目的にそった事業内容を展開している。ただし、障害には肉体的、知的・精神的など種々のものが存在するため、特性に応じた内容がなされているか、希望者への充足状況などの評価が望まれる。</p>
<p>施設利用者数が増加傾向にあることは評価できるものの、それが収入に結びついていない。利用者の実態が団体か個人かなど詳細な調査をしたうえで、民間との比較が可能になると考える。</p>
<p>高齢化の進行、退職後世代の増加は、高齢者会員の増加と身の回りの家事サービスの発注という2つの経路で事業拡大をもたらす。区からの受託事業は依然として高い水準であり、今後は目標を立てて、受託内容を精査しながら計画的に削減すべきである。</p>
<p>依然として補助金への依存度が高い、会員が減少傾向にある、国内・国際交流事業の参加者数が大幅に減少しているといった経営実態からは、優良な経営を行っているとは考えにくい。同協会は、18年1月の見直しにより文化協会と交流協会に分離されたことから、今後は更に厳しい運営を迫られるのではないだろうか。</p>

3 政策・施策評価に対する外部評価結果

政策 2 安全で災害に強いまちをつくるために

<p>政策目標</p>	<p>幹線道路沿道等の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図る。木造住宅密集地域では道路・公園等の整備などを行い、居住環境を改善し、防災性を向上させる。橋梁の耐震補強や拡幅整備を行い、利用者の安全性などを確保する。耐震診断の助言・指導等を行い、民間建築物の安全性を高める。河川・下水道等の治水施設の機能強化や雨水流出抑制対策など総合的な治水対策を行い、水害を防止する。大地震に備え、区の防災態勢はもとより、地域の防災力をさらに高め、公助・自助・共助の三位一体による防災対策を進めるとともに、都市型水害対策を進める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>環状8号線不燃化促進区域内の不燃化率を平成17年度に70%にする。天沼三丁目地区では道路・公園等の整備を進め、進捗率(事業費ベース)を平成22年度に100%にする。阿佐谷・高円寺地域においては「地域の防災まちづくり計画」を策定する。橋梁整備計画に基づき優先整備を行う24橋について、耐震補強橋梁整備率を平成22年度に100%にする。木造住宅の精密診断件数に対する耐震改修助成件数の割合を平成22年度に100%にする。道路の改修に伴い雨水浸透施設を設置する(浸透柵130箇所・浸透管100mが年間の設置目標)。防災対策の充実に向け、実施計画事業の着実な推進を図り、区民の「震災・水害対策の理解、認知」・「地域における防災活動参加」・「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>環状8号線不燃化促進事業区域の不燃化率は平成17年度に70%となり目標に達した。天沼三丁目地区では進捗率(事業費ベース)が17年度は86%となった。阿佐谷・高円寺地域については、「阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画」の策定作業を進めた。橋梁の耐震補強は、優先整備24橋に対し耐震補強橋梁整備率が17年度までに累計で63%と6割を超えた。木造住宅の耐震改修助成率は、17年度からの事業ということもあり12%にとどまった。水害対策では、区道や私道、宅地への雨水浸透施設の設置は順調である。家庭内での防災対策は、「懐中電灯の用意」が64.6%と最も多く、次いで「携帯ラジオ(テレビ)の用意」(42.6%)、「非常用食料・飲用水の用意」(37.8%)となっている。</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>安全で災害に強いまちをつくるため、今後も引き続き各事業を推進していく。建物の不燃化・耐震化を促進し、燃えにくい市街地の形成や避難路の確保を図るとともに、木造住宅密集地域においては道路・公園等を整備し、居住環境の改善と防災性の向上をさらに図っていく。橋梁利用者の安全性や利便性の確保のために、橋梁整備計画に基づき橋梁の耐震補強や拡幅整備を堅実に行う。既存建築物の耐震診断について、制度の拡充を図りつつ耐震診断支援事業を着実に推進していく。台風や大雨時の溢水等を防ぎ地下水の涵養等を図るため、雨水の浸透策を進める。雨水浸透施設による処理量は、時間降雨量換算で10mmを最終目標とする。さらに、東京都建設局・下水道局との協働を進める。防災力の向上に向けて、実施計画事業である「防災対策の推進」を着実に進める。震災救援所運営連絡会において、各震災救援所の運営ルールを作成するとともに、実践的な訓練等を実施し、災害時の救援活動の拠点としていく。 課題としては、住民の理解と協力をどのように図っていくか、また、協働をどう進めていくかが挙げられる。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>当該年度は、大きな被害が生じた昨年9月4日の豪雨を教訓に、都市型水害への対策を見直し、緊急に取組むべき対策を中心にレベルアップが図られた。たとえば、水防情報システムの拡充、ハザードマップの更新、都市型災害対策緊急部隊の新設、さらには、雨水流失抑制対策の推進などである。これらの対策は、河川改修の進捗状況などから、局地的な集中豪雨への抜本的な対策が困難とされることを踏まえたものであり、今後も引き続き取組む必要がある。こうしたことに加え、今年1月にまとめられた「専門家委員会」の報告書の具体化に向けた新たな取組みが求められている。</p> <p>一方、到来が予想される大地震への備え、すなわち、倒壊しない建物・燃えないゆりのある市街地形成に向けた対策、また、実効性ある災害時の避難・救援対策をはじめとする防災力の向上についても、当該年度は着実に取組みが進められた。たとえば、17年度に開始した既存建物の耐震診断士の無料派遣は、約900件の実績を挙げたのをはじめ、環8沿道の不燃化事業の目標(不燃化率70%)達成と事業の終了、天沼三丁目での防災公園の整備や蚕糸跡地周辺地区での密集事業の推進などは端的にこの間の成果を示すものである。</p> <p>しかしながら、大地震への備えについては、なお、防災情報システムの拡充や避難救援体制の整備など、ソフト面での対策や密集地区を重点とする防災まちづくり、ライフラインの耐震化など、多岐にわたる対策が必要である。国、都など関係機関とも連携を図り、引き続き取組みを強化することが求められている。</p> <p>今後は、既定の事業を着実に推進することとあわせ、たとえば、取組み開始から相当の期間を経ている阿佐谷・高円寺地区の防災まちづくりの事業計画の策定を早めることなど、新たな施策の展開に向けた努力が必要である。</p>
-----------	--

【外部評価】

政策内容への評価	<p>「安全で災害に強いまちづくり」は区民の生命財産に直結する政策分野であり、時の財政状況などに大きく左右されてはならない。特に杉並区では、9月の豪雨による被害が区民生活を直撃したこともあり、危機意識も高まっていると考えられる。限られた予算を効果的・効率的に執行するためにも、「安全で災害に強い」という政策を包括的に捉えてゆくべきである。3つの施策内の事業には関連しているものが多々あることから、事業の統廃合、連携を積極的に推進してゆくべきだと考える。その際、日頃から他のステークホルダー(消防署や都、国、住民、学校、NPO、ボランティア等)との連携・協働を見据えた政策を実施するべきである。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>具体的に数値化できる評価については詳細な記述がある一方、計画策定といった事業については「作業を進めた」といった表記が散見され、何が具体的に進展したのかが不明なままだった。</p>
政策を構成する施策についての意見	<p>施策10の「水防訓練」事業と11の「総合震災訓練」事業や「モデル防災会訓練」事業等は実施主体を一括・統合することによって効率化・重複の排除(合同実施等)が期待できるのではないかと(事実、訓練について住民からも不満が出ている)。また、施策9の「がけ・擁壁改善資金融資」事業や施策10の「雨水流出抑制対策(私道)」事業等は統廃合が必要。</p>

【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・私道整備事業は、私道の環境改善を図る上で重要な事業であり、その中で雨水流出抑制対策を行っていく。 ・施策9「がけ・擁壁改善資金融資」事業は、19年度から4ヶ年で行うブロック塀等調査指導(実施計画事業)の中で、避難路、通学路沿道のブロック塀等の調査を予定しており、それにあわせて擁壁についても把握を行う予定であり、その結果をもとに検討をしたい。 ・施策9の「がけ・擁壁改善資金融資」事業や施策10の「雨水流出抑制対策(私道)」事業は、今後も別事業として取り扱っていく。 ・計画策定については、作業の進捗状況を具体的に示すように努める。 ・「モデル防災会訓練」については重複の排除及び実施主体を住民とすることを目的に、平成18年度から「地区防災会訓練」として住民主体の新たな形式で実施することとした。 ・「水防訓練」と「震災訓練」については、水害対応と震災対応では実施時期や内容が異なりそれぞれで対応した方が効果が上がると考える。しかし、災害時の対応力を高める点においては互いに共有できることから、参加する住民の負担軽減と効率的かつ効果的な視点に立って、水害常襲地区などにおいて可能な限り合同の実施を図るよう努める。なお、昨年9月の堀ノ内2丁目町会においては防火水防訓練を実施したところである。
------	---

施策 9 災害に強い都市の形成

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>幹線道路沿道等の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図る。木造住宅密集地域では道路・公園等の整備などを行うことにより、居住環境を改善し、防災性を向上させる。橋梁の耐震補強や拡幅整備を行い、利用者の安全性・利便性を確保する。既存建築物等の耐震診断の助言・指導、補強につながる支援を行い、民間建築物の安全性を高める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>幹線道路沿道等の建物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成や避難路の確保を図る。木造住宅密集地域では道路・公園等の整備などを行うことにより、居住環境を改善し、防災性を向上させる。橋梁の耐震補強や拡幅整備を行い、利用者の安全性・利便性を確保する。既存建築物等の耐震診断の助言・指導、補強につながる支援を行い、民間建築物の安全性を高める。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>環状8号線不燃化促進区域内では、不燃化率が17年度70%と目標の70%に達した。天沼三丁目地区では、進捗率(事業費ベース)が平成15年度9%が平成17年度は86%となった。阿佐谷・高円寺地域については、「阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画」の策定作業を進めた。橋梁の耐震補強は、優先整備24橋に対し、耐震補強橋梁整備率が17年度までに累計で63%と目標の6割を超えた。木造住宅の耐震改修助成率は、17年度からの事業ということもあり12%にとどまった。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>区は、安全で災害に強いまちをめざしており、災害に強い都市の形成は区政の根幹をなす。幹線道路沿道等の建物の不燃化促進、橋梁の耐震化・拡幅整備は、延焼遮断帯の形成や避難路の確保に寄与する。木造住宅密集地域における道路・公園等の整備などは居住環境を改善し防災性を高める。地域の防災まちづくりを推進するうえで「地域の防災まちづくり計画」の策定は必須といえる。倒れない建物とするための耐震診断支援は重要である。このように、政策への貢献度は大きい。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>補助事業で委託を必要とするものや区自ら行う工事請負・委託形式が適切と考える事業は、引き続き委託により企業・個人事業者と協働していく。その際、協働等の形態が現状で業務量の50%未満に相当するものは50%以上としていく必要がある。協働等のあるべき姿が行政直轄となっている事業も含め、事業の普及・啓発については協働等が可能と思える事業もあるので、工夫を凝らし協働等を推進していく必要がある。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>市街地大火を防ぐ延焼遮断帯の形成や安全で円滑に避難できる避難路の確保のために、幹線道路沿道等の建築物の不燃化や耐震化を促進する。区内には中央線沿線などに木造住宅密集地域が広がっており、道路・公園等を整備することなどにより当該地域の居住環境の改善や防災性の向上をさらに図っていく。避難路の確保や平時の交通の安全性の観点から橋梁の耐震補強や改良が早急に求められており、橋梁整備計画に基づき橋梁の耐震補強や拡幅整備事業を計画的に進める。既存建築物の耐震診断については、制度の拡充を図りつつ耐震診断支援事業を着実に推進していく。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>住民の生命と財産を守るため、災害に強い都市の形成は、もっとも重要な施策のひとつであり、区は今後も積極的に取り組んでいく必要がある。17年度から開始した既存建物の耐震化支援については、とりわけ耐震診断が目標(千件)に近い900件の成果を挙げた。また、環8沿道の不燃化は、目標(不燃化率70%)を達成。10年間の事業を終了した。一方、天沼三丁目や阿佐谷・高円寺などの地区ごとの防災まちづくりは、それぞれ課題を抱えているが、天沼三丁目については、防災公園(旧池畔亭)の整備が概ね順調に推移している。また、阿佐谷・高円寺については、これまでの取組みをまとめる観点からも、できるかぎり早期にまちづくり計画を策定する必要がある。今年度の防災模擬訓練などを切り口に住民の関心を高め、合意形成を図ることが求められている。</p>
------------------	---

【外部評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>強い都市形成に向けて具体的事業が着実に成果を挙げている点は評価に値する。防災に対する区民の関心は高く、今後も更に積極的に取り組んでゆくべき施策である。例えば、住宅密集地の安全対策(「阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画の策定」事業)や、「橋梁新設改良」や「橋梁維持補修」事業は区民の安全確保に不可欠な事業であり、早急な対策が求められている。更に、耐震性向上のための助言・指導についても、今後とも積極的に関係者との協働を通じて推進していくべきである。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等への評価</p>	<p>国や都からの補助金による事業等、行政主導による実施が主になっている為に協働を推進しにくいことは理解できるものの、区民への説明・情報提供・相談といった事業については専門家やNPO等との連携が必要ではないか。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>全体的に事業評価が丁寧に記載されており、解り易かった。</p>
<p>施策を構成する事務事業についての意見</p>	<p>全般的に今後も拡充が求められる事業が多い一方、限られた予算を効率的に執行する為にも、必要なくなった事業の統廃合を積極的に進めるべきである。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>・協働については、橋梁整備計画に基づき「橋梁新設改良」や「橋梁維持補修」の事業を進めていくうえで、今後とも、専門家等の意見を参考にしていく。また、他の事業でも情報提供や相談などについて、専門家やNPO等と連携していくよう努める。 ・事業の統廃合について、環状八号線不燃化促進事業は廃止する。また、かけ・擁壁改善資金融資は統廃合を検討する。 ・住宅密集地の安全対策(「阿佐谷・高円寺地域防災まちづくり計画の策定」事業)や、「橋梁新設改良」や「橋梁維持補修」事業は、今後も個別の事業として取り扱っていく。</p>
-------------	---

施策 10 水害対策の推進

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>河川や水路、下水道などの治水施設の機能強化や、雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を行う。また、消防署、消防団、防災市民組織や建設業界団体など、水防関係機関と協力して水害を防止する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>道路の改修に伴い雨水浸透施設を設置する。浸透枡130箇所、浸透管100mが年間の設置目標である。水防関係機関と合同水防演習を梅雨・台風シーズン前に開催する。雨水浸透枡の設置など、民間の建築計画の雨水流出抑制対策を助成する。年間の目標は100件である。私道整備助成に透水性舗装を進める。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>区道や私道、宅地への雨水浸透施設の設定は順調である。環7地下河川の善福寺川取水口は昨年9月から稼働開始した。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>河川・下水道の基本的な治水施設は都が整備・管理しているため、区の事業で「安全で災害に強いまちをつくるために」という政策への貢献は限られている。建設局・下水道局とは密接に連絡し、協力して河川改修・下水道再構築を進めていく。一方、雨水浸透施設は、河川や下水への流れ込む雨水を軽減して水害を抑止するだけでなく、地下水を涵養し自然環境を保全する、という効果がある。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>杉並区内では、建設局・下水道局の河川改修・下水道改善計画が進行している。工事の早期完了に向けて協力していく。突発的、局地的な集中豪雨の即時対応は困難である。水害の予想される地域には土嚢や排水ポンプを事前配備し、地元を活用してもらう体制が必要である。水害時の対応は、土嚢積み、ポンプ排水が主である。区内の建設業者団体との連携を密にして、速やかに対応できる体制を整えている。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>雨水浸透施設による処理量は、時間降雨量換算で10mmを最終目標とする。総合治水対策の根幹である河川改修と下水道改善を積極的に推進するため、建設局・下水道局との協働を進める。突発的な出水に備え、地元マンパワーの活用を図りたい。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>水害を防止するためには、河川改修と下水道整備、および雨水流出抑制対策からなる総合治水対策を着実に推進していくことが重要である。区は河川改修と下水道施設の改善を都に強く要請をするとともに、公共施設や民間の敷地内に雨水の浸透、貯留施設を設置する雨水流出抑制対策を順調に進めた。今後、この抑制対策事業は更に助成制度の対象施設を拡大し、充実に図っていくことが大切である。また、9月4日の集中豪雨を受けて、河川の水位計・雨量計・警報機の改修・増設や新洪水ハザードマップの作成など緊急事業を実施し、水防機能や区民への情報提供の強化を図った。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>雨水流出の抑制対策は、台風等の豪雨による災害が発生していることから区民にとって大きな関心事である。拠って、本施策は今後も拡充が求められている。一方、「住民の自衛力を高める必要性」や「区民の防災意識の高揚を図る」が事業のあり方点検や今後のあり方として明記されているが、具体的な内容が見えない。区民に対する十分な説明や情報提供のあり方を再考する必要があるのではないかと。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>企業に対する工事請負が広義の協働にあたるかは疑問が残る。また、「水防訓練」事業における「原状を維持」は、協働の内容が明記されていないために、評価できない。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>全体として、記載にばらつきがある。詳細な報告・分析が明記されている事業と実施内容が十分記載されていない事業が混在している。具体的には、当該年度の評価目標が事業全体の中に位置付けられていると解りやすいが、「道路の路面改良」事業にあるような浸透量の表記だけでは区民には理解しづらいのではないかと。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>「雨水流出抑制対策工事助成」で助成件数が当初の計画を下回っているのは、区民に「積極的にPR」されていないからではないかと。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>住民の自衛、防災意識の高揚を図るため、広報で土のう貸し出し等のお知らせ、「杉並区洪水ハザードマップ」の窓口閲覧、18年度では水防の手引き(ハザードマップ掲載)の各戸配布、水防の手引き・河川水位・雨量情報のホームページ掲載を行いました。水防訓練では、地域住民、消防団、消防署等とともに、実践を想定した訓練を行っており、18年度では休日を利用し、土のう・水のう作りなどの一般住民が参加できる体験コーナーを実施しました。「雨水流出抑制対策設置工事」の評価表の記入方法については、事業の成果が区民にわかるように検討を行います。「雨水流出抑制対策工事助成」を、18年度から対象敷地を300㎡から100㎡に拡大し、区民に広く知らせるためポスター、パンフレット及びホームページでPRを行っています。</p>
------	---

施策 11 防災力の向上

(上位政策:政策2 安全で災害に強いまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>南関東直下型地震発生の切迫性が指摘されている中、来る大地震に備え、区の防災態勢はもとより、地域の防災力をさらに高め、公助・自助・共助の三位一体による防災対策を進める。併せて、大雨に対する備え、特に都市型水害対策を進める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>防災対策の充実に向け、実施計画事業の着実な推進を図り、区民の「震災・水害対策の理解、認知」「地域における防災活動参加」「家庭内での防災対策実施」の度合いを高めていく。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>・家庭内での防災対策は、「懐中電灯の用意」(64.6%)が6割台半ばと最も多く、次いで「携帯ラジオ(テレビ)の用意」(42.6%)、「非常用食料・飲用水の用意」(37.8%)、「家族との連絡方法や待ち合わせ場所の確認」(34.5%)などの順となっている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>南関東直下型地震が近い将来発生するといわれている今日、地震への備えをし、震災訓練を行い、被害を最小限に抑えなくてはならない。また、水害対策として情報提供を早期に行い、区民が水害への備えをして、被害を抑える。 安全で災害に強いまちをつくるためには、防災力の向上は大きな貢献となる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>地域の防災会や町会が核となり、行政・学校・区民が連携して、災害時の救援活動の拠点となる震災救援所の円滑な運営を目標に、区立小中学校全67校に震災救援所運営連絡会を平成17年度設立した。 今後、震災救援所運営連絡会が中心となって、各震災救援所の運営ルールの作成をする。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>実施計画事業である「防災対策の推進」を着実に進める。また、震災救援所運営連絡会において、各震災救援所の運営ルールの作成するとともに、発災時に応急・救援活動等が円滑に行なえるよう、実践的な訓練等を実施し、災害時の救援活動の拠点としていく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	安全で災害に強いまちを実現するうえで、本施策の果たす役割は大きい。昨年9月4日の集中豪雨による甚大な被害を教訓に、緊急部隊の整備による即応態勢の確保をはじめ、防災諸設備の改善、実践的な震災訓練、及び震災救援所運営連絡会の活性化など、ハード・ソフト両面からの取り組みは評価できる。しかし、防災対策の区民認知度や防災訓練への参加率は伸び悩んでおり、今後は、防災関係諸団体の役割分担を明確にしたうえで、区民防災意識の高揚や防災リーダーの育成等を通じた地域防災の強化に取り組む必要がある。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	全般的に事業間の連携強化を通じて実質的效果を上げることが可能ではないか。例えば、「避難場所への誘導」といった事業は区の責任で行うとあり、協働も実施されていないが、認知度が低い震災救援所や広域避難場所についての対策は、各種訓練や防災マップ作りといった事業と協力(統合)することによって効果アップが期待できるのではないだろうか。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	「防災市民組織の運営」事業や「防災リーダーの育成」事業、「防災マップづくり支援」事業については、それぞれ地元住民や消防署、NPO等との協働が実施されやすい分野であり、こうした関係者の協力なくして実施できない事業でもある。従って、協働のあり方等については、個別事業を超えて検討する必要があるのではないかと。
評価表の記入方法などについての評価	全般的に事業評価表の記載情報が少ない。中でも予算執行状況や前年度の改革案の取組状況に記載がないのは何故か。
施策を構成する事務事業についての意見	「地域防災計画の策定」事業は、年一回の防災会議を開催したのみであるが、総事業費に1千800万円かかっている(大半は常勤職員2名の人件費)。これはコストがかかり過ぎなのではないか？また、「防災行事・PRの推進」は予算執行状況の説明がないため良く解らないが、実績が計画を下回っているのは何故か。他の施策事業で区民に対する理解を促進させることの重要性が謳われている中、こうした事業を地道に実施してゆくことが大事なのではないだろうか(また、同事業は「区が自ら実施しなければならない」と協働の可能性を却下しているが、その理由が明確ではない)。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>防災会議に諮るまでに、区の防災に対する考え方の整理や方針及び施策・事業の検討をするとともに、地域防災計画を区の各所管課や警察消防等防災関係機関と調整しながら、その検討結果と都の防災計画を踏まえて策定しており、防災会議はその承認を得るために開催しています。</p> <p>なお、18年度は学識経験者に参画いただき防災会議専門委員会を設置し、杉並区の被害の特徴と今後取り組むべき課題を検討しています。</p> <p>活動指標(1)の講演会参加者の計画数は、「講演会場の定員」を設定した。実際に出席を呼びかけた対象は、防災会の会員3名ずつであったが、欠席者もあったため478名の出席となったものである。今後、防災会員以外も含めて対象とした講演会を開催し、より多くの参加者が見込まれば、より大きな会場を設定して広くPR活動を行っていく。活動指標(2)の起震車出動回数については、大きな数となった16年度実績を目標値としたが、そこまでの出動回数とはならなかった。今後より多くの機会を捉えて、起震車の活動のPRに努めていく。</p> <p>協働については、実現していない事業でも、協働の可能性が皆無なわけではない。今後は、より防災意識の啓発、区の防災行事のPRを行っていくとともに、協働の相手方を探索していく。その際には個別の事業の枠をこえ、区及び地元住民、関係機関まで広く検討していくよう努めていく。</p>
------	--

政策 4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために

政策目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。 2 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。 3 持続可能な地域社会をつくるため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動が自然にとれるようにする。
当面の成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 二酸化炭素の排出量について、平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比で2%削減する。 2 自動車等から発生する二酸化窒素(NO₂)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。 3 平成24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。 4 平成24年度、リサイクル率を43%に高める。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 二酸化炭素の排出量削減に向けては、区民・事業者への啓発に基づく自主的な取組みだけでなく、省エネ行動計画に基づいた施策の取組みによって目標の達成を図る。 2 大気汚染測定数値は、全体的にはここ数年横ばい状態ではあるが、ディーゼル車規制が実施されたことにより、浮遊粒子状物質(SPM)は減少傾向にあり、今後二酸化窒素(NO₂)濃度の減少も期待できる。 3 資源回収、ペットボトル回収量の増加に伴い、家庭系のごみ量は毎年度減少し続けている。 4 17年度ははじめてリサイクル率が20%を超えた。またプラスチック製容器包装の分別回収地域を拡大したことで、今後は更なる不燃ごみ量の減少とリサイクル率の向上が期待できる。
今後の政策目標の方向と課題	<p>平成18年6月には、杉並区地域省エネ行動計画～地球を救え、すぎなみ省エネ作戦～を決定し、広報等を通じ、区民に協力を呼びかけたところである。区は省エネビジョンで二酸化炭素の削減目標を掲げており、区民・事業者と協力して環境配慮行動を推進し、次世代の子どもたちによりよい環境を引き継ぐ必要がある。そのため、区民の力を引き出す仕組みづくり(再生可能エネルギーへの助成や区民との協働)が課題になる。また、ごみの発生抑制についても、区民自身が積極的に取組めるような仕組みを順次整えていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指標について、集団回収の増加、六分の一の地域で実施したプラスチック製容器包装の資源回収などにより成果を挙げている。しかしながら、平成24年度目標値との差は大きい。 ・平成20年度の廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施に向けて、プラスチック製容器包装やペットボトルの資源回収を区内全域で積極的に展開することで、大きな改善が期待できるが、目標達成には更なる事業推進が必要である。 ・区民の高い環境配慮意識を行動に結び付けていくためには、意識啓発に加え、取り組み易いリサイクルメニューを設けたり、リサイクル・ごみ減量行動を促すインセンティブ要因が必要である。行政コストやリサイクル効果を積極的に伝えていくとともに、ごみ有料化の検討も不可欠である。

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減については、区は国の京都議定書目標達成計画を上回る厳しい目標を立てているが、その達成のためには、区民や事業者自身の省エネ行動が欠かせない。今回策定した「杉並区地域省エネ行動計画」はそのための道筋を示したもので、今後、いかに区民の理解を得ながら実践していくかが、課題となるが、今後の道筋を示した意義は大きい。 ・清掃事業移管時から職員数は大幅に削減しており、委託の拡大、執行方法の見直し、清掃事業所の高井戸事務所を閉鎖するなど成果を挙げた。しかし、清掃移管時の覚書等により事業展開に制約も残っている。6年の移行期間を超過し、覚書の見直しや職員の身分切り替えなど条件は変化してきている。また現在、平成17年度の個別外部監査の実施を受け内部で検討を進めており、これらを受け更なるコスト削減を実行していかなければならない。 ・リサイクルの推進では、収集した資源を圧縮梱包する資源化施設の確保が必要条件である。加えて、高い目標数値を達成するためには、ごみの発生抑制策に加え資源回収量そのものの増加が不可欠である。分別の徹底を図るとともに、資源回収のメニューを増やし、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中から資源回収を進める検討が必要である。 ・17年度は、職員及びコストの削減に取り組んだ結果、総事業費・職員数は着実にその削減効果をあげている。今後も、環境問題の動きを的確に捉えた、施策の展開を図る必要がある。
------------------	---

【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>政策自体に問題はない。ただし、政策目標において自然に環境配慮行動をとれるのは理想であり、意識して行動するよう区民など協働で働きかける必要がある。レジ袋などはその象徴的な効果をねらったものといえるし、環境税もそうである。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>区民の各層で意識して環境配慮行動を行っているかを日常的(年1回でなく)に認識できる指標を設定すべきである(子供から老人まで)。たとえば、マイカー利用の抑制、室温管理など。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>区政によって統制できないもの、他の行政庁の管轄であるもの、区民等が自主的に行うべきものに活動を区分して施策を再構築することが望まれる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の排出量削減に向けた杉並区地域省エネ行動計画の推進、大気汚染への取り組み、ごみ半減プランの達成やリサイクル率の向上などの政策を達成するためには、区民・事業者・行政自身のそれぞれが、日常から環境を考え行動することが重要なポイントとなる。こうした環境配慮行動が区民生活や事業活動の中で定着するよう、環境博覧会における省エネ宣言やエコマネーの取り組み、サミット成田東でのレジ袋有料化実験などの働きかけ、環境教育や環境学習など、今後も区民との協働で普及啓発を積極的に実施していく。 ・二酸化炭素の削減など環境配慮行動を意識して行っているのかを日常的に認識できる指標については、キッズISOなどの取り組みによって一定程度可能となっているが、今後も環境学習などの取り組みを進め、区民協力が得ることができ、且つ確かなデータ収集が可能な新たな指標を設定していく。
-------------	--

施策 16 環境施策の枠組みづくり

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	環境施策を円滑に推進するため、また、各施策を総合的に推進するための枠組みをつくり、区民・事業者・行政が協働することで、環境配慮行動を広く地域に定着させる。
当面の成果目標	環境博覧会開催については平成18年度から実行委員会を委員の主導で行い、環境博覧会の企画・運営ができるよう進める。また、環境清掃審議会運営については、環境清掃分野全般に対し適切な対応ができるよう運営していく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	環境博覧会ではアンケート調査などを基に、毎年企画の見直しを図るとともに、マンネリ化しないための新しい企画・運営に取り組み、活気ある区民主体のイベントとしていくことにより、参加者数の増加を図る。
政策への貢献度	生活スタイルの見直しなど環境配慮行動を実践する情報提供の場であって、より多くの参加者を得ることにより、地球規模の環境問題の解決や、循環型社会づくりにつながる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	環境博覧会については、区民・民間団体で構成される実行委員会を、実質的に区民主導で博覧会の企画・運営ができるよう進める。また、会場の変更、規模・内容の見直しなども検討する。
今後の施策のあり方	今後、環境施策の枠組みづくりをしていく上で、区民や環境団体等との協働は欠かせないものとなる。そのため、今まで以上に環境博覧会の運営や、審議会等への参加が求められるため、積極的に推進していく必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	環境博覧会は、区民や環境団体との協働をベースにした優れた取組みと考えるが、今後より一層区民や環境団体が主体的に博覧会の企画運営に取り組めるよう、実行委員会や作業部会のあり方も含め研究すべきである。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	環境博覧会への参加者数及び参加率は減少しているため、どのような層が参加しているか、参加後の活動変化を見るなど改善の余地がある。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	施策の実施について区民や環境団体等と協働で実施しているのはよいが、その成果については区民の活動にかかっているため自発的な環境配慮行動を記録するなどの試みを推進すべきである。
評価表の記入方法などについての評価	環境配慮行動をどのようにとっているかの測定・評価が必要である。せめて、参加者への意識調査を指標に含めるべきである。
施策を構成する事務事業についての意見	環境報告書・環境家計簿などの行動を促す事業の推進が重要。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	平成18年度の環境博覧会では省エネ宣言、省エネ相談、省エネチェックシートの受付を実施し、日常における省エネ行動の推進に成果をあげた。今後もより効果的な企画の検討が必要であるとする。
------	--

施策 17 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再利用・リサイクル・適正処理などについて、一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・行政が連携して実施していく。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>平成15年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画に掲げる家庭系ごみの40%削減をチャレンジ目標に掲げ、その具体的なプログラムである「ごみ半減プラン」を策定し、目標達成を目指す。また、容器包装リサイクル法等の法令を睨みながらペットボトル回収拠点の増設などによるリサイクル率の向上や廃プラスチックのサーマルリサイクル等の検討など具体的なごみ減量を着実に推進する。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>プラスチック製容器包装の分別回収地域を1/3に拡大するとともに、地域住民のリサイクル意識を高めていった。区内全域回収に向けて資源化施設の確保等の環境を整備していかなければならない。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>不燃ごみの大半を占めるプラスチックのごみの減量施策が、16年度までのモデル事業での検討を経て、平成17年度からの、プラスチック製容器包装の分別回収開始で進み始めている。17年度は、リサイクル率が20%を超え、目標達成の基盤が整いつつある。 今後は、施策のコストダウンに向けた効率的な収集運搬、選別保管の仕組みづくりを進めていく。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>ごみ減量の大きな目標に向けて、資源循環型のごみゼロ社会を築いていくためには、民間活力の活用がどうしても必要である。輸送の効率化などを図りながら、民間の力を活用したリサイクルを進めていく。 また、リデュース、リユースについても、ごみの発生段階における協働の減量策として、効果的な具体策を見出していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>ごみ減量のために、リサイクル率を向上させることにより、ペットボトル回収、びん・缶・古紙回収やプラスチック製容器包装の分別回収を進めていく。同時に過剰包装の抑制を目的とする杉並環境賞の選考・表彰などごみの発生自体を抑えていくように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていく必要がある。 また、20年度本格実施予定の廃プラスチックのサーマルリサイクルについても、区民理解を深めていながら事前準備をすすめていく必要がある。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>ごみ処理費用の削減に向けては事業の更なる効率化の取組みが欠かせないとする。また、ごみの適正排出(分別・資源化)の推進に向けては、区民との協働が不可欠である。そのためには、わかりやすい分別方法や具体的な目標や実績の提示など、区民参加に向けての働きかけの強化が必要である。廃プラのサーマルリサイクルの推進には、容器プラの回収とあわせて区民に十分な説明を行い、理解を得ることが不可欠である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>ゴミの排出量及びリサイクル率について改善がみられるが、地域別の差異と施策との関係を分析するべきである。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>分別収集やリサイクルの状況と協働の進展度合いについて分析しないと一概に言えない。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>指標の定義式や表現に専門用語が使用されていて一般区民にわかりにくいのではないかと(平均組成率など)。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>地元商店街との協働も必要である。なお、協働の場合の事業費の計上には民間事業者などに発生しているコストも勘案しないと、全体の活動水準が把握しにくい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策によるリサイクル率への影響を分析することは重要であるが、施策が浸透するまで時間がかかる。また、収集車両のルートを効率的なものとしているため、ごみ排出量、資源回収量を地域別に把握できないなどの問題点もある。 モデル事業開始当初には、検証のための組成調査等を行っているが、事業が安定した時期についての検証も検討したい。</p>
------	--

施策 18 環境配慮行動の推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>地域における環境配慮行動を推進し、区民・事業者・行政のそれぞれが、日常生活や事業活動を環境の視点から見直すことができるようにするとともに、できるだけ環境に負荷を与えない行動を自然に実践できる地域づくりを図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>地域における具体的な環境配慮行動実践のめやすとして、杉並区レジ袋削減推進協議会が設定するレジ袋削減目標(マイバッグ等持参率)である5年間で60%削減 - 15年:33%、16年:40%、17年:47%、18年:54%、19年:60% - に向けて取り組む。 区民・事業者・行政が協働して環境配慮行動に取り組み、地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を、平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比2%の削減をめざす。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の推進 システム構築等に一定の経費を要することから、小規模事業者を主とする区の産業構造上取得支援の検討が必要である。 ・レジ袋削減対策 区民等の意識に訴える手法には限界があり、今後の削減目標達成に向けての対応を図る必要がある。 ・杉並区全体の二酸化炭素排出量 目標達成に向けては、国等の施策と連携した区の総合的な施策の推進、区民・事業者の理解と取組みが必要である。
<p>政策への貢献度</p>	<p>レジ袋削減や省エネルギー行動は、誰でもすぐに実践できる具体的な環境配慮行動であり、環境カエルくらぶは環境配慮行動を地域に広げ根付かせていくための核となりうるものである。また、環境に係る学習機会の整備、環境情報の提供及び行政の率先行動(ISO14001)は、環境に関する区民・事業者の理解と関心を深め、取組みの契機として政策の推進に寄与するものである。多くの環境問題が、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷に起因することを考えると、地域における環境配慮行動の推進は、政策実現に不可欠である。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>すぎなみ環境カエルくらぶでは、組織基盤等について自立を図れるよう進めていくこととする。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区省エネ行動計画」に基づく6つの作戦を展開し、区内の二酸化炭素の削減を協働で進める。 ・区民・事業者による自主的な取組みに対する支援、学習機会の整備や学習意欲の喚起と情報の提供を行い、地域における具体的で継続的な環境配慮行動の一層の推進を図る。 ・レジ袋削減については、今後の削減目標とマイバッグ等持参の状況、レジ袋削減推進協議会における論議等を踏まえ、家庭ごみの有料化など廃棄物全体を対象とした施策との整合に留意しつつ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行う必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	平成18年6月に「杉並区地域省エネ行動計画」を策定し区民に公表した。今後、環境博覧会など区民と接する機会を通じて、区民・事業者に当該計画の普及啓発を図っていく必要がある。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	施策17との関係が不明確である。レジ袋削減は象徴的事業として重要であるが、環境目的税などの検討に期待したい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	マイバッグ持参者への地域通貨発行などへの展開も考慮してよいのではないか。地域通貨の管理をNPOに任すなど。
評価表の記入方法などについての評価	マイバッグの持参率もよいが、スーパーなどでどの程度レジ袋が減ったかのヒアリングを併用することも重要。
施策を構成する事務事業についての意見	地域・家庭・事業所などでの環境行動に当てた時間を測定することが重要。環境学習の推進が効果があるかははっきりしない。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減については、区民等の意識に訴えたり、レジ袋を断るとエコシールがもらえるといった事業展開では、一定レベル以上のマイバッグ等持参率しか達成できず、目標値にはほど遠いため、事業者と区民、行政とで協定を締結し、レジ袋を有料化する実験を開始した。正確な数値は出ていないが、実験開始後、1週間経過した時点では、約7割の方がマイバッグ等を持参していると思われ、今後大きな効果が期待される。この動きを、期間限定の一事業者の取組にとどめることなく、継続的かつ他の事業者にも広げていけるよう、働きかけていく。 ・ISO14001の推進については、システム構築をしようとする区内小規模事業者に対し、取得支援事業を実施していることをPRするとともに事業の拡大を図る。 ・キッズISOの取り組みにより、家庭における環境配慮行動の測定が一定程度可能となっている。今後、よりの確な測定方法を検討し、環境学習の推進効果を検証していく。
------	---

施策 19 公害の防止

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	大気汚染や自動車交通騒音、工場などの事業場から発生する騒音・悪臭などの公害の防止を図ることにより、区民の生命、健康、財産等を守る。
当面の成果目標	大気測定を行っている測定室のうち、二酸化窒素を測定している4つの測定室では、3年連続で大気環境基準を達成しており、この状態を維持していくものとする。また、浮遊粒子状物質を測定している3つの測定室は、わずかなところで大気環境基準を達成していないが、1～2室の環境基準達成をめざす。 また、自動車交通騒音については、調査23地点中14地点では、夜間の時間帯における要請限度を超過しており、これらの地点の1～2割程度で1～2dBの減衰を目標とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	二酸化窒素については、ここ3年連続して4測定室中4測定室とも大気環境基準を達成し、また、浮遊粒子状物質については、1測定室で環境基準を達成し、他の2測定室で年平均値が約1割低下してきており、当面の目標達成に近づいてきている。自動車交通騒音については、低騒音舗装や低公害車の普及促進などが実施されているが、さらに、緩衝緑地帯や緩衝建築物の誘導、ロードプライシングなどの交通規制対策などが講じられなければ、目標を達成することが困難な状況である。
政策への貢献度	大気汚染や自動車交通騒音は、依然、深刻な状況であり、これらの公害を改善していくための基礎的資料を得るための測定調査を実施している。また、区には、騒音や振動、悪臭等の苦情・相談が寄せられているが、これらの問題を解決していくことによって、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に直接的・間接的に貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	環境調査(大気監視機器の保守点検、自動車騒音の常時監視など)や公害啓発冊子の印刷などを業者委託している。今後とも調査等の事務のうち、可能な調査等を委託していく。
今後の施策のあり方	大気汚染や自動車交通騒音等の基礎的資料の収集と苦情・相談の受け付け・処理等の公害の防止施策は、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に貢献しており、今後も継続していく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	大気汚染などの公害の防止は、環境施策の基本である。しかし、これらの問題については区単独では解決しがたい側面もあるため、ディーゼル規制などについては国や東京都との施策と十分に調整しながら当該施策を進めていく必要がある。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	大気汚染や騒音・振動の抑制は区民生活の基本であるが、区政で対応できる分野は限定される。条例などでの環境規制を検討することが重要。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	道路沿線などのソフトな誘導政策や環境対策への補助政策など推進の余地はあるのではないかと。
評価表の記入方法などについての評価	成果指標で騒音のデータがない。
施策を構成する事務事業についての意見	環境モニタリングや騒音・振動調査を学校や地域商店街などに委託することでその対策の必要性が高まるのではないかと。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>自動車走行による大気汚染や騒音及びそれ以外の原因による騒音、振動、悪臭などについては、国の法令や都の環境確保条例等により規制が行われている。そのうち、自動車走行による大気汚染や騒音については、広域的な問題であるため、区単独の条例による規制は難しい。それ以外の問題については、区民の生活環境を守る立場から、国の法令や都の環境確保条例等に基づき、今後も確実に指導を進めていく。</p> <p>大気汚染や自動車騒音といった環境調査は可能な限り民間に委託し、今後も継続して行っていく。なお、これらの調査が学校や地域商店街などで実施可能かについては検討を要する。</p>
------	---

施策 20 ごみの排出の適正化及び収集サービスの向上

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>ごみの分別の周知徹底(資源物の拡充)、ごみ収集・運搬の更なる効率化の推進、午前中収集などの収集サービスの向上。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>収集運搬ごみ量は、ここ数年減少を続けてきているが、16～17年度については、ほぼ横ばい傾向になっている。今後、日本の経済状況が以前より好転する場合、ごみ量が増加傾向に転じることも予測されるので、それ以上にリサイクルなどのごみ減量を進めていかなければならない。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>ごみを迅速に、安定確実に処理することについては、午前中収集の強化などにより、更に進めることができている。清掃事業の区移管以来、夜間収集や午前中収集の強化、障害者や独居の高齢者などに対する戸別収集や日曜粗大ごみ収集など、多様なごみ収集サービスを進めながら、ごみ処理事業全体では、コストダウンを図ってきている。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>収集したごみの運搬については、雇上会社など民間会社を活用して行っているが、現在新規参入が行われておらず、民間の市場原理などのメリットを活かせていない。安全確実に清掃事業を行うことが前提であるが、新規参入による創意工夫なども取り入れていくことが事業の活性化やコストダウンにつながっていく。 特に、資源ごみの回収については、優れた区内民間事業者も育成しながら、委託を拡大する。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>区民に対して資源分別の徹底を図るとともに行政と区民との協働の原則による新たな関係を創造し、ごみの減量・適正処理を進めていく必要がある。今後、ごみの分別と資源化の推進のために家庭ごみの有料化、個別収集などを検討していくべきものと考えている</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	プラスチック製容器包装の分別回収実施地域の拡大に伴い、資源回収量は年々増加している。がしかし、地域ごとの回収量(率)を見ると、排出率(協力率)は未だ十分とはいえない。今後は、面的な拡大に加え、実施地域での区民に対する十分な説明とともに、その理解を得ていくことが不可欠である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	ゴミの早朝や夜間収集も検討してよいのではないか(特に夏季)。作業効率の改善すると思われる。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	地域の排出率に応じた還元や奨励金の交付などを考慮して協働の推進を図ることを検討してはどうか。
評価表の記入方法などについての評価	区民当たりゴミ処理年間費用は、固定費が大きければゴミ処理量が減れば増加する。総費用の削減でよいのではないか。
施策を構成する事務事業についての意見	ふれあい指導については効果の検証を行うとともに、排出率と地域活動の関係を分析して事務事業の見直しを行うべき。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>家庭ごみの夜間収集については、収集後の搬入先の確保、収集作業の安全性の確保、住宅地区への騒音対策等の課題があり、現状では実施困難である。また、収集経費が増加し、費用対効果の低下も懸念される。なお、早朝収集については、すでに年間を通じ収集開始時刻を早めるなどの取り組みを行っている。</p> <p>協働のあり方については、区民の自主的な取組や地域の活性化を醸成するため、集団回収を一層促進していく。また、ごみの排出量に応じた費用を負担する方法(有料化)とすることにより、ごみの減量を促進しかつ費用負担の公平性を確保できるため、今後、家庭ごみの有料化についても検討していく。</p> <p>ふれあい指導については、地域の特性に配慮し、当該地域で課題解決が困難な場合に区民と区(清掃職員)が協力し解決を図っていくこととする。</p> <p>成果指標については、「区民1人あたりのごみ処理年間費用」の指標は、区民にとり家計に与える影響を実感できる数値であり、わかりやすい指標である。しかし、指摘の点もあり、「ごみ処理年間費用」も指標として設定する。</p>
------	---

政策 7 共に生きるまちをつくるために

政策目標	<p>高齢者や障害者、生活に不安や困難を抱える方も含めたすべての人が、それぞれの潜在能力を十分に発揮していきいきとした生活を送ることができ、介護や援助が必要になったときには、個人の尊厳を保ちながら安心して必要な支援が受けられ、だれもが地域の中で自立して住み続けることのできる仕組み・基盤・風土を備えたまちをつくる。</p>
当面の成果目標	<p>高齢者が生涯にわたって、その知識や経験を活かし社会活動へ参画することで、生きがいを感じている高齢者の割合を80%、地域活動・ボランティア活動や働いている高齢者の割合を37%、週2回以上外出する高齢者の割合を85%に引き上げる。</p> <p>介護保険制度をさらに安定した制度とするため、サービス基盤整備に努め、22年度までに、特別養護老人ホーム入所者の平均待機期間6ヶ月以内、介護サービスの満足度85%、在宅サービス(要介護2～5)利用者の割合を26年度までに37%の達成を目指す。</p> <p>障害者の社会参加や就労機会の拡大を進め、22年度までに思うように外出できている人の割合を90%にするとともに、作業所から一般企業に就労する障害者の人数の目標を25人とする。</p> <p>障害者自立支援法に基づき、地域の中で自立した生活を送れるよう総合的な支援体制を構築する。22年度までに現在の生活に満足している人の割合を30%とする。</p> <p>18年4月に開設した「成年後見センター」の機能を充実させるとともに、苦情処理解決機関の周知、福祉サービス第三者評価の受審率の向上をすすめ、権利擁護事業の拡充を図る。</p> <p>高齢者や障害者の外出支援サービスの新たな体系を検討し、一定の方向性を確立する。</p> <p>生活保護制度や国民健康保険、国民年金制度の適切な運営を図り、セーフティネットとしての区民の信頼を保持・向上させる。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>特別養護老人ホームの入所者平均待機期間は、特別養護老人ホームのほか介護強化型ケアハウスや認知症高齢者グループホーム等「入所型介護施設」を総合的に整備し、また、15年10月から入所指針により真に入所を必要な方が入所出来るよう変更したため、16・17年度と減少傾向となった。</p> <p>杉並区障害者雇用支援事業団による「障害者雇用支援杉並アクションプラン」に基づく事業を支援するとともに、働く意欲と能力に応じ、多くの障害者が就職できるよう支援を展開した。また、障害者の地域生活を支援する拠点として、区内で初めてとなる24時間型の障害者地域生活支援施設「すだちの里」を整備した。</p> <p>成年後見制度の区長申し立てを活用し、身寄りのない高齢者等の権利擁護を図ってきた。また、制度の普及・利用促進を図るため、検討会を実施し、区と社会福祉協議会が出資し、18年4月、成年後見センターを設立した。</p> <p>生活困窮者の就労支援専門員を2名から3名に増やすとともに、新たに資産調査専門員(3名)を雇用し、自立支援や保護により適正な実施を図った。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<p>高齢化が急速に進展する中で、地域で自立して暮らせるよう介護予防・認知症予防対策や地域密着型サービスの充実を進めるとともに介護サービスの質の向上・給付の適正化など、介護保険制度の円滑な運営を行っていく。</p> <p>障害者の社会参加や就労支援を、より一層重要な施策に位置づけ、特例子会社の区内誘致やジョブコーチ等就労支援を充実させるとともに、障害者の専門相談や地域の相談窓口の整備を進め、相談支援体制の構築を図っていく。</p> <p>また、今後はさらに民間事業者やNPO法人、区民との協働を積極的に推進し、サービスの量と質の確保、利用者の権利擁護やサービスの選択の仕組みを整備し、充実させていく。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>措置から契約への転換を図る社会福祉基礎構造改革は18年度からの介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定により、一層の進展が図られるとともに、自己負担を伴う各種の福祉サービスには、措置時代よりも一段と厳しく、サービスの質が問われるようになってきている。区には、今後、高齢者・障害者に対する各種サービスが適切に提供され、自立の促進や予防の面で、期待した成果が確実に得られるような仕組みづくりや評価に力を注いでいく必要がある。</p> <p>同時に、生活保護や判断力の衰えた方の権利擁護など、福祉におけるセーフティネット機能の重要性も増してきている。従来、行政の独占分野と見られてきたこの分野についても、行政の責任と役割を明確にしなが、複雑な困難な問題の解決に向けて、民間の専門的な力を積極的に活用していく必要がある。</p>
------------------	---

【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>政策目標として多くの数値が出てくるが、その根拠はどこにあるのだろうか。数字が一人歩きして、数字達成だけを目標とした政策作りにならないようにする必要がある。高齢者、障害者などの弱者はそれぞれの事情を抱えているが、基本は自立の道が最も好ましく、そのための施策に重点を置くのが高齢化時代のあり方といえよう。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>特別養護老人ホームの入所平均待機期間の短縮は、入所指針の厳格化の要因が大きいと思われる。目標達成の成果として記載すべきかどうかは疑問で、数字が一人歩きする典型だろう。厳格化で入所できなかった区民にとっては強い「不公平感」を抱きかねない。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>やや細分化されすぎている印象だ。相互に関連しているものもあり、総合的、効率化の観点から枠組みを見直しても良いのではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>政策目標の数値は、施策、事業の達成状況を評価するため、区が実施している高齢者実態調査、障害者の基礎調査等からの数値を元に算出し設定しています。</p> <p>適切な福祉サービスの提供、利用者の権利擁護の仕組みをさらに充実していくとともに、高齢者や障害者等が地域社会で相互に尊重され生活できるよう自立支援の施策を進めていきます。</p> <p>特別養護老人ホームの入所については、入所型介護施設の総合的な整備を推進するとともに、入所指針に基づく適正な対応により、真に入所が必要な方が早期に入所できるよう努めていきます。</p> <p>政策、施策の構成については、今後、「予算・決算・行政評価再編作業」を進めていく中で、見直しを図っていきます。</p>
-------------	---

施策 30 高齢者の社会参加と交流の拡大

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	高齢者がいつまでも生涯現役で生きがいをもって自己実現を図れるよう、高齢者活動支援センター・ゆうゆう館の運営、高齢者自主グループへの支援、地域のNPO団体等との協働による事業運営などを進め、高齢者自身が社会の重要な担い手としての役割を見出し、社会活動へ参加する機会が確保されるようにする。
当面の成果目標	改定した保健福祉計画に合わせ、高齢者が生涯にわたって、その知識や経験を活かし社会活動へ参加することで、生きがいを感じている高齢者の割合を80%、地域活動・ボランティア活動や働いている高齢者の割合を37%、週2回以上外出する高齢者の割合を85%とする。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・第37回 杉並区区民意向調査「区政に関する意識と実態」によっても、潜在的にボランティアをしたいと考えている高齢者は多数いると思われるので、これらの人たちの能力や経験を活かせる場を拡大することで、引き続き目標の達成に向けて努力を行う。 ・高齢者団体との協働により社会貢献スタッフ養成講座を実施したところ、団塊の世代がインストラクターとして育ち、ゆうゆう館においてボランティアとして事業を実施し、ゆうゆう館の新たな利用者層を増やした。
政策への貢献度	高齢者自身が積極的なボランティア活動や社会参加活動、地域での学習活動、グループ活動をとおり、生きがいを高め、地域で仲間づくりができた。また、それぞれの経験と知識を活かして、小学校・児童館などへ昔あそびの工作の出前講座や学校防犯ボランティアへの取組みなどを通じ、地域社会に大いに貢献した。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	ゆうゆう館で健康事業などをNPO法人や地域の団体との協働で実施したが、団塊の世代を含む新たな利用者の増加につながった。今後、全館で協働事業を実施していく上での課題は、担い手の育成であるが、協働事業のメニューの多様化や工夫により、団塊の世代が事業の担い手として参入する可能性も高く、滑らかな地域回帰が図られる可能性がある。
今後の施策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆうゆう館については、利用者の多様なニーズに対応できるよう整備を図るとともに、杉並区高齢者いきいき事業協働推進連絡会のネットワークの活用やすぎなみ地域大学等と連携を図りながら、協働事業実施者を確保する必要がある。 ・高齢者の大きな組織体である「いきいきクラブ」については、地域の高齢者活動の中心母体であり、魅力ある組織づくりなどその活性化が急務である。活性化委員会の報告書に基づいた具体的な改革に積極的に取り組むよう支援する。 ・第3次行財政改革実施プランによる見直しの中で、高齢者活動支援センター・ゆうゆう館での入浴サービスのあり方について、区内公衆浴場組合の活用等を含め検討する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>年金制度の改正や税・国保の負担増などに対する不安が、高齢者の生きがい感を阻害する要因ともなっている可能性があると考えられるが、そのような社会情勢だけに、この分野の施策の重要性は一層増してきている。</p> <p>ゆうゆう館協働事業については、適切な事業が実施され、地域で受け入れられていくよう、区としても必要な支援を行うとともに、その成果について評価していく必要がある。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>団塊の世代の大量定年など少子高齢化問題は、地域の大きな問題でもある。ボランティア活動もさることながら、長年の人生で培ってきた高齢者の技術や知識を域内の中小企業で活用し、一定の収入を得られるなどの道も模索すべきだろう。入浴サービスなどでなく、若年層を交えた交流の場を設ける必要があるだろう。「生きがいを感じている高齢者の割合80%」などの成果目標は、数値としては必要なのかもしれないが、実態とは違うような気がする。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>高齢者だけに限定した施設でなく、老若男女が交流できる場を設けることが必要。「高齢者」の固定観念が強いように思う。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>ゆうゆう館以外の施策、活動がほとんどないような印象を受ける。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>「ゆうゆう館での入浴サービスのあり方…」とあるが、何が問題なのか明確に指摘すべき。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>施策内容への評価に指摘された、高齢者就業支援事業や「ゆうゆう館での入浴サービスのあり方…」の問題点など、既事業の具体性や説明に欠けていた点について、次年度以降工夫して記載します。</p> <p>協働等への評価で指摘の、ゆうゆう館の老若男女が集う交流事業については、18年度からは9カ所のゆうゆう館において協働事業として実施しています。</p>
------	--

施策 31 高齢者の地域社会での介護予防と自立支援

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>核家族化が進展し急速な高齢化が進む中で、高齢者が地域で自立し安心して健康に暮らせるよう、サービスの提供をするとともに在宅で介護をする家族などへの支援を行う。また、18年度から新たに創設される介護予防事業を施策体系にスムーズに取り込み高齢者の自立度を高める。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>介護予防施策の充実を図るため、従来のサービスに加え新たな施策を実施し、高齢者が介護を要することなく在宅で健康に生活できるよう支援する(要介護等認定率の低下)。また、要介護状態であっても、在宅で安心して生活できるよう、本人とその家族に対して支援する(在宅率の向上)。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>介護保険制度改正に向け、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対する事業内容を見直すとともに介護予防に関する事業を再構築した。区内18ヶ所に設置されたケア24の存在も浸透したため、サービス利用者は増加している。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>筋力アップ応援教室や転倒予防教室など介護予防に関する事業が定着し、高齢者が要介護状態になることなく地域で自立し、安心して健康に暮らすことに貢献することができた。また、在宅で介護をする家族などを支援するサービスの提供も行なった。18年度以降、更に貢献度を増すための施策構築も行なった。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>地域と連携した事業実施 介護予防事業についてはNPOや地域団体等と連携し、事業によっては事業啓発や運営にとどまらず事業の企画も委託する方向で協力体制を推進していく。 一方、委託事業者が扱う区民の個人情報に対する区のセキュリティーマネジメントを強化する必要がある。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>事業の見直し、再構築 高齢者の増加に伴う高齢者サービスの増大や国の介護保険制度の改正に伴い、サービスのあり方やサービス利用料金について見直しを行なった。 また、高齢者が要介護状態になることなく地域で自立し、安心して健康に暮らすことができるよう従来の介護予防事業の見直しを行ない、再構築を行なった。今後、介護予防事業の効果を検証し、必要があれば事業の見直しを行なう。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>要介護認定者数が増加傾向にある中で、居宅生活者の割合も増えており、在宅生活を支援する各種事業の重要性は増してきている。今後はさらに、要介護者の在宅生活を支える家族の負担(満足度)にも注目して評価することが望まれる。また、介護保険法の改正により18年度から新たに取り組む介護予防事業は、高齢者の自立生活を継続する上で極めて重要な取り組みであり、期待した成果が得られるよう、対象者の選定と適切な事業実施に十分留意する必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>高齢化社会にとっては避けて通れない問題であり、拡充せざるをえない。地域社会がこの問題に真剣に取り組むような施策が必要だろう。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>NPOや地域団体とあるが、町内会等の近隣住民の協力・理解も欠かせないと思うので、その点も明確にすべきだろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>在宅介護の場合、家族の負担がきわめて大きい。その点についての調査・アンケートなどは実施しているのだろうか。その結果を施策に反映していくことが望まれる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>介護保険新規認定者の平均年齢が下がっている理由は？</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>介護保険法改正に伴い、18年度に事業の見直しを行いました。介護予防事業の普及啓発を充実させるとともに、その対象者の選定と適切な事業実施に留意しながら事業を円滑に進め、介護保険新規認定者の平均年齢の上昇を目指します。</p> <p>また、高齢者が地域で自立した生活を送り続けられるよう、ケア24を拠点とした総合相談機能の充実、介護予防的視点からの日常生活支援サービスの充実などを図るとともに、地域におけるネットワーク化も進めていきます。さらに、高齢者等への支援のみでなく、その介護者の支援についても充実・拡充を図ります。</p>
------	--

施策 32 介護保険サービスの基盤整備

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	特別養護老人ホーム等の整備や居宅サービス事業者の支援、介護保険の認定及び給付等の適正な運用などを行うことにより、介護や支援を要する高齢者が、その能力に応じた自立した生活を営むことができるようにする。
当面の成果目標	介護保険制度をさらに安定した制度とするため、サービス基盤整備に努め、22年度までに、特別養護老人ホーム入所者の平均待機期間6ヶ月以内、介護サービスの満足度85%、在宅サービス(要介護2～5)利用者の割合については26年度までに37%の達成を目指す。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>特別養護老人ホームの入所者平均待機期間は、特別養護老人ホームのほか介護強化型ケアハウスや認知症高齢者グループホーム等「入所型介護施設」を総合的に整備し、また、15年10月から入所指針により真に入所を必要な方が入所出来るよう変更したため、16・17年度と減少傾向となった。介護保険サービスの満足度は、前回調査に比べ4.5ポイント減少したことで、目標の達成に向けて、これまで以上の取組が必要となった。サービスの質の向上に向け、前年度改正した介護保険事業計画に基づき充実を図る。</p> <p>施設及び介護専用型居住系サービスの利用者の割合は、前期介護保険事業計画に基づき整備した結果、上昇させることができた。前年度改正した介護保険事業計画に基づき、都市型多機能拠点を含め、施設整備を進める。</p>
政策への貢献度	<p>平成18年1月現在、区民の5.6人に1人が65歳以上の高齢者であり、その内、17.7%の方が介護や支援を必要とする高齢者である。今後大都市部では、団塊の世代が高齢期を迎えるなど高齢化が急速に進展する時期にさしかかることとなる。</p> <p>「介護保険サービスの基盤整備」は、急激に増加する介護等を必要とする高齢者に対して、介護保険制度をとおして介護サービスを提供することによって、杉並という地域の中で安心して若い世代の区民と共に自立した質の高い生活を送ることができるよう支援するという観点から大いに貢献している。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等の課題と見込み	<p>「介護保険サービスの基盤整備」において現在行っている協働等の形態は、補助助成、民営化、実行委員会・協議会、事業協力、委託、PFI手法など多岐にわたっている。今後とも協働を推進するうえでの課題として、公共性・公平性の確保をどのようにして図って行くかを検討する必要がある。区民に信頼される協働の形を区民とともに考えながら進めていく。</p>
今後の施策のあり方	<p>今後も高齢者が急速に増える。こうした中、介護保険サービスの基盤整備は重要である。大規模な施設(特別養護老人ホーム等)の整備も必要であるが、都市型多機能施設のような小規模居宅介護施設を多数、整備することが重要である。</p> <p>こうした施設を整備する上で土地の確保が大きな問題であり、公有地のみならず、民有地を活用する仕組みを作ることが重要である。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	特別養護老人ホーム入所者平均待機期間は、年々短縮してきているが、計画に基づく入所型介護施設の総合的な整備により、さらに目標値へ近づけていくことが望まれる。同時に、病院・施設からの地域移行の流れのなかで、在宅におけるケア体制の整備が重要となっており、今後は、入所施設だけではなく、高齢者住宅や専用アパートの活用・整備も視野に入れて対応策を検討していくことが求められる。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	特別養護老人ホームへの入所が1年以上も待機しなければならないというのは、早急に解消すべき問題であろう。平均待機期間が前年度よりも短縮化したのは、入所審査を厳しくしたためともいえる。また満足度が低下したことも真摯に受け止めるべきだ。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	対応が遅れている分、あらゆる分野で協働化を模索すべきだろう。
評価表の記入方法などについての評価	特別養護老人ホームの今後の新設、拡充状況が見えない。満足度が低下している介護保険サービスについても前年度改正の事業計画をどう展開するのが見えない。介護保険サービスの満足度の17年度の数字がないのはなぜだろうか。
施策を構成する事務事業についての意見	養護老人ホームの待機期間短縮目標を達成するために、入所資格を厳しくしたとも受け取られかねない。基準をどう厳しくしたのか明確にしておかないと、市民の誤解を招きかねない。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等の施設整備は土地の確保が困難なことや多額の建築費が必要です。そのため杉並区では杉並区基本計画・実施計画に基づき、区有地を活用し、PFI等民間との協働手法を交え、補助助成を行い特別養護老人ホーム等の施設を計画的に整備してきました。今後、同計画にもとづき、大規模な施設のみならず、認知症グループホームや地域密着型特定施設等の小規模な入所施設の整備を行い、早期の入所が必要な高齢者に対応していきます。 ・また、入所施設だけではなく、高齢者住宅等の活用・整備について対応策を検討します。 ・介護保険サービスの満足度の目標達成に向けて、法改正の趣旨に則り、予防重視型システムにより積極的に取り組めます。また、介護サービス事業者等のサービスの質の向上のため事業者等への指導の充実等を行います。さらに各種介護サービス事業者情報をホームページで提供し、利用者の利便性を向上します。 ・介護保険サービスの満足度については、「高齢者実態調査」で把握しているところですが、同調査は3年に1度実施としているため、次回は平成19年度に行う予定です。
------	---

施策 33 障害者の社会参加や就労機会の拡大

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	障害者自身が自立への意欲をもち、日常生活や社会生活においてさまざまな活動にチャレンジできるようにする。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の働く意欲や能力に応じて働ける福祉施設体系を整備する。 ・障害者の生活支援と就労支援を一体的に提供できる体制を整備する。 ・地域で生活する障害者が、積極的に社会参加できる環境をつくるため、区民の障害者への理解、協力を深め、スポーツ・社会教育活動の場を拡大すると共に、その活動を支援する人材を育成する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人との協働により、障害者まちなか生活支援事業の拠点施設として、「ブルーラ」を開設し、身近な生活の場であるコミュニティで、障害者が障害の有無にかかわらず様々な人々との交流を図る事業を展開した。 ・(財)杉並区障害者雇用支援事業団を中心に作業所と協力した就労支援の強化が図られた。
政策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の社会参加や就労支援の拡大は、「ノーマライゼーション」の理念を広め、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共に生きるまち」の実現に大きく貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者個人への助成事業の他は、ほぼ協働が実現している。今後はNPOや企業等との協働の方向が推進すると期待される。 ・施設運営については民営化や指定管理者制度が計画的に進んでいる。今後はサービスの提供や利用者負担等について、利用者への影響や効果を検証する必要がある。
今後の施策のあり方	<p>障害者自立支援法の施行により、障害者の社会参加と就労支援は保健福祉施策のなかでも以前にも増して重要な施策のひとつに位置付けられた。障害者が地域で自立して生活するために障害者自身が様々な場所や機会を通して意見を述べ、社会に参画できるよう支援を推進するとともに、障害の内容や程度に応じ、自分の力を生かしてもっと働くことができる地域社会づくりを強力に推進する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>障害者の社会的・経済的自立を促進し地域における自立生活を実現するための雇用就労支援策は、ますます重要となっている。雇用支援事業団のアクションプランを着実に進めるとともに、中重度を含む障害者の就労の場の確保や福祉的就労であっても一定の収入が得られるよう、工賃アップに努める必要がある。また、障害者自立支援法に基づく新たな施設・事業体系に円滑に移行していけるよう、区としても必要な支援を行うことが大切である。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>重要だが、難しい問題でもある。地域・企業の理解・協力を深めるための施策を根気良く継続していくことが肝要だろう。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>企業やNPO等との協働について具体的なあり方を提示してもらいたい。協力企業などについては積極的に公表すべきではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>区民の協力度などについても指摘してもいいのではないか。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>外出等に関する調査で17年度の数字がない理由は？また目標値90の設定根拠は？</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・障害者の社会参加と就労支援を今後も重要な課題と受け止め、一人ひとりの能力や個性に合わせた支援ができるようNPOや障害者雇用支援事業団、企業と協力体制を強化、継続していきます。</p> <p>・企業との協力については、特例子会社の誘致や、短時間就労、トライアル雇用などを積極的に活用して就労の拡大を図り、今後は障害者雇用の啓発に向け、協力企業の公表を検討します。</p> <p>・社会参加に関しては、スポーツ・社会教育活動などにおける区民の協力、貢献度も評価の中に取り込みたいと考えます。</p> <p>・「外出等に関する調査」を17年度は実施していないため、数値は未記入ですが、重い障害のある人も積極的に外出が可能となるよう90%という目標数値を掲げています。外出の支援として、様々な活動に参加するための移動支援の確保と担い手の養成を重点事業としています。</p>
------	--

施策 34 障害者の地域社会での自立支援

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	障害があっても「自己選択・自己決定・自己責任」といった主体性を確立し、常に保護の対象と見られたり、家族と一体のものと思われるのではなく、独立した人格を持つ個人として尊重され、地域社会の中で24時間いつでも安心して生活し続けられるようにする。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年4月に施行された障害者自立支援法の理念に基づき、障害者自身が個々の障害特性や状況に合わせて、日常生活に必要なサービスを選択し、地域の中で自立した生活を送れるよう、総合的な支援体制を構築する。 相談体制の充実や地域生活移行を促進、精神障害者の退院を促進する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 入所期間をおおむね3年間とする通過型の知的障害者入所更生施設「すだちの里 すぎなみ」への建設助成を行った。更生施設のほか障害者自立支援センター、短期入所、地域交流スペースも併設しており24時間対応の地域生活支援やグループホーム等のバックアップなど障害者の地域での自立生活支援の拠点として期待できる。 NPO法人を事業者に選定し、重度身体障害者グループホーム「げんき本天沼」を整備した。重い障害があっても施設以外の生活の場を確保したことにより、地域移行が実現した。
政策への貢献度	障害者の地域社会での自立支援の促進は、障害者福祉施策の基本理念であり、誰もが相互に人格と個人を尊重し支え合う「共に生きるまち」の実現に大きく貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	障害者に対する地域の理解を深め、障害当事者の意見を反映したサービスが提供できるよう、NPOや相談支援事業者の育成が課題である。
今後の施策のあり方	自立支援法の施行にともない、施設や病院からの地域移行を進め、障害者が地域のなかで24時間いつでも安全に、安心して自立した生活を送れるよう、障害の特性や個人のニーズに応じて保健医療、就労、教育、住まいなど総合的な支援体制を構築していく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	知的障害者入所更生施設「すだちの里すぎなみ」の開設により、障害者地域自立生活支援センターが3ヶ所となり、相談支援体制が強化された。今後は、さらに福祉事務所や地域の社会資源との連携・役割分担により、地域の相談支援体制を充実させ、障害者の地域生活を総合的に支えていく体制づくりを進めていくことが重要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	施策33の「障害者の社会参加や就労機会の拡大」との差がわからない。社会参加、と就労機会は、自立することと同義なのではないか。施策33と一体的に考えたほうがいいのではないか。ただ、箱物で分けているような気がする。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	企業やNPOを巻き込んだ自立支援が必要だと考える。
評価表の記入方法などについての評価	理念に終始し、具体的な施策が見えない。
施策を構成する事務事業についての意見	目標値はあるが、17年度の達成値がない。地域で不安を持つ人の割合は3年間無記入で、これでは評価できない。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>自立生活には、経済的自立から日常生活の自立、尊厳の保持まで様々な側面があり、障害者施策においては、それらを全て一体的に考えることは困難な面もあることから、施策を分割しているところです。本施策34では、相談支援体制、日常生活支援、援助のある生活の増(グループホームなど)の整備を主な内容としています。</p> <p>今後は、施策33との違いが明確に理解していただけるよう、評価表の記載方法等について、改めて検討します。</p> <p>成果指標については、障害者基礎調査が5年毎のため、数値が得られませんでした。適切な指標についても検討します。</p>
------	---

施策 35 地域福祉の基盤整備

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	地域の中で民生委員、NPO、住民等による地域活動を応援して支えあいの輪を広げるとともに、成年後見制度の利用支援、権利擁護、苦情調整等の利用者保護施策を強化します。また新たな福祉交通システムづくりなどを進め、だれもがその人らしく安心して健やかな生活が送れる地域社会をめざす。
当面の成果目標	○民生委員・児童委員の活動PR、相談件数、相談内容の充実を図る。 成年後見センターの機能を充実させると共に、関係機関との連携を強化し、権利擁護事業の拡充を図る。 広報等を活用し、苦情処理機関の周知度を向上させる。 福祉サービス第三者評価実施率については、各年度毎、区立福祉施設は19所、民間事業者は50所を目標とする。 福祉有償運送運営協議会の開催、庁内福祉交通システム検討会、利用者調査等により、新たな移送サービスの体系について、一定の方向性を確立する。 ○「杉並区ユニバーサルデザインのみちづくり推進指針」に基づき、外出支援のためのバリアフリーマップ杉並「いってきまっぷ」の掲載事業所数を10%以上増やす。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価の受審費助成を行い、民間事業者の受審を促進した。 成年後見制度の区長申し立てを活用し、身寄りのない高齢者等の権利擁護を図ってきた。また、制度の普及・利用促進を図るため、検討会を実施し、区と社会福祉協議会が出資し、18年4月、成年後見センターを設立した。 高齢者や障害者が安心して利用できる移送サービスについて検討を進めてきた。 地域福祉活動への住民参加を促進させるため、住民参加型団体に対し、活動の立ち上げや運営経費の助成を行い、地域福祉の推進を図ってきた。
政策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会や、民生委員・児童委員、ボランティアの方々が地域で行っている様々な社会的活動の支援や、成年後見センターの設立、苦情調整委員制度の活用、福祉サービス第三者評価の受審助成等の実施により、利用者保護、権利擁護の基盤整備に大いに貢献している。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	<ul style="list-style-type: none"> いってきマップの管理・運営の助成、協働の内容について検討する必要がある。 高齢者等の権利擁護の視点から、財産侵害や虐待など、地域での早期発見・支援が大変重要になっている。成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用へとつなげていくため、成年後見センターや民生委員・関係団体・機関との連携の強化が重要である。 災害時要援護者支援対策については、特に地域や関係機関との連携・協働が重要であるため、今後はさらに推進していく。
今後の施策のあり方	<p>(新保健福祉計画(平成18年度～22年度)に基づき、施策の推進を図る。)</p> <p>福祉サービス利用者保護の充実を一層推進するため、成年後見制度の活用促進と成年後見センターの機能の充実、サービス選択のための情報提供の充実、苦情対応機関の利用支援を図り、権利擁護、利用者保護をさらに拡充する。また、区立施設を含めた福祉サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審を推進し、定着化を図る。</p> <p>高齢者や障害者に対する外出支援サービスについて、全体の再編を含めて、庁内福祉交通システム検討会や利用者調査等の実態調査により、新たな移送サービスの体系の方向性を確立する。</p> <p>地域福祉を推進する担い手として住民参加を促進するために、民生委員、児童委員、地域住民やボランティア団体、NPO法人等との協働を進めていくとともに、地域福祉活動支援のあり方について見直しを行う。また、基金の有効活用についても検討する。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>福祉サービスの利用者保護のしくみづくりとして、成年後見センターの設立や苦情調整委員制度の運用を進めてきたが、今後は、これらの成果についての指標を設定し、評価していく必要がある。</p> <p>また、災害時要援護者の支援対策について、従来の手挙げ方式では広がりに限界がある。区が保有する個人情報の活用や具体的な避難支援プランの作成など、より実効性のある支援対策の構築が急務である。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>成年後見制度の記述が多く、地域福祉の基盤整備の広がりを感じさせるものがやや希薄な印象を受ける。福祉政策全体を支える基盤づくりという視点に立った場合、他の施策との関連づけなど総合的な対応も必要なのではないだろうか。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>成年後見センターの今後の活用方針をさらに詰めるとともに、ボランティアや民生委員との連携を期待したい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>移送サービスの検討内容に関する具体的表記がないのは残念。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>意欲的な内容だが、総花的にならないように重点ポイントを決めることも必要だろう。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>他の施策との関連、総合的な対応についての評価は、この上の政策評価に位置づけられるものと考えますが、成年後見センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、NPO団体等、関係機関との連携・協力をさらに強化し、各事業の拡充、見直しを図りながら、区民が地域社会で安心して生活ができるよう、地域福祉の基盤づくりを進めます。</p> <p>移送サービスの検討は、平成18年10月から開始したため、評価表作成時点では、検討の具体的な内容は記載できませんでした。移動困難者の実態調査や事業者、利用者の聞き取り調査などを実施し、新たな移送サービスの方向性について検討を進めてきました。19年度に(仮称)杉並区移動情報センターの設立・試行、20年度の本格実施に向け、さらに検討を進めていきます。</p>
------	--

施策 36 生活の安定と自立への支援

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

施策目標	生活に困窮する区民が、地域の中で支えあって、安心して生活できるよう、必要な援助を提供する。
当面の成果目標	専門性を持つ職員の雇用やNPO等民間事業者との協働、また地域人材の活用を進め、生活に困窮する区民への生活支援及び自立支援の向上を図る。 被保護世帯の増加に伴う事務量の増大に対応するため、福祉事務所の組織や業務を根本から見直し、より効率的で効果的な事務処理を目指す。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	就労支援専門員を2名から3名に増やすとともに、新たに資産調査専門員(3名)を雇用し、生活困窮者の自立支援や保護のより適正な実施を図った。 保健福祉部を挙げた検討組織である「福祉事務所のあり方検討会」を立ち上げ、19年4月の組織改正に向けて実施体制の検討を進めている。
政策への貢献度	公的扶助制度である生活保護費を中心とする「生活の安定と自立への支援」は、生活困窮者の地域生活におけるよりどころであり、社会保障制度における最後のセーフティネットの重責を担い、誰もが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中でその人らしい生活が送れるよう貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	今年度新たに、無料職業紹介の資格を持つ社会福祉法人に就労支援事業を委託し、履歴書の書き方の指導や就労体験事業を行った結果、就労に結びついた事例が多数見られた。 今後は、専門的な知識を持つNPO等とも協働し、よりきめ細かな支援を行い、自立を促進していく。
今後の施策のあり方	統一的・集中的な処理体制や組織体制を整備し、効率的で効果的な事務処理とする。 生活困窮者に対する地域生活の自立・就労支援の充実に向けて、自立支援プログラムを積極的に活用し、地域の人材やNPO、民間事業者との協働等を推進する。 適正で効果的な事業の実施に向け、メンタルケア支援専門員や母子自立支援プログラム策定員など、専門知識を有する者の非常勤職員としての雇用等を図る。

【二次評価】

二次評価部門の評価	生活保護被保護者数は、伸び率が鈍化しているものの、以前増加が続いており、自立支援プログラムの積極的な活用と保護の適正化に、より一層積極的に取り組んでいくことが大切である。そのためには、組織体制や職員の配置・活用に対するあり方も含め、従来の対策を見直していくことが必要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	生活保護率が徐々に高まってきているが、必要保護対象者がまだまだ多いためと考えたほうがいいのか。あるいは、単に予算増を反映したものとみるべきか。就労支援による就労件数が16年度比で2倍以上になっている。単なる保護ではなく、働く意欲を持たせる、働くチャンスをつかむ糸口を作るという、施策が大切に思う。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	NPOや社会福祉法人などと幅広く協働していくことは望ましい。
評価表の記入方法などについての評価	施策指標一覧に目標値がまったくない理由は？
施策を構成する事務事業についての意見	区内の路上生活者の調査を踏まえての施策はないのでしょうか。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>生活保護受給者の約半数は高齢者であり、高齢者数の増・年金受給者の増などにより、今後も生活保護受給者数は増加すると想定されます。就労支援については、早期に着手することにより、保護期間を短縮するとともに自立の促進に努めていきます。</p> <p>区内の路上生活者数は、40人程度と都内のその1%程度です。区では、日頃の声かけや健康生活相談会を通じて保護・自立支援に取り組んでいます。また、都区が共同で実施している巡回相談事業や路上生活者地域生活移行支援事業などを活用し、自立生活に向け引き続き支援をしていきます。</p> <p>「生活保護率」及び「区内の路上生活者数」については、国全体の社会経済的要因により数値は大きく変化するため、目標値設定は難しいですが、成果指標のうち、「就労支援による就労件数(廃止・収入増)」の目標値として「120人」を追加します。</p>
------	--

施策 37 国民健康保険及び国民年金の運営

(上位政策:政策7 共に生きるまちをつくるために)

<p>施策目標</p>	<p>国民健康保険では、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な給付を行い、地域保険として社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 国民年金では、安定した運営を実現することで、高齢者が安心して生活できる社会を目指す。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>〔国民健康保険〕 保険料収納率(現年分)は、88%以上をめざす。電子レセプトシステムを活用し、レセプト点検業務の取り組み強化と医療費通知の内容を新たな視点で改善し、一人あたりの療養諸費の伸び率を毎年3%以内とする。国保加入・喪失についてPRを工夫し、未届け件数の減少を図る。保険料滞り及賦課事務や所得申告事務を強化し、保険料賦課額の適正を図る。職員が行う作業は可能なかぎり外部委託し、わかりやすい窓口案内・きめの細かい収納対応などに能力を重点配分する。情報セキュリティマネジメントの適用業務を拡充し、個人情報の保護を徹底する。 〔国民年金〕 所得が少ない世帯や失業者、学生などで納付が困難な被保険者に対して、免除(猶予)や学生納付特例制度の周知をはかり、将来の無年金者防止に努める。また、窓口や電話対応では、分かり難い国民年金制度について丁寧でわかりやすい対応に心がけるとともに、広報、ホームページ等の媒体を活用した周知に努める。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>〔国民健康保険〕 国保一人あたり医療給付費(地域差指数)は、全国平均と比べ低い。今後この状態を維持していくよう適正な医療給付に努める。国保保険料収納率は、今般の痛烈な批判や厳しさを増す個人所得の現状のなかで急激に高める得策はないが、粘り強い収納交渉を続けることで滞納者との信頼関係を築いていく。また、利便性の向上のため、コンビニ収納を継続し、加入者が利用しやすい環境づくりを行い、結果として目標数値を達成していく。 〔国民年金〕 国民年金制度周知のため、庁舎への懸垂幕や待合所でのPR、広報への掲載など啓発活動を実施した。杉並社会保険事務所の駅頭年金相談に積極的に協力し、制度の周知に努めた。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>〔国民健康保険〕 区民の4割程度が加入する国保(地域保険)は、収入に応じた保険料の中から医療費を補助する助け合い制度である。平成17年度では、適正な医療給付に努め、さまざまな工夫・努力をして国保保険料収入の確保を図った。 〔国民年金〕 高齢者が安心して生活していく基盤づくりには、国民年金制度の健全な運営が重要である。区民にとって身近な区役所でも制度に対する被保険者の理解を深め、将来の無年金者を出さないための啓発活動を実施した。 こうした実績から、共に生きるまちづくりの実現に大きく寄与しているといえる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p>○ 拡充 ○ サービス増 ● 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>〔国民健康保険〕 国保制度のしくみについては、政府による医療制度改革の実現に委ねられるが、事業の実施方法については、民間業者が実施の方が効率的な通知書等封入封緘業務委託や共同して処理が可能な保険給付事務などについて、外部委託による見直しを検討し、費用対効果や他の部署との調整・連携を図っていく。当面は、画像レセプトの点検作業を専門業者に委託し効率化を図っていく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>国保制度は、国保法により運営しているため、現在の厳しい台所事情や複雑なしくみを改善するには、政府が行う抜本的な医療制度改革の実現が不可欠である。こうした中、政府の基本方針である広域連合を保険者とする後期高齢者医療制度を、平成20年4月から実施することが決まり、関係機関との調整が行われている。同じく平成20年4月から国保保険者においては、生活習慣病の予防に向け、保健衛生部門及び三師会等関係機関との連携のもと、健診、保健指導等の決め細やかな保健事業を実施する必要がある。 また、税制改正により、年金受給者を中心として保険料の賦課資料である住民税が上がり、急激な保険料の上昇を抑えるため、国保独自の激変緩和措置も必要となってきた。 こうしたなか、今後もきめの細かいサービスを被保険者へ提供するため、保険料の確保を図り、医療費の適正化を目指して、事務処理内容の計画・実施・点検・見直しに努め、保険者としてできる限り、健全な運営を図っていく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>国保料収納率は、経済状況や国保制度の構造上の問題を反映し、ほぼ横ばいの状態が続いており、収納率を上げていくための効果的な方法を改めて検討していく必要がある。また、医療制度改革関連法により、20年度から、後期高齢者については広域連合を保険者とした医療制度へと変わることとなったが、他の年齢層については、保健事業についても保険者責任で実施することとなった。区民の健康保持と医療費の適正化を図れるよう、区は独自性を発揮しつつ、主体的に対応策を検討することが求められている。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>国の制度の枠内でできることは限られるが、効率化、一部業務の委託は今後も力をいれていくべきだろう。区民の健康増進の施策強化による1人当たり医療給付費を抑えることも必要だろう。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>民間委託は時の流れだが、問題点もあることを忘れずに対応してほしい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>国の制度としての部分と独自の施策部分があるのかわかりにくい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>国と杉並区独自の事業とでは評価の表現や見方が変わると思う。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>・制度自体は、国の制度であり、特別区では保険料も含め、統一基準に基づき運営しています。区では、国保保険料の収納率へ向けた対策として、本年度、口座振替一斉勧奨、悪質滞納者への強制捜索、短期証の更新時に窓口交付などを行い、積極的な取り組みを行っています。今後も収納率の向上を目指し、組織の強化を図り取り組んでいきます。</p> <p>・区の独自事業としては、現在、保健事業(保養施設)があります。この保健事業についても平成20年度の制度改正により健診・保健指導の業務が保険者の義務となり、予防・指導・医療を総合的に行うことで将来発生する疾病に事前に対処することで医療費の削減につなげていきます。この平成20年度の制度改正を契機に、現在の保健事業(保養施設)の見直しを図る予定です。</p> <p>・民間委託については、窓口業務の委託を視野に入れ、市場化提案制度の動向をにらみつつ検討をしていきます。専門知識が必要なレセプト点検業務については今後も積極的に進め、適正な医療給付に努めていきます。</p>
------	---

政策 12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために

政策目標	<p>区民一人一人が、それぞれの価値観に基づき、個性と能力を十分に発揮できる創造的で活力のある地域社会を築くために、勤労者や女性、高齢者などの多様な働き手や社会貢献を目的とするNPO(非営利組織)、ボランティアなどが働きやすく、活躍できる社会を形成する。</p>
当面の成果目標	<p>中小企業の勤労者及びその家族等の福利厚生の上昇。 NPO支援基金の普及啓発とその対象の拡大。 すぎなみNPO支援センターの中間支援組織としての機能充実。 NPO等の発展と区政とのよりよい協働の実現。 すぎなみ地域大学の講座の拡充と修了者を地域活動へつなげるための仕組みづくり。</p>

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>(財)杉並区勤労者福祉協会は、協会の会員数も伸び悩み、平成17年度には関係団体を含めて協会実施事業の見直しの検討会を開催し、協会運営の見直しについて検討を行った。 NPO支援基金については、16年度の1,410,000円から17年度は2,596,000円へ増加した。 NPOの中間支援組織機能の充実を図るべく、18年4月より「すぎなみNPO支援センター」を開設し、その業務をNPO法人NPO支援機構すぎなみへ委託した。 NPO法人数は引き続き増加しており、ボランティア団体も含め区の事業等との協働が広がっている。 開校記念講演会(計3回)に延860名が来場。PR効果により前期講座に多数の応募を得る。</p>
今後の政策目標の方向と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代の退職等により地域社会への貢献の可能性が今後益々大きくなっていく。区内のNPO法人も増加しており、今後、NPOをはじめとした様々な組織との区の協働によるサービス提供の分野は拡大していく。そのような状況を大いに生かしていける環境整備が急務となっている。そのため、すぎなみ地域大学は、協働等に関する各種計画との整合性をとりながら、すぎなみNPO支援センターをはじめとする地域の関係団体との連携を強化していくことが課題となる。 ・中小企業で働く勤労者や女性等多様な働き手が、より働きやすい環境作りを様々な分野と連携しながら進めていくことが引き続き大きな課題である。 ・(財)杉並区勤労者福祉協会については、会員増加や財政の自立化に向けて、協会運営を見直していく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>団塊の世代の大量退職(いわゆる2007年問題)を間近に控え、高い能力・豊かな経験を持つ人々の地域での受け皿(地域活動の機会や場など)づくりが、地域社会の重要課題である。このため、18年度に事業を開始した「すぎなみ地域大学」における地域活動に必要な学びと仲間づくりを進めるとともに、NPO・ボランティアの中間支援センター機能の拡充や、(財)勤労者福祉協会の福利厚生事業の充実を図るなど、多様な働き手、組織が活躍しやすい社会の形成に向けて、関係機関との連携を図りながら、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

政策内容への評価	<p>本政策(政策番号12)は、中小企業勤労者の福利厚生補完という政策と、NPO等区民のボランティアな活動を支援・協働するという異なった目的の政策をかかえている。事業の沿革からこういった仕分けが必要となった背景は理解できるが、いささか無理がある。このため、政策の方向として一方は縮小(勤労者福祉)、他方は拡充(NPO等支援)というねじれ現象を抱えることとなった。今後は、縮小方向の政策を弁解することは不要で、NPO等の支援・協働の拡充という政策方向への舵取りを明確にして政策の戦略性を示していく必要があると思われる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>上記の理由により「団塊の世代の大量退職を間近かに控え…」という前ふりとの関連や「…拡充や、(財)勤労者福祉協会の福利厚生事業の充実を図るなど、多様な働き手、組織が活躍しやすい社会の形成に向けて」という記述には無理がある。政策の戦略性を示していくために、例えば、政策名称を「多様な働き手、組織がより自発的に活躍できる社会の形成のために」とすることも検討したらどうか。つまり「自発性」ということを政策の特色とすることである。</p>
政策を構成する施策についての意見	<p>18年度に開設した「すぎなみNPO支援センター」の業務を「NPO法人NPO支援機構」に委託したことが、中間支援組織の拡充となるのか、丁寧な説明が必要である。NPO支援機構のためにNPO支援センターを設置し業務委託したかのように理解されないよう。</p> <p>「NPO支援基金」への一般会計からの繰り出しが施策の事業費となっているが、基金からNPOへの支援として事業費化される金額とは異なるので、誤解を招きやすい。資本予算(基金繰り出し)は投資的経費と同様の扱いが必要である。</p> <p>勤労者福祉協会への国庫補助が平成20年に廃止される中で、杉並区の単独事業として本事業を行っていくならば、事業の位置づけも変更して(例えば、「区内勤労者若者の多様な活動の支援」といった)行ってもよいと思われる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>すぎなみNPO支援センター業務をNPO支援機構すぎなみに業務委託することで中間支援組織の拡充となる背景、その理由について丁寧に説明する。</p> <p>NPO支援基金への一般会計からの繰り出しを投資的経費として計上する。</p> <p>勤労者福祉協会の目的は、中小企業勤労者及び事業主の福利厚生の向上であり、現時点で、事業の位置付けの変更は予定していない。(協会の方針については、施策48の対処方針欄に詳述。)</p>
------	--

施策 48 働くひとびとの条件整備

(上位政策:政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために)

施策目標	勤労者福祉事業の充実により、中小企業の福利厚生事業を補完し、勤労者の勤労意欲や日常生活の余暇を充実させることにより、中小企業の振興、地域社会を発展させる。
当面の成果目標	区内在住、在勤の勤労者の福利厚生事業に対する多様なニーズに対応できるよう、(財)杉並区勤労者福祉協会の実施する福利厚生サービス事業の充実と会員の拡大を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	協会会員数の拡大、会員のニーズに応えた福利厚生事業の充実に努力しており、平成15年度には会員、事業利用者数ともに増加したが、平成16、17年度とともに減少する状況の中で、さらなる、会員拡大の努力と事業の見直しが求められている。
政策への貢献度	(財)杉並区勤労者福祉協会は、区内在住・在勤の中小企業に働く勤労者の福利厚生事業を低廉な負担で提供し、「働くひとびとの条件整備」の一端を担っている。しかし、区全体の事業者、従業員から見ると、まだまだ会員数、事業の利用者数とも多いとはいえない。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	勤労福祉会館の管理運営は、西荻地域区民センターと合わせて、指定管理者制度の導入について検討する。
今後の施策のあり方	(財)杉並区勤労者福祉協会は、財政の自立化や自主的運営が求められている。会員の拡大、会員のニーズに応える福利厚生事業の拡充に向けて、平成17年度実施事業の見直し検討会を設け、検討を行った。今後、報告書の内容に沿って、福利厚生代行業者を活用したサービスの拡充や、インターネット等の活用によるサービス提供方法の改善、事務の委託化の推進等の事業見直しを行い、19年度から新たな事業を本格実施する予定である。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>勤労者福祉協会については、会員数の減少に伴い福利厚生サービス利用件数の減少傾向が続いている状況を踏まえ、17年度に取りまとめた報告書の内容に沿って、福利厚生代行業者を活用したサービスの拡充や、インターネット等の活用によるサービス提供方法の改善、事務の委託化の推進など、自主的運営・財政の自立化に向けた新たな事業展開に着実に取り組んでいく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>中小企業勤労者向けの施策という施策自体の位置づけが低下するなかで、国庫補助の廃止という現実となっている。かりにこの種の施策を行うとしても広域自治体のほうが効果的・効率的である。よって杉並区としては縮小の方向をとるべきである。勤労者福祉協会の実施する福利厚生サービスは、市場ベースで提供されるサービスとの競合も大きいので、サービス利用者数が減少するのも当然の成り行きという面がある。よって、この施策の位置づけを転換して、区内在住勤労者若者への地域定着促進事業といった方向を検討する必要がある。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>勤労福祉会館は現在、民間業者に業務委託しているということは、貸館業務に限定していることと推察する。しかも併設された区民センターと一緒に業務委託しているわけで、さらに、利用者の意識としても両施設の区別も無く、様々な活動のための貸しスペースとして利用されているようである。こうした実態をふまえるならば、指定管理者制度を利用して民間事業者に貸館業務を超えた広がりた事業をやらせるようにすることに賛成である。そのためにも、勤労福祉会館の意義付けを一般化の方向へ少し転換する必要がある。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>指標 協働等の欄において、協働等の形態を記述しているが、委託については多様な形態があるのもう少し詳しく記述すべきである(例えば、業務委託(清掃・受付・相談)、管理委託など)。勤労者福祉協会会員数の減少、福利厚生サービス利用件数の減少についても分析が説得的でない(景気変動を超えた長期低落傾向を説明できていない)。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>勤労福祉会館維持(委託)の内容がわからない。委託には多様な形態があるので、もうすこし詳細な説明が必要である。指定管理者制度のメリットが生かせるかどうかの判断材料としては、情報が少なすぎる。勤労者福祉協会の意義が時代ともに変化したことをうけて、国庫補助が廃止されるという事実を踏まえるならば、杉並区勤労者福祉協会も縮小・廃止の方向をとらなければならないのではないかと。当面、勤労者福利厚生事業が民間市場サービスと競合することが多いという現実をふまえ、杉並区勤労福祉協会の事業形態、事業選択の見直しが必要である</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>勤労福祉会館の管理運営は、西荻地域区民センターを所管課する地域課との調整を進めながら、指定管理者の導入について検討する。</p> <p>勤労者福祉協会の事業は、中小企業の勤労者等の福祉対策から、国の動向にかかわらず、区が独自にでも区民に提供すべきサービスであるという基本的姿勢に立っている。協会運営の実態を見ると国庫補助率も協会全予算の2.4%であり、国家補助が廃止されることによって、協会の意義がなくなるとするのは早計である。</p> <p>また、会員数も増加し、減少傾向に歯止めがかかりつつある(17年度末4,626人、18年度末4642人)。</p> <p>19年度からは民間委託を大幅に増やし、魅力ある事業内容に改善し、受益者負担などの見直しも含めて、財政の自立化を進めながら、会員の増加を図ることにしている。</p> <p>サービス提供に当たっては、市場ベースになじむ部分はさらに民間委託し、事業内容の拡充と効率化を推進するところであり、協会の廃止、あるいは総体事業の縮小ということは考えていない。</p> <p>勤労者福祉協会運営と勤労福祉会館運営は別事業であり、関連させながら評価することは、誤解である。</p> <p>杉並区財団等評価の経営分析定量指標の一部に記載の誤りがあった。再発防止のため、協会に対し、指標の適正な記載及び内部チェックの徹底を指導する。</p>
------	--

施策 51 NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備

(上位政策:政策12 多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために)

施策目標	NPO・ボランティア活動の多様な展開を支援し、社会的サービスの担い手としてNPO等の発展と、区政とのよりよい協働の実現を目指す。
当面の成果目標	NPO支援基金制度の一層効果的な普及啓発を行っていくとともに、その対象を企業・事業者等に拡大し、寄付の増加に努める。また、この4月からスタートしたすぎなみNPO支援センターについては、中間支援組織としての役割や機能を十分に発揮していくことができるよう、側面支援の強化に努めていく。また、18年4月に開校したすぎなみ地域大学については、講座実施メニューの充実を図るとともに、すぎなみNPO支援センター等との連携を強化し、大学の修了者を地域活動へつなげる仕組みづくりを行っていく。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	NPO支援基金については、16年度の1,410,000円から17年度は2,596,000円へ増加した。また、NPOボランティア活動推進センターの機能拡充を図るべく、18年4月に「すぎなみNPO支援センター」を開設し、その業務をNPO法人NPO支援機構すぎなみへ委託した。
政策への貢献度	地域にとって活力ある社会を目指して、NPO・ボランティアが活動しやすい環境をつくり、NPO・区民・事業者等と区との協働の推進を図ることに貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	
今後の施策のあり方	NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境の整備にむけ、14年4月施行した「NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例」を具現化していくために、NPO支援基金の周知及び寄付金の確保、すぎなみNPO支援センターの中間支援組織としての機能の充実に向けた取組みを一層推進していく。また、16年度に策定した「協働ガイドライン」に基づく、区独自の協働推進の仕組みのさらなる充実を図っていく必要がある。 すぎなみ地域大学については、NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備として、地域活動への参加意欲を一層喚起できるような講座実施メニュー増を行うとともに、地域における関係機関との連携を強め地域大学の修了者を地域活動へつなげる仕組みづくりを構築する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備については、「すぎなみ協働ガイドライン(指針)」に基づく取組みが着実に進められ、環境整備の基盤が整いつつある。今後は、成果指標(目標値)の達成に向けて、「NPO支援基金制度のより効果的な運用」「NPO支援センターの機能拡充」「すぎなみ地域大学の発展的展開」並びに相互に連携した取組みを進めていく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>成果指標(センター登録団体数、区内NPO法人数)は増加しているが、活動指標(会議室利用数、活動相談件数)はそれほど増加しているわけではない。団体数が増加するのは、リタイア人口の増加などから当然のことであり、活動ベースが増加していないということに留意すべきである。NPO・ボランティア支援施策のうち財政支援に相当するのが「NPO支援基金制度」であるが、現在のような数百万円の寄付は杉並区住民の自発的支援としては少なすぎる。杉並区のような市民活動の歴史のあるところならば、市川市のボランティア財政支援制度(住民税の1%の納税者による選択的支援)を超える普遍的な制度を構築してよいと思う。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>ボランティア活動推進センターを社会福祉協議会が設置し運営する理由は理解できるが、運営内容をもう少し詳しく記述すべきである。18年度に開設した「すぎなみNPO支援センター」の業務を「NPO法人NPO支援機構」に委託したことが、なぜ中間支援組織の拡充となるのか、もっと丁寧な説明が必要である。NPO支援機構のためにNPO支援センターを設置し業務委託したかのように誤解されないように。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>ボランティア活動推進センター運営支援の事業費内容がわかりにくい。社会福祉協議会に運営委託され、同センターの人件費が保健福祉部から補助金支出されているとなると、実際のセンター事業費はもっと大きくなるのではないかと。また現在の委託費を除く事業費は会議室借上料なのかどうか、事業費の内容もつかみにくい。施策や事業内容が把握しやすいように改善すべきである。「NPO支援基金」への一般会計からの繰り出しが施策の事業費となっているが、基金から個々のNPOへの支援資金として事業費化される金額とは異なるので、誤解を招きやすい。資本予算(基金繰り出し)は投資的経費と同様の扱いが必要である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>ボランティア活動推進センター運営支援の事業内容がわかりにくい。社会福祉協議会に運営委託されているとなると、協議会業務との混在が想定される。現在の委託費を除く事業費は会議室借上料なのかどうか、事業費の内容もつかみにくい。NPO・ボランティア支援施策のうち財政支援に相当するのが「NPO支援基金制度」であるが、現在のような数百万円の寄付は杉並区住民の自発的支援としては少なすぎる。それを補うのが一般会計からの基金への切り出しということであろうが、このような形態での支援は区民の当事者意識を喚起することにならない。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>すぎなみNPO支援センターの現委託先に業務委託した理由や効果等について説明を補充する。ボランティア活動推進センターの事業運営支援の内容をわかりやすく記述する。 「NPO支援基金」は、「区民の活動を区民が支える仕組み」として設置された制度であり、ボランティア・NPO活動が社会貢献活動として公共性の高い活動であることを広く区民へ情報提供し、区民の当事者意識の喚起と寄付の拡大に努める。 NPO支援基金への一般会計からの繰り出しを投資的経費として計上する。</p>
------	---

政策 13 魅力ある学校教育のために

<p>政策目標</p>	<p>杉並区教育ビジョンに、児童・生徒像の目標として「よこびやいたみのわかる人」「むずかしいと思うことでも向かっていく人」「なぜだろう、どうしてなんだろうと考える人」「郷土を愛し、自分のまちに誇りをもてる人」を掲げ、さまざまな課題を解決し教育改革を進めるために、「教師(師範)」を育てます。」「自立と責任ある学校をつくります。」「地域の教育力を高めます。」の三つの方針を柱に魅力ある学校教育を実現する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>教育委員会の地域開催、土日または夜間の開催、教育委員と区民の懇談会を実施する。 教員・学校の指導力向上を図り、平成22年度までに区の学力等調査の小・中学校平均達成率を75%以上とする。 児童・生徒が通学したいと思うような「魅力ある学校」実現のために、22年度までに「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」を85%以上とする。また、公立学校在籍率を小90%以上、中70%以上にする。 「体力診断テストで東京都平均を100とした場合の杉並区の数値」を22年度までに105とする。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「開かれた教育委員会」の推進を図るため、平成19年度までに教育委員会の地域開催、土日または夜間の開催、教育委員と区民の懇談会を実施するよう検討している。 ・昨年度の区の学力調査達成率の小・中学校平均値は、70.7%となっている。今後、より一層、教員・学校の指導力向上を図り、平成22年度の目標値75%以上になるよう推進していく。 ・昨年度の「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」は、80.6%となっており、昨年度の目標値80%を達成した。 ・「体力診断テストで東京都平均を100とした場合の杉並区の数値」については、中学生はほぼ横ばいながらも、小学生は毎年度2%向上しており、22年度末目標値の105となるよう今後も推進していく。
<p>今後の政策目標の方角と課題</p>	<p>区が将来像として掲げる「人が育ち、人が生きる杉並区」の考え方にに基づき、「杉並区教育ビジョン」では、「1 教師(師範)を育てます」「2 自立と責任のある学校をつくります」「3 地域の教育力を高めます」の3つの教育改革の方針を定めて「魅力ある学校づくり」を推進している。</p> <p>平成18年2月に新たに「杉並区教育ビジョン推進計画」を策定し、「杉並区教育ビジョン」に掲げた教育改革の方針、施策の方向の実現に向けた具体的な施策を体系化し、平成17年度から平成19年度までの3年間で特に重点的に取り組む施策を示し、未来を担う子どもたちが、楽しく学び、思いやりのある心とたくましい生きる力をはぐくむことのできる教育を推進する。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>「いい学校は いいまちを育てる」ということをスローガンに、「学校が自ら持つ力」、「地域の支援する力」、「教育委員会が支援する力」を結合させて、魅力ある学校づくりに取り組んでいく必要がある。</p> <p>「教育ビジョン推進計画」に基づく事業実施の状況を常に把握し、セクショナリズムに陥りやすい区の事務執行体質を変えていく必要がある。</p>
------------------	---

【外部評価】

政策内容への評価	<p>杉並区民の教育水準に対する期待は高い。アンケートでは平成22年度の小中学校の学力平均達成率75%を約6割が妥当とする一方、約1割が低すぎると評価している。在籍率を高めるためにはニーズを把握することが先ず必要となる。実験的な事業を複数展開するよりも、ニーズに沿った事業を重点的に実施することが効果的と考える。教育委員会については、地域との連携を図る成果目標が明示されているが、保護者・学校・地域の声が直接反映される教育委員会制度を構築することの方が「開かれた教育委員会」の推進と考える。</p>
評価表の記入方法などについての評価	各施策に記入
政策を構成する施策についての意見	各施策に記入

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・区学力調査における達成率は、平成17年度現在で70.7%であり、当面は目標値の75%達成に向けた取組みの強化が急務と考える。そのために、平成19年度は、教員の指導力向上を目的とした認定講師事業や授業力向上塾などの新たな実務研修を通年で開設する。さらに、読解力やコミュニケーション能力、論理的な思考力などの向上を図る国語・理数教育のプログラムの開発を研究する。 ・保護者、学校、地域の声が直接反映される教育委員会制度の構築の一つとして、平成18年度は中学校教職員、学校評議員との懇談、保護者代表である小学校PTA連合協議会との懇談を実施し、教育現場の課題やニーズについて意見交換を行った。今後は、より地域との協働による学校運営を進めていくため、学校運営協議会や学校支援本部等との懇談等を実施し「開かれた教育委員会」の推進をしていく。
------	---

施策 52 教育施策の執行体制の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>「すぎなみ五つ星プラン」に掲げた「地域ぐるみで教育立区」の実現を目指し策定された「杉並区教育ビジョン」の基本的考え方、教育改革の方針に基づき、教師を育て、自立と責任のある学校をつくり、地域の教育力を高めるため、杉並らしい特色ある教育施策を実施し、区の教育水準を向上させるために、教育施策の執行体制の確保を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の地域開催、土日または夜間の開催、教育委員と区民の懇談等を実施する。 ・教育基本条例の策定に向け、懇談会を立ち上げ、「教育立区」及び基本条例のあり方について検討する。 ・教育委員会ホームページ更新手続きの簡素化・効率化を図り、内容を充実する。 ・学校適正配置の年次計画を5年ごとに定め、区内の学校を適正規模にする。 ・キッズISOについては、全区立小学校での実施を目指すとともに数値目標を達成する。

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>教育委員会1回あたりの傍聴者数 教育施策の関心の高さから17年度目標値10人を大きく上回った。審議案件に左右される要素があるが、この傾向が持続すると考えられる。</p> <p>教育委員会ホームページアクセス件数 と同様に関心の高さから、既に22年度の目標値を超えているが、アクセス数としては横ばいで推移していくものと思われる。</p> <p>キッズISO国際認証取得者数(初級修了者中の取得者) PRの充実などにより、全区立小学校の児童の入門編取組を推進することにより、22年度の目標値250人は達成できると考えている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>教育行政に関する計画・立案、進捗状況の把握、施策の評価等を一元的に行う執行体制の確保は、今後の教育改革を行ううえでも欠かすことはできない。 また、教育施策に関する情報発信を行うことで、地域、学校、保護者の関心を高め、魅力ある学校教育の実現に大いに貢献している。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>「教育計画推進」に関しては、教育基本条例の策定に向け、学識経験者、区民等が参加する懇談会の設置を予定している。</p> <p>「教育広報」に関しては、業務量のほとんどを業者委託で進めているが、区民と協働で教育施策を展開していくという視点から、最も重要な事業であり、区民にとってわかりやすい情報発信を目指し、適切で質の高い情報提供を心がけ推進していく。</p> <p>「教育改革発信事業」に関しては、地域教育フォーラムをNPOに事業を委託し実施したが、今後は教育委員会の主催事業としてではなく、地域の自主的な開催に向けて、地域等との協力により事業を進めていく方向である。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>「教育計画推進」に関しては、教育基本条例の策定に向け、学識経験者、区民等が参加する懇談会の設置を予定している。</p> <p>「教育広報」に関しては、業務量のほとんどを業者委託で進めているが、区民と協働で教育施策を展開していくという視点から、最も重要な事業であり、区民にとってわかりやすい情報発信を目指し、適切で質の高い情報提供を心がけ推進していく。</p> <p>「教育改革発信事業」に関しては、地域教育フォーラムをNPOに事業を委託し実施したが、今後は教育委員会の主催事業としてではなく、地域の自主的な開催に向けて、地域等との協力により事業を進めていく方向である。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>区民へ積極的によりわかりやすく情報を周知し、共有化することは、より多くの地域住民や保護者の学校運営への参画等が実現し、開かれた教育委員会の推進、地域の核となる学校づくりの推進に欠かせない重要な要素である。そのためには、今後、学校を初めとした教育機関の一層の積極的な情報発信が必要である。</p> <p>また、その時々に応じて組織体制を工夫して、「杉並区教育ビジョン推進計画」に位置づけた杉並らしい教育施策を計画的に実施し、魅力ある学校教育の実現を図っていく。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>教科用図書採択は、従来の教育委員会制度の限界を問うものとなった。区民の意向を把握するための成果目標をたてるよりも、保護者・教育現場の声が直接反映される教育委員会制度を構築することが、「開かれた教育委員会」の推進と考える。</p>
今後の施策の方向	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>学校運営協議会制度・学校評議員制度等により、保護者・学校・地域の協働が図られているが、中心部である教育委員会では成果目標も実施されず協働が形骸化している。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>特になし。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>教育広報事業における「杉並区の教育」・「すぎなみ教育報」発行部数が少なく、区民に知れ渡っていないため効果は低い。効果を高めるのであれば区報との統合が望ましい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>【「開かれた教育委員会」の推進】 保護者・教育現場の声が直接反映される教育委員会制度を構築するための方策として、18年度は中学校教職員・学校評議員との懇談、保護者代表である小学校PTA連合協議会との懇談を実施し、教育現場の課題やニーズについての意見交換を行った(2月中旬までに実施予定)。今後は、より地域との協働による学校運営を進めるため、学校運営協議会や学校支援本部等との懇談を企画・実施する予定。 また、区民との懇談については、実施に向け計画を進めている。</p> <p>【地域との協働による学校運営】 「地域運営学校」:地域に開かれた信頼される学校づくり、地域に支えられる学校づくりの実現のため拡充していく。 「学校支援本部」:地域住民が学校支援に主体的に取り組む組織を拡充していく。なお、その構成メンバーは地域運営学校に移行する際の学校運営協議会の中核を担っていくものとする。</p> <p>【教育広報事業】 「すぎなみ教育報」:区民にとって分かりやすい教育広報をめざし、幅広く迅速な情報収集と、積極的に適切な情報提供、見やすくわかりやすい編集を心がけるが、教育委員会のホームページにも全文掲載していることから、紙媒体の印刷部数については、当面据え置きとする。 広報すぎなみとは、目的、対象、内容の範囲等が異なるため、統合は考えていないが、教育広報への民間活力の活用については、検討していく。 「杉並区の教育」:教育機関等への配布分以外に、区民等への別途有償頒布も行っている。</p>
------	---

施策 53 豊かな学校教育づくり

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>区立小・中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある豊かな学校づくりを推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎的学力や学習意欲の向上を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>・当面の成果目標として、平成22年度の区の学力等調査の平均達成率(設定した目標を達成した児童・生徒の割合)を75%とする。そのため、学力等の調査により明らかになった児童・生徒の学力や生活習慣などの課題に的確に対応をしていくため、教職員研修や教育研究奨励、学力向上調査委員会における検討などにより教員・学校の指導力向上を図る。 ・区立小・中学校の魅力を高め、公立学校の在籍率を平成22年度までに小学校90%、中学校70%にする。また、「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」を85%に向上させる。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>・区学力調査達成率は、16年度より若干であるが微増している。まだ2か年での比較のため傾向を予測するのが難しい状況であるが、東京都の学力調査で見ると、都内全49区市中、小学校が昨年11位から5位に、中学校では、16年度が5位、17年度が6位と好成績を上げている。 ・「学校生活が充実していると感じる児童・生徒数の割合」が、80.6%と昨年度の目標である80%を超えた。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>上位政策である「魅力ある学校」を実現するため、「豊かな学校教育づくり」の施策で実施している各事業は重要な位置を占めており、学力調査達成率、体力等調査結果では昨年度の数値を上回るとともに、「学校生活が充実していると感じる児童・生徒数の割合」も、78.6%から80.6%と上がり、政策である「魅力ある学校教育のために」への貢献度が大きい。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p> <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合 </p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>協働が実現していない「区立・私立幼稚園共同研修」「外国人英語指導」「科学教室」「科学創意工夫展」「理科指導者研究」「教育調査研究」などは、NPOや民間事業者などとの協働が考えられるので具体化に向けた検討を推進していく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>「豊かな学校教育づくり」を実現していくため、様々な事業を展開しているが、中学生海外派遣・ウィロビー市親善訪問団受入、国際理解・帰国児童生徒教育センター運営、理科移動教室、科学教育調査研究、教育図書館運営、土曜日学校開設、教育調査研究などの「見直し」を行っていくとした事業について、実施方法などの改善のほか、統合・廃止を含めた事業の計画的な見直しを行う必要がある。また、指標である「公立学校在籍率」の向上については、特に中学校において私立・国立学校との競争が激しいため、目標値の達成が困難なものとなっている。今後、この目標値を達成するためには、より一層個々の学校の魅力の向上のため既存事務事業の改善や新たな事務事業の展開を計画的に推進していく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	各学校が主体性を持って、さまざまな工夫を凝らし、児童・生徒の学ぶ力、学ぶ意欲を高める取り組みを行っている。今後も学校を中心として、教育指導体制を強化し、児童・生徒の学習意欲が向上するよう進めることが重要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	様々なプロジェクト事業の集まりからなる施策であるが、今後の施策のあり方に記載されているように、実施方法の改善の他、ニーズの低い事業・費用対効果の低い事業については統合・廃止を検討されたい。区民の教育水準に対する期待は高い。在籍率を高めるためにはニーズを把握した事業が必要と考える。魅力ある学校の成果目標としては、在籍率のみならず、不登校生徒の割合・出席率等も考慮されたい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	教育研究奨励事業の協働においては報奨費の高い研究もあり、成果の有無が問われる。具体的な記載をお願いしたい。
評価表の記入方法などについての評価	杉並師範館事業においては中途退学者の数、卒業人数における杉並区への就業率等をとおして効果が問われると考える。
施策を構成する事務事業についての意見	魅力的な学校づくりに効果がある事業を生み出す必要があるが、効果の発現まで期間のかかる実験的な事業もある。現実的なニーズも考慮してバランスのとれた事業を望む。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>ニーズを把握し、費用対効果を勘案した事業を推進するため、外国人児童・生徒に対する日本語指導の充実や、教育情報の発信拠点としての教育図書館の運営など見直しが必要となる事業の点検・修正を行う。</p> <p>教育研究団体は、平成19年度に幼稚園から中学校までを1つに統合し、幼・小・中が連携して研究・研修を主体的に教員が参加し進めていき、学校現場での実践につながる効果を求めていく。</p>
------	--

施策 54 児童・生徒の健康維持及び安全の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>区立小・中学校、幼稚園等の児童・生徒及び幼児の健康に留意し、衛生環境を整え、教育施設、教育用具等の安全性について万全を期すことで、充実した学習活動と楽しく安全な学校生活を送ることができる。 学校等を中心として、家庭や地域を巻き込んで食育を推進する。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>・健康診断等を実施することにより、疾病の早期発見、予防、また健康状態の改善に役立てる。一人あたりの疾病件数を前年度比減とすることを目標とする。 ・教室などで教育を受ける施設の環境測定を通じて、適切な状態を保つ。校内で発生する事故について、0件を目標とするとともに、前年度の件数の10%を減少させる。 ・体力診断テストにおいて、東京都平均(100)以上を目標とする。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>体力診断テストでは、17年度初めて東京都平均を上回ったものの、学年・種目・男女別によってばらつきがある。 疾病数・事故件数の増加については、数だけでなく内容も把握して重大な疾病・事故がないかを見極めていきたい。そのため、各種の調査や健康診断を実施しながら専門的な知見からも予防・改善に努めたい。さらに、学校と各家庭が連携を取りながら生活習慣についての指導を行なうことも欠かせない。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>各種健康診断・環境衛生に関する検査等及び安全でおいしい学校給食によって、児童・生徒及び幼児が健康で楽しく、安全な学校生活を送ることができる。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>児童・生徒の健康保持・増進、健康教育、食育の充実のために学校、家庭、地域との協働を推進して、全校に学校保健委員会を設置し、活動を充実する。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>児童・生徒を取り巻く社会状況が変化していく中で、その健康や食生活の安全性の確保は、重要な課題である。常に予防と改善を念頭に置き、健康教育の充実、食育の推進を学校保健委員会の役割も通じて各担当と連携を深めながら成果の向上につながるよう行ないたい。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>「好ましい生活習慣作り」は児童・生徒の体力向上や健康維持にとって、今後ますます重要な施策である。学校保健統計の数年間の児童・生徒の体位や疾病の傾向と各学校の教育課程がどのようなつながりがあるのかを分析し、健康教育の充実や食育の推進に生かしていく必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>アレルギー性疾患・小児生活習慣病・けがによる災害給付が増えており、ウイルスによる集団発生が起きている。費用対効果の高い学校給食の委託化によって節減された予算を疾病相談・安全対策・衛生環境整備に使われたい。体力向上や食育に関しては、児童・生徒、家庭、学校の連携作りを一層努められたい。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>一部協働先に問題があったとのことである。全事務事業において協働化の際は、協働先の内部統制の整備・運用状況の確認と共に、協働先への監視・防止体制の徹底を図られたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>学校給食の充実事業については、学校配置の適正化・退職人員を考慮しなければならないが、目標値を設定されたい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>委託先の質を確保しつつ、引き続き学校給食の民間委託化を進められたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>健康相談事業の充実、ダニアレルゲン検査の新規実施など学校保健・衛生事業の充実を図ってきた。体力向上や食育に関して、家庭や地域と学校との連携を図るために、全校に学校保健委員会を設置し、活動を充実させる。 今後の学校給食調理委託の拡大にあたっては、調理職員の退職状況のほか他自治体・給食市場・事業者の動向等を見極めながら適切な規模で進めていく必要がある。</p>
------	--

施策 55 教育施設の整備・充実

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	校舎の改築・補強・改修等の施設整備を行い、良好な教育環境の維持・向上を図る。
当面の成果目標	・耐震補強が困難な校舎又は老朽化した校舎の改築を進める。 ・余裕教室の活用数の増加を図る。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	現在は着実に計画数値を達成しつつある。施策の性質上、確実に実績を積み重ねることが重要であり、今後も目標に向けて計画的な施設整備を実施する。
政策への貢献度	良好な教育環境の維持・向上を図ることにより、より安全で魅力ある学校教育づくりに貢献している。耐震性能の向上により地域の防災拠点としての役割を担う事ができ、また、地域に開かれた学校としても着実に成果をあげている。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	施設の改築・補強・改修等にあたっては、その計画・設計段階から高度の専門知識が必要であり、引き続き専門の民間企業等の協力を得ながら、委託や工事請負という形式で協働を進める。
今後の施策のあり方	耐震診断で「補強を要する」と指摘をうけた建物については、平成17年度までに補強工事を完了した。今後は、「改築を要する」建物について、改築までの間に暫定的な補強を行えるよう、調査を行うことが課題となる。 余裕教室の活用は、今後も条件の整ったものから順次整備していく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	耐震改修に積極的に取り組み平成17年度までに補強工事を完了させた。また、余裕教室の活用実績も伸びており、目標実現に向けて着実に成果をあげている。教育施設の整備・充実には一定の財政負担が求められるが、計画的・効率的に行うことによりコスト削減や財政負担の平準化に努めていく必要がある。
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	耐震補強は平成17年度に終了し、一定の安全は確保された。大規模改修・改築においては早期計画策定と共に関係部局と資金計画を検証されたい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	質・コスト両面から最も効果の高い入札方式を取り入れていただきたい。
評価表の記入方法などについての評価	余裕教室の有効活用について、改修室数累計がすべて余裕教室として活用されているのか。事業環境の変化の記載によると成果指標の余裕教室活用数が余裕教室使用可能累計数と読める。
施策を構成する事務事業についての意見	今後エコスクール化を進めるとのことであるが、事前検証性・効果発現までの期間・快適性・エコスクール後の建物の修繕可能性・維持費を含むライフサイクルコスト等の総合的観点から最適なエコスクール化が選定されているのか。事後検証はなされているのか。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>今後の改築の取り組みは、本年中に予定されている実施計画(平成20～22年度)の見直しの中で検討することになるが、現在、区教育委員会では学校の適正配置計画を進めており、この計画を踏まえて今後の改築校の優先順位を決め、関係部署と財政的措置を検討しながら実施していく。</p> <p>協働等の評価について、質・コスト両面から最も効果の高い入札方式を取り入れることに関しては、その主旨を契約事務主管課に伝え、引き続き入札制度改革について今後の課題としたい。</p> <p>評価表の記入方法について、活動指標名を「余裕教室活用数」に変更する。この室累計がすべて余裕教室として活用されている。また、成果指標名を「1校あたりの余裕教室活用数(小・中学校全67校)」に変更する。</p> <p>エコスクール化の新たな取り組みとして、平成18年度に杉並第七小学校でカセット式壁面緑化や教室窓面への庇設置、夜間に換気扇を自動運転させることで躯体に蓄えた熱を涼しい外気で冷やすナイトパーズ等を行った。工事の前後で教室の温熱環境を実測すると共に、教員や児童に温湿度計を携行させ、どのような温熱環境で生活しているのかを首都大学東京の協力を得ながらデータ収集している。今後、継続して効果測定のためデータを採取し、検証を行う予定である。また、修繕可能性や維持経費に関しては施工前に経費等の算定を行っており、効果検証と併せて教育委員会と協議のうえ施工の可否についても判断しており、今後も同様に取り組みたい。</p>
------	--

施策 56 学校教育の環境整備

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

<p>施策目標</p>	<p>区立小・中学校、幼稚園の学校施設及び教育設備の充実や適切な維持管理により良好な教育環境を整え、心身ともに健康で人間性豊かな児童・生徒及び幼児を育てる。 さらに教職員について、教育指導等の研究や研修に要する教育センター・研修所の維持管理等を通して、直接教育にかかわる職員としてふさわしい健康で意欲ある人材の育成を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>充実した良好な教育環境の中で、児童・生徒及び幼児が心身ともに健康な状態で、楽しい学校生活をおくることができる。 また、直接教育にかかわる教職員も、適切な教育設備のなかで意欲的な教育活動ができる。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>学校運営を進めるうえでは、児童・生徒及び幼児の人数に関係なく施設の整備をしていかなければならないものが、数多くある。財政の厳しい中、児童・生徒数の変化を踏まえた学校適正配置を進めるとともに、整備すべき項目を十分精査した上で、効果的な環境整備を実施していかなければならない状況にある。 教職員の研修受講の環境を整備することで、能力向上のための研修機会を拡大し、併せて、教職員の健康診断の受診率向上を通して、健康で能力のある教職員育成を図っている。あわせて、区独自による教職員採用の準備を進めている。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>魅力ある学校教育を实践するうえで、教育環境整備は不可欠である。この間、時代や状況の変化に的確に対応してきている中で、本区の教育環境は他自治体との比較でも高い水準を維持している。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>現在、地域運営学校をはじめ、地域の人々の参画を得た学校づくりを進めている。今後は、授業支援や通学の見守り、特別な支援を要する子の介助など、さまざまな形の学校支援組織をつくり協働の拡充を図る。また、教務以外の分野における民間委託の推進を図る。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>次代を担う子どもたちの教育の場として、学校力の向上を図る。具体的には、教員の指導力等学校内部の力の充実、これを支援する地域の力の充実、教育委員会フォロー体制の充実を進める。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	授業力・経営力などの学校力の向上をさらに進める必要がある。また、済美教育センターについては、その機能の充実を図るための見直しを継続していくべきである。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	限られたコストで適切な教育環境整備をしていくためには、事務事業の取捨選択の必要性がある。家庭と仕事の両立を図る保護者が一層増える。区立幼稚園の定員割れが続いている(平成17年度定員充足率78%)。区民のニーズの高い保育所との一体化を図りたい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	施設維持・運営管理事業において個々の施設管理委託全体を一括委託することにより委託費及び労力削減がはかれるのではとの提案について検討されたい。
評価表の記入方法などについての評価	教職員研修所維持運營業務について今後も同方式を採用する場合はコスト減になる可能性はあるとの記載があるが、どのような場合か具体的に説明されたい。
施策を構成する事務事業についての意見	教職員に対する住宅供給・被服貸与・互助会助成は必要最低限度とすべきと考える。教職員住宅は1戸あたり平均総事業費約30万円かかるのに対し、受益者負担は平均約50万円である。受益者負担額は、将来の大規模修繕及び民間借上宅賃料を考慮すると低額と考える。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>「施策内容への評価」の幼稚園・保育園の一体化については、国において幼保一元施設の設置を可能とした中で、課題認識はもっている。それとともに、区立幼稚園は、私立幼稚園との関係の中でも、存続意義を問われている。</p> <p>その一方で、家庭や地域の教育力が低下している中で、幼児期に基礎基本をしっかり身に付けないと後の学校生活に影響を及ぼすという意味合いで、教育の出発点である幼児教育の重要性が再認識されている。</p> <p>今後の区立幼稚園のあり方については、効率化の視点とともに、どう幼児教育を充実させるかという視点ももって考えなければならぬと認識している。今後も行政改革の課題の一つとして、ご指摘の「一体化」を含め検討したい。</p> <p>「協働等への評価」で指摘された施設管理の一括委託については、既に検討し、用務・給食調理・警備・学童擁護といったこれまで区の技能系職員が担っていた仕事をすべて民間に委ねている学校もある。しかし、1校単位でも契約額が3,000万円を超えるため一般競争入札になることや、多くの業務を一括して履行できる業者が数少ないことなど、一括委託とするにはなお課題がある。適正な業務履行を担保するための対策を講じられるか否かが実施に踏み切る上での課題であり、なお精査していきたい。</p> <p>記入方法などへの評価で指摘された教職員研修所維持運営については、従来の契約額以下の上限額設定や仕様書の見直しによる実施業務簡素化によるコスト削減、受付業務との一体的な事業運営を行なうことで、コスト減の可能性があるという趣旨である。</p> <p>事務事業で指摘された教職員の福利厚生については、ご指摘の必要最低限度というよりも、民間や区職員との均衡を意識したものであるべきと考える。ただ、厚遇と指摘されるものは是正すべきであり、互助会補助は18年度をもって廃止する。また、教職員住宅は、限られた職員にしか恩恵が及ばない点や、今日の時代に即した取組みかどうかという点から、そのあり方を存続の必要性を含め検討したい。</p>
------	--

施策 57 多様な教育機会の提供

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	障害がある等により何らかの支援を必要とする児童・生徒・幼児に対して、各人の個性を尊重し、障害の程度に応じた適切な教育機会を提供する。
当面の成果目標	養護学校や心身障害学級、健康学園、適応指導教室を運営することなどにより、個々の児童・生徒・幼児の実態や必要性に応じた教育支援を行う

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	心障学級、養護学校の在籍児童・生徒数は増加傾向にある。近年の障害の重度重複化や多様化に伴い、各個人に合った適切な教育の提供が求められている。その中で児童・生徒の安全管理に従事する介助員の増員を望む声が多いため、17年度から通常学級介助員の増員やプールでの授業の際に介助者を配置するなどの対応を行うこととした。 不登校対策として適応指導教室やふれあいフレンドなどの事業を実施したことにより、不登校児童・生徒の減少の成果がでている。
政策への貢献度	小・中学校心身障害学級、養護学校、健康学園や適応指導教室を運営し、小・中学校や幼稚園に介助員を配置することなどにより、児童・生徒の特別な教育的ニーズに対応した多様な教育機会を提供し、魅力ある学校教育の実現のために大きく貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	障害のある児童・生徒の介助を目的とした支援団体(NPO・ボランティア団体等)があれば、業務を委託していく。17年度からスタートした介助員ボランティア制度を発展させることにより、介助員の需要の伸びに応え、かつパート介助員の増加による人件費増加を抑える。
今後の施策のあり方	障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズを把握し必要な支援を行うために、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制を確立し、学級の開設、施設・設備、指導体制及び安全上の配慮等での一層の充実を図る。 近年増加しつつある情緒障害児のための通級学級を増設し、区内各地域に均衡に配置する。 17年度から不登校児童・生徒を対象にした複数の事業を指導室から済美教育センターへ事務移管した。それに伴い事業の一体的運営を図り、相互の連携を強めることにより効果的なサービスの提供を行っていく。 健康学園は、虚弱児童の教育施設としては廃校を方針とし、廃校後は既存施設を利用した新たな教育機関としての活用を検討していく。 適正就学を推進することで介助の需要を減らす。

【二次評価】

二次評価部門の評価	不登校対策は、学校、家庭、スクールカウンセラーなどが連携を図り、組織的・個別的に対応していくことが必要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	多様化・重複化する障害や各種原因による不登校、情緒障害児のための通級学級の必要性の増大、更に特別支援教育のニーズを把握しなければならない当該施策においては、組織的かつ専門的なサポートシステムの構築が期待されている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	障害児学級運営や障害幼児介助員についてはNPO等の協働化を推進する方向であり適切と考える。
評価表の記入方法などについての評価	心身障害児就学相談の活動指標に検討者数を記載されたい。
施策を構成する事務事業についての意見	心身障害児就学相談・不登校対策については関連する他の事務事業(教育相談・こども発達センター・こども家庭センター)がある。所管課を統一し、総合的な窓口を設け、組織的・専門的対応を可能とすることが対象者のニーズを満たし、事業効率も上がると考える。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>障害児学級運営に関しては、障害の特殊性に対応した、安全管理・指導補助等を行えるNPO等があれば、協働化の検討を進めたい。</p> <p>特別支援教育に係る通常学級支援については、情緒障害学級の教員等、専門性の高い人材による、指導方法の教示、教材作成の補佐等のサポートが必要になると思われる。そのため通級児童生徒の指導が欠けないような、通常学級への人的補助が必要になる。また、不登校児童・生徒を生まなため「集団に参加できる」「自分に自信が持てる」事を目標に、学校内での支援体制も必要である。実際に区内の数校で実施している「放課後指導教室」等の個別指導が有効と思われる。しかし指導の担い手が無く、運営が厳しい状況である。今後は様々な資源(学生ボランティア、学校サポーター、介助ボランティア)等の学校判断による柔軟な運用化によって個別指導の実現が望まれる。</p> <p>心身障害児就学相談・不登校対策に関連する事務事業の総合化については、義務教育学齢期だけの問題ではなく、乳幼児期・成人期も視野に入れた総合的な相談・支援体制、連携が必要になる。今後、区全体の組織改変を見越した検討が必要になると思われる。</p>
------	---

施策 58 就学のための経済的支援

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	補助金の交付、奨学金の貸付等により保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の就園・就学率を高める。
当面の成果目標	経済的に低成長の時代環境のもとで、補助金の認定者数は増加している。その一方で、これまで増加していた奨学金の貸付件数は微減した。当該施策全体としては、依然として期待や需要は高まっていて、対象者の増加傾向は続いている。本施策を実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の保護者が経済的な理由で就学・就園を諦めることがないよう支援する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<p>就学援助の認定者数は全児童・生徒数の22.5%、障害児就学奨励については全障害児学級在籍児童・生徒数の46.4%に対して補助金を支給した。また、外国人学校に通学する保護者に対しては、延べ人数986人で昨年を下回っている。</p> <p>私立幼稚園の保護者に対する補助金は、約61%の保護者に対して補助金を支給した。奨学金貸付者の卒業率は転出や辞退者が多く、82.7%と昨年を下回った。</p>
政策への貢献度	教育費に係る費用の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減することにより、子供たちが安心して学校生活を送ることが可能となり、魅力ある学校教育の推進に貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	奨学金について、審査決定までを区で行い、貸付・償還を金融機関などに委託する方法も考えられる。この場合、事務量の軽減は考えられるが、個人情報に関わることであり、また、利子補給の手法や範囲、債務保証など検討すべき課題は多い。
今後の施策のあり方	当該施策の制度や補助金額等の見直しについては、限られた財源をより適切に交付するため、国、都、各区の状況や区財政及び他制度の動向を踏まえながら行う必要がある。特に、私立幼稚園等に係る補助制度については、幼児教育施策全体を取り巻く環境(幼保一元化・三位一体改革・区立幼稚園のあり方検討・特別支援教育の推進・パウチャー制度導入検討等)が著しく動いている中で、時宜を見極めながら、より適切に補助金を配分する制度を構築する。また、奨学金は貸付者が減少したが、一方で償還率を上昇することができた。貸付時に的確な判断を行うと共に、引き続き口座振替の勧奨や組織的な督促の取り組みを行い、償還率の向上に努めていく。

【二次評価】

二次評価部門の評価	時宜を見極めながら、より適切に補助金を配分する制度を構築する。
-----------	---------------------------------

【外部評価】

施策内容への評価	区立幼稚園では重度の障害児の入園を認めていない。また、区立幼稚園において障害児介助員等の報酬が支払われている点を鑑み、私立幼稚園に対する心身障害児教育対策費補助金について見直しをされたい。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	事務事業についての意見欄に記載。
評価表の記入方法などについての評価	奨学資金の不良債権累計額は、現行の単年度・現金主義会計の下では把握は不可能であったが、新しい財務会計システムの下では把握が可能と思われる。成果指標として不良債権累計額を記載されたい。
施策を構成する事務事業についての意見	奨学資金の17年度償還率(収入済額÷調定額)は16年度償還率を1.1ポイント上回った44.3%である。職員数やノウハウからみても回収可能性が飛躍的に上昇するとは考えられない。回収業務の委託化・貸付債権売却の可能性を検討されたい。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>現在、私立幼稚園に対する心身障害児施策は障害児1人に対して86,000円/年を支給しているが、このことに関しては受入れ園からも補助額が少ないとの声がある。</p> <p>この件については区立幼稚園の心身障害児介助員制度またはたんぼぼ園との調整を基本としながらも、今後私立幼稚園においても障害児の受入れがより進むように私立幼稚園補助金全体の見直しの中で検討を行っていく。</p> <p>奨学資金の不良債権累計額について、成果指標として記載できるよう検討を進める。</p> <p>また、奨学資金の回収業務についても、「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」モデル事業において、民間事業者から委託化の提案があり、個人情報保護の外部提供などの対策を十分に講じて、積極的に検討を進める。</p>
------	--

政策 18 区政を支える基盤整備

<p>政策目標</p>	<p>内部事務及び組織・体制の効率化を図ることにより、簡素で質の高い区政運営が可能となる基盤整備を進めるとともに、行政財産の適正な維持管理を通じて区民利用の利便性を高める。 区内有権者の意見が政治に適切に反映されるよう、公正な選挙を執行するとともに、各種啓発活動を通じて区民の政治に対する意識の高揚を図る。 地域の犯罪を抑止するとともに、防犯意識の啓発による区民生活の安全確保・区組織の危機対応力の強化を図る。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>文書管理システムの運用や電子入札制度の導入などにより事務の効率化を促進する。 保有施設の長寿命化とランニングコストの縮減を図る。 職員数については10年間で1,000人の削減目標に向けて取組みを進めているが、さらに超過勤務の削減など人件費の抑制に引き続き努める。 公選法改正等に的確に対応するとともに、選挙人の便宜や投票環境の整備・向上を図る。 区内犯罪認知件数を平成19年までに8,000件に減少させる。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>施設建設において設計審査会を設置し、工事費の縮減を図った。 職員定数の削減は『スマートすぎなみ計画』を策定した13年度以降目標値を上回る水準で推移しており、平成13年度からの5か年で 548名分(108名 117名 112名 120名 91名)の定数を削減した。 投票所に休憩用椅子やスロープを設置するなどバリアフリー化を進めるとともに、投票所を14ヶ所増やす等して投票環境の整備を進めた。 区内犯罪認知件数は、前年比3.4%減の8,689件であった。 危機管理研修等を開催し、職員の危機意識が高まった。</p>
<p>今後の政策目標の方向と課題</p>	<p>引き続き内部事務及び組織・体制の効率化を進めるとともに、公共サービスの提供主体の多様化が急速に進む中、サービスの質の向上と効率化が図れる事業については、積極的に協働や民営化・民間委託を進め、活力のある小さな区役所をめざす。 行財政改革の取組みとして人員削減を強力に推進する一方で、分権の時代にふさわしい人材育成を図るため、職員の能力開発を一層推進する。 地域、警察、区の協力関係を強化し、地域全体での犯罪発生防止の機運を高めるなど、安全・安心のまちづくりを進めるとともに、危機管理マニュアルに基づく取り組みなどにより、危機管理体制の強化を図る。</p>

【二次評価】

<p>二次評価部門の評価</p>	<p>これまで、職員定数の削減(平成13年度からの5年間で548人)、人件費の抑制をはじめ、事業の協働化・民営化等を進めるとともに、契約事務の改革を図るなど、積極的に行財政改革を推進してきた。また、安全パトロールの充実や危機管理体制の強化などによる安全・安心のまちづくりにも果敢に取り組んできた結果、簡素で質の高い区政運営を支える基盤整備は、着実に進んでいるといえる。今後は、「(仮称)市場化提案制度」の導入や「第2次協働等推進計画」で掲げた協働等の目標達成に向けた事業執行の見直しを着実に進め、より一層の行財政改革、危機管理に取り組んでいくとともに、「五つ星の区役所」を支える職員の人材育成を進め、効率的で質の高い自治体経営を進めていく必要がある。</p>
------------------	---

【外部評価】

<p>政策内容への評価</p>	<p>総務事務、施設管理事務の委託化など「市場化」は進んできたが、まだ残されている事業分野がある。今後は、「市場化提案制度」による判断基準によって、引き続き協働化をすすめるなかで、行政と企業と地域社会・NPOとの役割分担・連携関係を再構築することが基本方針となる。</p>
<p>評価表の記入方法などについての評価</p>	<p>この政策分野には、総務事務、経理事務、危機管理事務、選挙管理事務といった様々な施策、事務事業が混在しているので、政策としての総合評価は難しい。しかし、評価表の整理の仕方として、住民への間接サービス(職員へのサービス)施策と、住民への直接サービス施策に分けて評価するというのが整理への第一歩である。このような観点からの記述を検討してもらいたい(現在の記述は、個別施策、個別事業の積み上げとなっているだけ)。</p>
<p>政策を構成する施策についての意見</p>	<p>住民への間接サービス(内部事務、組織・体制づくり)の中では、市場化提案制度による「市場化」と「社会化」をするめることは方向付けられているが、同時に、長期的な観点から職員のやる気をどう維持・向上させるかが大きなテーマとなってきていることは意識されていない。そのような認識を表明できるのが政策評価表の役割であろう。他方、住民への直接サービス(危機管理や選挙管理サービス)については、成果目標と成果指標を明確化することが課題である。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>この政策分野を構成する5施策は、内部的な事務が3施策、区民サービス事務が2施策となっているため、同一の尺度をもって評価することは困難である。このため、区民への間接サービスと直接サービスを分けて評価すべきとのご指摘は妥当であるといえる。しかし、その上で、さらに一つの政策として評価をしていくということであるならば、現在の施策構成では難しいと考えられるため、来年度に向けて、政策と施策の体系を再検討し、政策と施策が適切に評価できるよう改善を図っていききたい。</p> <p>評価にあたって、職員の「やる気向上」への視点が不十分であるとの指摘であるが、平成20年度からは成果主義による人事給与制度を実施するとともに、現在、自治の時代における新・区役所づくりに向けて、さまざまな検討を行っており、職員が仕事に誇りと自信を持ち、意欲的に働くことのできる仕組みづくりに取り組んでいきたい。</p> <p>住民への直接サービス事業における成果目標と成果指標に関しては、区民に分かりやすく、かつ明確に提示できるよう検討していききたい。</p>
-------------	--

施策 70 内部事務等の適正かつ効率的な執行

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

施策目標	21世紀ビジョンの目標の実現に向け、区政を支える基盤を整備するため、区内部事務を適正かつ効率的に執行する。
当面の成果目標	より適正かつ効率的に事務を執行する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	各事務の事業経費は、大きな変動がなくほぼ横ばい傾向にある。パソコンの最大限の活用や日常的な事務事業の効率化に取り組むなど、事務事業のスリム化を推し進める。
政策への貢献度	内部事務は、区における事務全般に対して、効率化と透明性を確保・推進するためのものであり、区政を支える財政基盤に貢献している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	事務内容によっては協働に馴染まない事業もあるが、今後さらに委託など協働化が進んでいくものと思われる。
今後の施策のあり方	内部事務は、区民サービスに直結するものではなく、区民にとってはわかりづらい事務であるため、効率性ととも透明性に努めていくことが重要である。事務の縮小・廃止、改善を図るとともに情報の公開をして実施してきたが、今後もより一層推進していく必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>内部事務は、区政全般の業務の土台となる事務であり、正確な執行とともに、常に、改善による効率化が図られなければならない。また、直接区民サービスを提供するものではないだけに、透明性の確保と事業担当者の目的意識的な改善努力が求められる。そうした視点から、これまでの成果の安住せず、引き続きの改善努力が求められる。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>内部事務の顧客は、各部局の担当者であり議員であり、最終的な顧客である住民へのサービスに直結するものではないので、評価の仕方も「効率性」は測定できても「有効性」の評価は難しい。理論的には、「杉並区市場化提案制度」のように「公権力性」と「意思決定性」によって公共部門に残る領域を決めるということになるが、実際にはこの境界はそれほど明確とはならない。過去10数年間のIT化や委託化により内部事務の効率化が進んできていることから、やみくもに「効率化」を目指す必要は無くなってきていることはあるにしても、やはり「効率化」を目指しつつ「公権力性」や「意思決定性」に抵触したところで、事務を見直す、ということが基本的な改革の進め方であろう。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>協働を「市場化」の座標軸でみると、「委託」や「指定管理」の採用如何という評価になってくるが、「社会化」の座標軸でみると、市民による行政事務の分担という観点が出てくる。杉並区の文書管理事務、会計事務等の内部事務について「意思決定性」「公権力性」が残されているものでも、このような「社会化」(住民参加=みなし公務員)の観点からの協働を進めてもよいのではないかと思う。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>今後、杉並区市場化提案制度が構築されたならば、協働の欄は、どのような観点からの協働なのか(「市場化」か「社会化」か)という判るような記載様式にすべきである。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>契約事務については別途、外部評価委員会の検討対象となっているところであるが、「競争性」「公開性」という点で改善の余地がある。会計事務については、さらにIT化と委託化をすすめる余地がある。会計事務の成果指標で、「支払率(対前年度比)」「収納率(対前年度比)」を使うのは疑問である。「支払率」「収納率」ほか絶対水準で評価すべき。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり、事務の見直しを含めた「効率化」への取組みは引き続き必要であり、平成19年度から新文書管理システム、平成20年度から新会計事務システムを稼働させ、より効率的な内部事務の執行に努める。加えて全庁的に実施されている情報セキュリティの強化により、効率化とともに事務を執行するうえでの安全性を向上させる。今後も効率化に向け、事務の見直しを視野に入れた取組みを進めていく。 ・内部事務は区民にとって分かりにくい事務であるため、効率性とともに透明性の確保に努めていく必要がある。 ・協働については、内部事務の性質上「社会化」の観点からは、業務の守秘義務等の理由から推進することは課題が残るものである。今後実施可能な業務を必要に応じて判断していく。 また、「市場化提案制度」の活用を含め、適切な事務の担い手を選択していく方針である。 ・事務事業評価「会計事務」の成果指標については、指摘のとおり適切な成果を表す指標への見直しを行う。 ・契約事務については、信頼を高めるため、一般競争入札の拡大、参加業者の地域条件の緩和などの改革により「競争性」を向上させる。また、工事案件で実施している「予定価格の事前公表」について、積算せずに入札参加する業者の存在が指摘されており、「履行の確保」の観点を含め「事後公表」を試行し、適切な競争を確保する。 さらに、電子入札を拡大するとともに、特命随意契約に関しては契約締結理由を公表し、契約手続き、契約内容に関する「公開性」を向上させる。
------	--

施策 72 行政財産の適切な取得・運営及び維持管理

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

施策目標	区有財産の効果的な運用と多様化する区民利用の利便性を高める
当面の成果目標	公共施設の建設及び本庁舎を含む各施設の利用目的に沿った機能性や安全性を高めると共に年次修繕計画に基づき施設保安を行い長寿命化とランニングコストの縮減を図る。公共事業用地を円滑に確保(取得)することにより、事業部門への優良な用地の供給を図る。整備された庁有車両を提供すると共に使用者の利便性を高めるために予約システムを調整する。また、環境への配慮から22年度末までに低公害車導入100%を目指し計画的に導入する。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	施設建設においては、設計審査会を設置して工事費の縮減に取り組んだ。また、本庁舎を含む各施設の老朽化にともない年次計画を策定し優先度を決め修繕することにより不要不急の工事をなくし、緊急工事に対して迅速かつ的確に対応することができた。講習会・研修会を通じて運転登録者の安全に対する自覚を高めた。また、低公害車の割合は全車両の65%に達している。区有財産(土地)の有効活用として1ヵ所民間企業に賃貸している。
政策への貢献度	区有地1ヵ所を有料駐車場用地として賃貸し歳入を図っている。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	全体9事業のうち庁舎維持管理、区有物件火災共済分担金、土地開発公社、交通安全対策にあっては、協働等は実現しているが、他3事業については、一部実現しているが、まだまだ委託の実現余地があると思われるので、順次できるところから計画的に委託する。
今後の施策のあり方	・施設の老朽化にともない、施設保安計画情報管理システムを活用し、年次修繕計画で計画的な修繕工事、改築計画を進める。 ・行政財産の本来目的に沿った適切な維持管理を進めるため、更なる執行体制の見直しや維持管理経費の節減を進める。 ・事業計画のない未利用地の売却を促進する。

【二次評価】

二次評価部門の評価	この間、行政財産の計画的な修繕・改築を進めるなど、各施設がその機能を発揮するための適切な維持管理に成果を挙げたが、より効率的で効果的な行政財産の活用のために、更なる執行体制の改善や維持管理経費の節減、各施設の効果的な活用と運営などに取り組むことが必要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	本施策は、様々な事業の寄せ集めといった面があるが、これを 財産管理施策と 施設建設(維持補修を含む)施策に仕分けて評価の視点を構成すべきである。まず、いずれの施策にも「公権力性」「意思決定性」が薄いと見てよいと思うが、こうした観点から評価が行われているかどうか。さらに、財産管理施策については、「社会化」の余地があるが、この観点から評価がおこなわれているかどうか。施設建設(維持補修を含む)施策については、各事業部門(建設部、土木部)におけると同様の観点でいいのか、あるいは独自の評価の視点をもつのか。こうした視点を含めて見た場合、現在の評価は総花的で、施策の改善への指針を導き出すことは出来ない。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	本施策は、 財産管理施策と 施設建設(維持補修を含む)施策から構成されるが、いずれにも「公権力性」「意思決定性」が薄い事業が多いので、委託を活用すべきである。さらに、 財産管理施策については、市民参加・分担の観点を検討すべきである。 施設建設(維持補修を含む)施策については、各事情部門におけると同様の観点から効率化(PFI, 委託など)を進めるべきである。
評価表の記入方法などについての評価	本施策は、 財産管理施策と 施設建設(維持補修を含む)施策から構成されるが、上記のように評価の視点がかかなり異なるので、施策を2分割してはどうか。
施策を構成する事務事業についての意見	庁舎維持管理事業については、さらに委託化をすすめることができる。 施設一元管理・営繕事務については、入札改革如何によるところが大きい。またPFIの導入にあたり職員の長期的な観点からのリスク管理と契約化ノウハウを養成する必要がある。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	この施策は、政策評価「区政を支える基盤整備」に属する施策評価であり、区民サービス提供の基盤となる区施設の効率的な維持運営や、区有財産が有効に活用されているかを評価するものである。この視点からそれぞれの事業評価が行われており、今後の方向としては、効率的な運営を目指し、施設維持運営については経費節減のための施設管理手法を研究するとともに、さらに委託化等を進める必要があると考えている。また、区有財産の有効活用については区民参加・協働の観点で進めていきたい。
------	---

施策 73 政治意識の高揚と政治参加の促進

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

<p>施策目標</p>	<p>区内有権者の意見が政治に正しく反映されるよう、公正な選挙を執行するとともに、投票への参加を促す。また、児童・生徒等を対象に早期から選挙・政治に対する意識の高揚を目指す。</p>
<p>当面の成果目標</p>	<p>公職選挙法の改正(在外選挙人制度等)に的確に対応するとともに、選挙人の便宜及び投票環境の整備・向上を図る。また、区民との協働のもと若年層に重点を置いた各種啓発活動を行う。</p>

【所管による自己評価】

<p>当面の成果目標の達成状況</p>	<p>投票所に休憩用椅子のほか休憩所を設置したり、出口にスロープを設置し、バリアフリー化を進めた投票所を14ヶ所増やす等して、投票環境の整備を進めた。</p>
<p>政策への貢献度</p>	<p>区民の政治意識の高揚を目指し、各種啓発活動を行ったり、政治参加の機会として、東京都議会議員選挙及び衆議院議員選挙を公正かつ適切に執行し、区政を支える基盤整備に貢献した。</p>
<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>協働等の課題と見込み</p>	<p>選挙事務については、正確性、迅速性、執行責任等から原則、経験者である職員が従事することが必要である。しかし、今後は事務改善を行い、個人情報の保護等に配慮しながら職員以外でもできる業務は委託化等を進める必要がある。19年度の統一地方選挙から期日前投票事務に加え、開票事務でも新たに委託を行っていく。</p>
<p>今後の施策のあり方</p>	<p>・選挙は、区民の政治参加の最たる機会として、公正公平に執行するとともに、選挙時の啓発活動を推進する。 ・政治意識の高揚のため、常時の啓発で、特に若年層に重点を置きながら、区民との協働のもと施策を推進していく。</p>

【二次評価】

二次評価部門の評価	この間、各種選挙の公平で公正な執行に努めるとともに、有権者の政治意識の高揚のための啓発事業に取り組み、成果を挙げてきている。今後も、引き続き、公正な事務執行に努めるとともに、様々な機会を捉え、政治意識の高揚に向けた啓発事業を強化していくことが必要である。
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	現在設定されている成果目標があいまいである。有権者に投票してもらうということは行政目標ではないのか？ それとも棄権をする自由に影響を与えるようなことはしないということが行政目標なのか？ 実際にこの選挙管理委員会でも、有権者への選挙への関心を喚起し、投票を呼びかけているのであるから、投票率を高めることは成果指標であると考えが、現在の成果目標と成果指標があいまいであるために、評価もあいまいとなっている。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等への評価	「市場化」(委託など)よりも「社会化」(住民参加など)の観点で改善の余地がある。
評価表の記入方法などについての評価	成果指標として「投票率」を掲げるべきある。その他、立会演説会参加数(率)、投票日前投票者数(率)など有権者サイドの指標を多く採用すべきである。(現在の指標は、行政側の活動指標中心に組み立てられており、有権者や住民の選挙・政治への意識とはかなり離れた指標となっている)
施策を構成する事務事業についての意見	地方選挙、国政選挙の事業とも、成果指標として「投票率」を掲げるべきある。その他、立会演説会参加数(率)、投票日前投票者数(率)など有権者サイドの指標を多く採用すべきである。(現在の指標：投票所、選挙人、お知らせ発行部数などは、行政側の活動や有権者の現況を示しただけであり、有権者や住民の選挙・政治への意識とはかなり離れた指標である)

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	成果指標に「投票率」を掲げる。
------	-----------------

施策 78 効率的で効果的な組織・体制づくり

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

施策目標	時代の変化に対応し、簡素で効率的、かつ迅速な意志決定、区民サービスの向上などの視点から、効率的で効果的な組織・体制づくりを目指す。
当面の成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・人事・給与事務については、引き続き職員の適正配置と、適正支給に努める。 ・職員研修については、能力開発アクションプランに基づき計画・実施を進めるとともに、実施体制の協働・委託化を推進する。 ・職員健康管理については、事業費の縮減を図る。また、健康管理システムを活用する。 ・職員住宅管理については、現在、職員住宅のあり方検討に基づき、適正管理を進める。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数については、スマートすぎなみ計画に基づき、削減目標に向けた取り組みを続けている。 ・人件費については、特殊勤務手当の廃止を行ったところであるが、引き続き超過勤務の縮減に努める。
政策への貢献度	職員研修、健康管理などの事業を積極的に推進することで、職員一人一人が自覚を持って元気に仕事に取り組む環境を整え、区政を支える土台としての役割を果たしている。 適正な給与支給と表彰により職員の士気の維持、向上に寄与している。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	職員研修について、企画運営を含めた包括的委託の実現もあわせて検討実施することが望まれる。 今後更に協働、委託化を進めるため、事務の精査と情報収集を行う。 職員健康診断については、委託先変更を進め、更なる経費縮減に努める。
今後の施策のあり方	統合内部情報システムの一環として、平成19年度から庶務事務システムの稼働が予定されている。これにより、職員の負担を軽減し、事務処理の正確化と迅速化を図る。一方、パソコン及びネットワークの導入により仕事のやり方や質が変化し、不安やストレスも増大傾向にあり、メンタルヘルスへの取り組み強化を図る必要もある。また、事業の実施体制についても協働の推進を図り、より効率的で、スリムな組織・体制を作る必要がある。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>「小さくても力のある区役所」を実現するためには、簡素・効率化による少数精鋭の区役所づくりが不可欠である。22年度までの職員定数削減目標に向けた取り組みは、着実に成果を上げており評価できる。しかし、事業部制に基づく責任ある組織運営をはじめ、成果主義による人事給与制度の確立、給与・福利厚生等の内部管理業務や職員研修分野への民間活力の大胆な導入などが当面の大きな課題となっている。今後は、市場化提案制度の導入や区独自採用教員の任用等を視野に入れ、計画的に職員定数の削減や事務の委託化を進めていく必要がある。</p>
-----------	--

【外部評価】

施策内容への評価	<p>理屈の上では顧客満足(行政サービスに対する住民の満足)と雇用者満足は同一方向に動く(改善する)といわれるが、現実には逆方向に動いている例証が多々ある(職員のやりがい意識の低下、管理職希望者の減少等)。このギャップを解消する鍵は、公務員が生涯にわたる個人としてのキャリアデザインができることと、短期的なインセンティブとしての業績主義を組み込むことである。両者は短期的には矛盾するところがあるので、現在、多くの自治体では財政的な制約も手伝ってリストラと短期的業績主義に傾斜している。このため、職員のやる気が低下せざるをえなくなっているものと考えられるが、早晩、労働力不足の局面に入ると言う認識にたち、公務員キャリア形成施策の構築が必要である。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>庶務事務のアウトソーシングは、多くの自治体でとりまれているところであり、ノウハウの蓄積も多くなっているので、先行事例を参考にしながら導入する必要がある。杉並区の市場化提案制度における「公権力性」「意思決定性」という2つの評価軸が、協働のレベルを仕分ける物差しとなる。現在の協働のレベルが高いか低いかということよりも、「公権力性」と「意思決定性」という基準が区民に公開され、批判の対象とされ、次の協働仕分けの規準を作っていくというプロセスが大事である。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>評価指標の中に、「職員のやる気度」のようなES関連成果指標を採用すべきである。職員の採用時就職動機、退職時退職動機など新たにES調査を行うべきである。職員給与水準の比較としてはラスパイレス指数(国公準拠)よりも、東京都内民間賃金との比較(当面は特別区人事委員会の数値)を使うべきである。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>庶務事務システムの採用という側面では「効率化」であるが、職員のキャリアデザインの構築という側面では「サービス増」である。事務事業相対としては「効率化」となるが、職員のESの現状に照らして、長期的な観点からのキャリアデザイン構築への投資が必要となってきた。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>庶務事務システムを円滑に導入、運営し、事務の簡素化、効率化を図っていく。 平成18年度以降は、人事給与制度の改正により、業績評価と職責に応じた給与等への処遇反映が行われる。このこととあわせ、職員のキャリアデザイン構築が可能なように、必要な人材育成、研修の具体的検討を進める。また、生涯にわたるキャリアアップ、ステップアップに合わせた処遇面での改善についても検討し、職員の動機付け、「やる気度」の向上を図る。 評価指標と測定方法について検討する。</p>
------	---

施策 83 危機管理体制の強化

(上位政策:政策18 区政を支える基盤整備)

施策目標	地域の犯罪抑止と防犯意識の普及啓発活動による区民生活の安全確保及び区組織の危機管理対応力の強化
当面の成果目標	区内犯罪認知件数を平成19年には8,000件まで減少させる。 区組織の危機対応力を強化し、危機の発生を防止、あるいは危機発生時の被害を最小限にとどめる。

【所管による自己評価】

当面の成果目標の達成状況	区内犯罪認知件数は、前年比3.4%減の8,689件であった。 危機管理研修等を開催し、職員の危機意識が高まった。
政策への貢献度	地域、警察、区の連携した各種取り組みにより、区犯罪認知件数がピークであった平成14年に比べ、減少傾向となっており、防犯活動の成果が現れている。 また、「杉並区危機管理基本マニュアル」の策定による危機管理の基本的事項を定めたこと、子ども安全対策の強化を実施するなど、区の危機管理体制強化に取り組み、政策への貢献度は高い。
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
協働等の課題と見込み	今後も防犯自主団体、警察との協力により、防犯活動を推進するが、犯罪多発地域や自主防犯団体の活動が弱い地域があるなどの問題を解決する必要がある。
今後の施策のあり方	地域全体で犯罪発生を防いでいこうという気運を高め、地域・警察・区の協力関係を強化しながら防犯対策を実施する。 16年度策定の「杉並区危機管理基本マニュアル」に基づき、各部における自主的な危機管理の取り組みを進め、危機管理上の問題点を整理、改善し、危機管理体制の強化を図る。

【二次評価】

二次評価部門の評価	<p>危機管理体制と防犯活動の強化により、区内犯罪認知件数が減少傾向になっている点は評価できるが、駅周辺の密集市街地における空き巣等の犯罪多発に示されているように、依然として身近な安全・安心の確保が喫緊の課題となっている。また、自主防犯団体の増加により地域の防犯意識は高まっているものの、地域により活動状況に差が見られ、防犯活動の活性化も大きな課題である。今後は、国民保護計画の策定を契機に、現在の各種委託業務や助成事業についても費用対効果の観点から適切な見直しを図りながら、防犯対策の強化に努める必要がある。</p>
-----------	---

【外部評価】

施策内容への評価	<p>施策内容としては、行政、企業、市民の連携・協働が重要となっているが、その連携・協働の前提となる役割分担に対する各主体の認識が大きく異なることが問題である。まずは安全・安心をそれぞれがどう認識するかが施策の始まりである。</p>
今後の施策の方向	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
協働等への評価	<p>行政、企業、市民の連携・協働が重要となっているが、その連携・協働の前提となる役割分担に対する各主体の認識が大きく異なることが問題である。まずは安全・安心をそれぞれがどう認識するかが施策の始まりであろう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>安全・安心についての評価を「犯罪認知件数」に過度に依拠して判断することは、正しくないと思う。というのは、DV、青少年犯罪はじめ、認知されない犯罪、認知されにくい犯罪というものがあ、これが増える傾向にあるからだ。他方で、政治的に安全・安心が誇張される(不法滞在者犯罪の危機アジェリ)という可能性は常に存在する。よって、安心・安全の概念を明確にするとともに、その評価指標を複数の側面から構成し、安全・安心を総合判断できるような配慮がのぞまれる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>施策、事務事業としての構築途上にあるので、詳細の評価は出来ないが、防災系事業と防犯系事業と連携(例えば、避難路の確保とブラインド路地の解消との関係、防火夜回りと防犯巡回と関係)により配慮すべきである。同様に、事業主体(警視庁、国交省、都庁、区役所、地域団体、企業、NPO)間の役割分担と連携への認識を高めるような配慮が重要である。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>ご指摘のとおり、行政、企業、市民の連携・協働が重要であると考えています。その前提となる役割分担については、今後明確化できるよう、区民意向調査や区政モニターのアンケート制度等活用できるよう検討する。</p>
------	---

4 区民アンケートに対する外部評価結果

1 自転車問題の解決

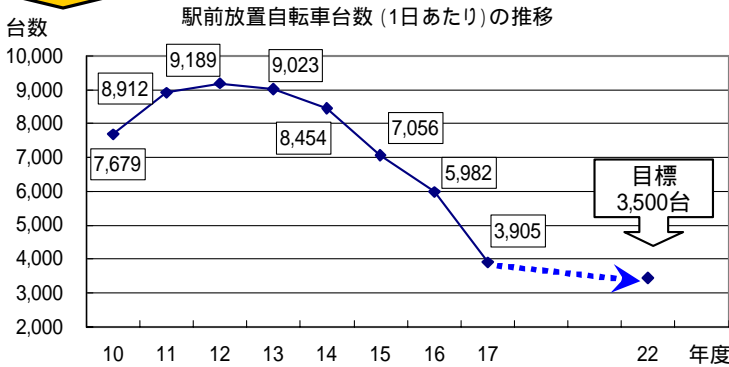
目的と概要

良好な住環境を実現するため、駅周辺の放置自転車の問題に取り組んでいます。自転車は、環境にやさしく、自動車の使用を減らすためにも、自転車駐車場の整備を行い利用を促進することが必要です。その一方で、歩きで済む用事には、歩くことを進め、駅周辺の放置自転車の解消をめざしています。区では、平成14年度に「サイクルアクションプログラム」を策定し、放置台数を平成13年度の9,023台から平成17年度までに50%削減することをめざして各施策に取り組み、平成17年度には3,905台まで削減し、目標値を達成しました。平成18年度以降も、引き続き、着実な削減をめざします。

1 目標

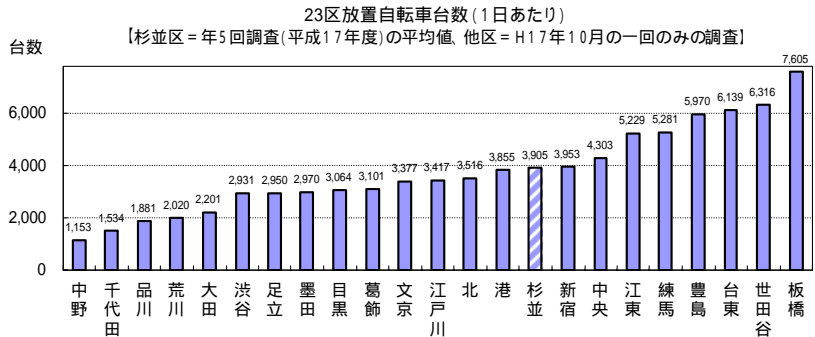
**駅前放置自転車を
平成22年度に3,500台に減少させます**

2 成果



駅前放置自転車台数とは、区内各駅の放置禁止区域内に放置された台数で、年5回調査の平均値です。17年度は、3,905台で、13年度の9,023台から56.7%削減しています。これらは、平成17年度に中野富士見町駅で自転車駐車場を開設したこと、荻窪駅では、放置防止指導から撤去・返還業務の委託を進め撤去の強化を図ったこと、および、区内の16駅で活動する自転車放置防止協力員等による「放置防止キャンペーン」などの啓発活動の効果といえます。一方で、放置台数が200台以上の駅が6駅に及んでおり、歩行を妨げ、交通安全の阻害要因になっています。

杉並区は、23区の中で9番目に放置自転車が多い区となっています。杉並区が住宅地で比較的人口が多く、自転車保有台数が多いこと、南北の交通網が十分でないため駅への自転車乗り入れ台数が多いことなどが原因と考えられます。



3 かかった経費

17年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約9億6千万円でした。大きな支出としては、自転車駐車場の運営経費として5億9千万円、放置自転車の撤去・返還・処分1億9千万円、中野富士見町自転車駐車場及び高円寺自転車集積所整備経費として6千8百万円を支出しました。また歳入としては、駐車場利用料金や撤去手数料など7億1千万円と自転車駐車場整備に関する助成金500万円など合計で7億3千万円となりました。この結果、この事業にかかる区民一人あたりの額は1,824円ですが、歳入を除いた区の負担額では433円となっています。

区民一人あたりの額

この事業 1,824円
区全ての事業 45万4千円

4 事業

< 17年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	自転車駐車場を整備しました	1ヶ所	中野富士見町駅付近に240台規模の自転車駐車場を整備し、これまで同駅周辺に200台以上あった放置自転車を10台以下まで削減しました。
2	放置自転車を撤去しました	68,041台	区内の各駅付近で、延べ1,552回撤去を行いました。
3	自転車放置の防止キャンペーンを実施しました	19日間	自転車利用者を対象に、地域の方たちとともに、協力を呼びかけました。

5 自己評価

< これまでの取組み >

< 今後の方向性 > 【拡充】

自転車駐車場の整備を計画的に取り組んだ結果、現在26,128台収容できる駐車場を確保し、駅前の自転車放置台数は、着実に減少しています。平成16年度に放置台数都内ワースト16位であった荻窪駅は平成17年度は147位と大きく改善しました。これは、地域の方々が担い手である「放置防止協力員」による啓発活動が大きな要因となっていると考えられます。さらに鉄道事業者による自転車駐車場の設置や用地提供を求め、現在1,374台分の民営駐車が鉄道事業者等により運営されています。

自転車駐車場が未整備の駅周辺に駐車を重点的に整備します。18年度は高井戸駅周辺に駐車場の開設準備を進めるほか、区と鉄道事業者との協議により民営駐車場の開設が予定されています。また、22年度までに2,700台の自転車駐車場を整備し、放置防止協力員の拡大と支援の充実を図るとともに、撤去の強化を進めます。区民、事業者、区が協力して、駅周辺の自転車問題の解決をめざします。

自転車問題の解決

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成17年度に3,905台であった放置自転車を平成22年度には3,500台に減少させるという目標を掲げて「自転車駐車場の整備」「放置自転車の撤去」「自転車集積所の整備」などを行うとともに、区民と協働で「自転車放置防止キャンペーン」を実施し、放置自転車の無い町を目指したまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>アンケートでは「目標数値は妥当である」としている方は、47.93%で昨年よりも5ポイント以上さがっています。また、「目標値が高すぎる」とする方も1.1ポイント以上さがっており、逆に「目標値が低すぎる」とした方は、前年よりも7ポイント近く増加しています。</p> <p>成果については、「成果をあげている」とした方は、8割近くと高い割合となっています。昨年よりも0.8ポイント近く下げっていますが、「十分成果をあげている」としているのは、約29%で、3.6ポイント高くなっています。</p> <p>今後の方向性については、「事業を縮小すべき」は僅か3%で、「さらに事業を充実すべき」が43%近くにのぼっています。</p> <p>これらのことから、区民は目標については低すぎる。より高い数値目標を掲げて取り組むべきと考えていることが伺えます。また、経費については、アンケートの選択肢に不備があったため参考ですが、「使いすぎ」が昨年とほぼ同数であるのに対し、「ちょうどよい」は53.72%で、昨年よりも30ポイント以上高くなっています。このことから、区民は、「現状経費の中で事業を充実し、もう少し成果を上げる」ことを期待していると推測できます。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サイクルアクションプログラム」を改定し、社会情勢や区民ニーズを見据えてより高い目標を設定するなど、「自転車放置のないまち」を目指します。 ・より一層効率的な自転車駐車場の運営を行うため、機械化の導入を検討していきます。 ・鉄道事業者や大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行っていきます。 ・商店街、地域住民、NPOなどと力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民との協働による事業を拡充していきます。
----------------------	---

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>施策目標を妥当だと評価する区民が昨年度に比べて減少しているのは、目標の根拠が不明瞭であることが関係しているのではないかと推察されます。平成17年度の3,905台から平成22年度に3,500台に減少させるという数値目標の根拠が明確ではない。特に過去の実績から考えると、目標が低すぎると思われるも仕方がないだろう。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>「サイクルアクションプログラム」が具体的にどのような事業でどのように改定するのか等、より丁寧な説明が求められる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>目標については、実施計画における平成22年度の目標値に基づいているが、平成17年度及び平成18年度の実績と今回の区民の意見を受け止め、来年度に改定する「サイクルアクションプログラム」及び次期実施計画においては、より高い目標を設定し、実現をめざしていく。</p> <p>「サイクルアクションプログラム」の改定は、杉並区自転車等駐車対策協議会の答申を受けたのち、パブリックコメントを経たうえで、決定していく。</p>
-------------	---

2 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

目的と概要

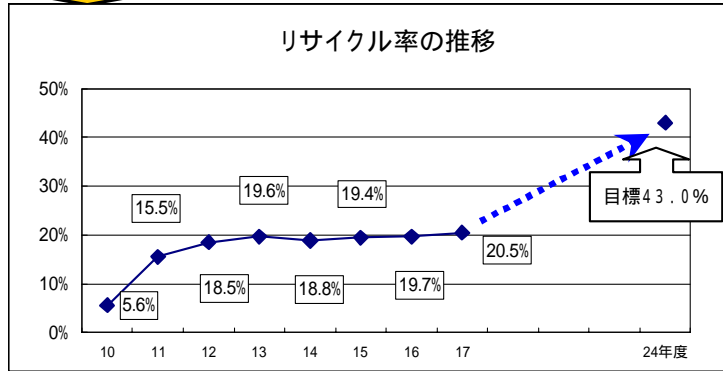
区では、平成16年12月に策定した一般廃棄物処理基本計画目標達成プログラム「ごみ半減プラン」の実現に向け、家庭ごみを40%削減（平成13年度比）するとともに、ごみの分別を徹底しリサイクル率を43%にする、という高い目標を掲げました。

ごみの減量とリサイクル率の向上に向け、区民・事業者・行政が連携してごみの発生抑制、資源の再利用・リサイクルを実施し、杉並中継所を不要なものにしていくという重点目標に向けて、具体的な仕組みづくりを行っていきます。

1 目標

リサイクル率を
平成24年度に43.0%にします

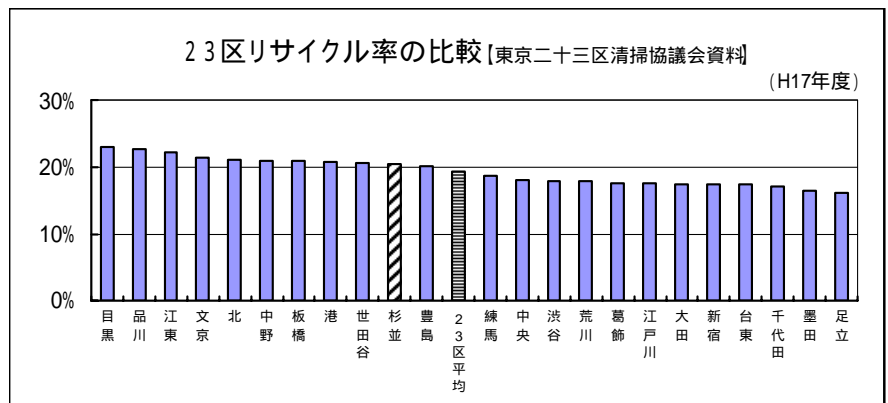
2 成果



リサイクル率とは、排出されるごみ量の中で、古紙やびん・缶等が資源物として排出されている割合です。

杉並区のごみ量は、平成2年度以降減少傾向にあります。しかし今後、23区では、新たな最終処分場を確保することは極めて困難な状況です。ごみ問題の解決は依然として大きな課題であり、より一層のごみの減量、リサイクルの推進が求められています。

杉並区は、23区の中では10番目の順位です。23区平均よりも高い割合で、区民のリサイクルに対する意識の高さを感じます。



3 かかった経費

17年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約13億8千万円でした。

事業に占める人件費の比率は、15年度27.1%、16年度24.8%、17年度21.1%と着実に下がってきています。

リサイクル率は着実に伸びて、17年度は20%を超えました。今後も、コストを抑制しながら回収を進めていきます。

区民一人あたりの額

この事業 2,627円
区の全ての事業 45万4千円

4 事業

<17年度に実施した主な事業>

番号	事業名（活動指標）	数量	内容
1	資源の回収（区の回収、集団回収）を拡充しました。	33,019 t	集合住宅等で、集団回収量は伸びました。
2	第2回すぎなみ環境賞を発表しました。	-	過剰包装の抑制を一つのテーマに掲げ、「厚着賞」「薄着賞」など4つの部門を設け、賞の選定を行いました。
3	プラスチック製容器包装及びペットボトルのリサイクルを進めました。	634t(プラ容器) 777t(ペット)	プラスチック製容器包装回収の本格実施、ペットボトル集積所回収モデル事業の拡大をしました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

<今後の方向性>

【拡充】

不燃ごみの大半を占めるプラスチックごみの減量については、17年度から区内1/6地域でプラスチック製容器包装の分別回収を本格実施するとともに、ペットボトルの集積所回収モデル事業を拡大し、リサイクルを進めてきました。

これにより、17年度はリサイクル率が20%を超え、目標達成の基盤が徐々に整いつつあります。

ごみ減量のために、ペットボトル回収、びん・缶・古紙回収やプラスチック分別回収を進めることにより、リサイクル率を向上させていきます。同時に過剰包装の抑制を目的とするすぎなみ環境賞の設置などごみの発生自体を抑えていくように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていきます。

ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、平成16年12月に策定した「ごみ半減プラン」の実現に向け、リサイクル率を平成24年度に43.0%にすることを目標に、具体的な仕組みづくりを行っています。</p> <p>アンケートでは、「目標数値は妥当である」と回答した方は59.50%でした。また、成果については、「成果をあげている」と回答した方が7割を超えており、高く評価していただいています。</p> <p>かかった経費については、多い順から「なんともいえない」40.22%、「ちょうどよい」34.99%、「使いすぎ」15.43%となっています。また、今後の方向性については、61.98%が「さらに事業を充実すべき」と回答していることから、現状の経費の中で目標に向けて事業を拡充していくことを望んでいると考えられます。</p> <p>リサイクルへの取り組みとしては、「ごみの分別の徹底」が92.01%とほとんどの方が取り組んでおり、併せて「不要なものは買わない、買い過ぎない(62.26%)」や「資源集団回収に参加(47.11%)」、「マイバッグの持参(42.98%)」などのごみ減量・リサイクル活動にも積極的に参加している区民が多く見受けられます。一方、「簡易包装商品の購入(27.27%)」や「生ごみの堆肥化(3.58%)」に取り組んでいる区民は比較的少ないようです。</p>
-----------------	---

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル集積所回収モデル事業、雑がみ回収やプラスチック製容器包装収集など、資源回収品目増の検討、事業規模の拡大など、リサイクル率向上に向け取り組みを今後も進めます。また、資源回収事業の委託化など、コスト削減に向けても努力します。 ・ごみ減量について、ごみの排出を抑制するため、ごみになるものを「買わない」「もらわない」という取り組みを、過剰包装の抑制・マイバッグの推進運動を通して行っていきます。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>回答者(回答率36%程度)が意識が高いのか、マイバッグ持参率も区民平均を大幅に上回っている。50台以上の回答者が多いことが影響しているかもしれない。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>地域活動の支援や区政への関心・参加を深めることが環境改善の行動につながっている傾向にあるので、時間はかかるかもしれないが地道な地域活動支援が必要。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>地域団体が行う資源の集団回収には、回収量に応じた報奨金で支援している。参加している区民が、集積所における分別の徹底や清潔保持などにも積極的であるので、引き続き支援をする。</p> <p>また、環境に関する問題は、行政の活動だけでは解決できず、個人や地域の団体の活動が重要であることを訴えていく。過剰包装の抑制・マイバッグの推進に向け、「レジ袋の有料化」など事業者との協働も積極的に進めている。</p>
-------------	---

3 保育の充実

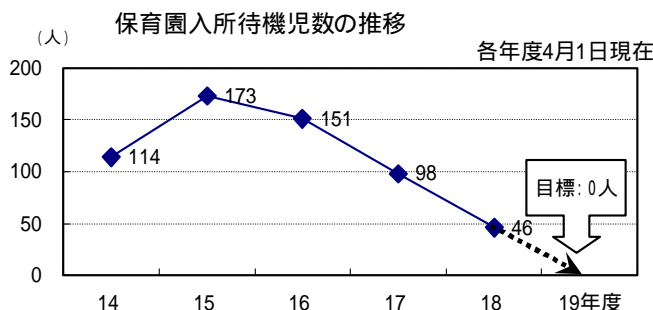
目的と概要

少子化が進む一方、経済状況の変化や就労形態の多様化にともない、保育需要は増大しています。区は区立保育園の入所定員の見直し、改築等に合わせた定員増、認証保育所等の拡充、グループ保育の実施などにより定員の拡大を図り、平成19年度までに入所待機児の解消をめざしています。また、必要とする人が気軽に延長保育を受けられるようにするなど多様な保育ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

1 目標

保育園入所待機児を平成19年度にゼロにします

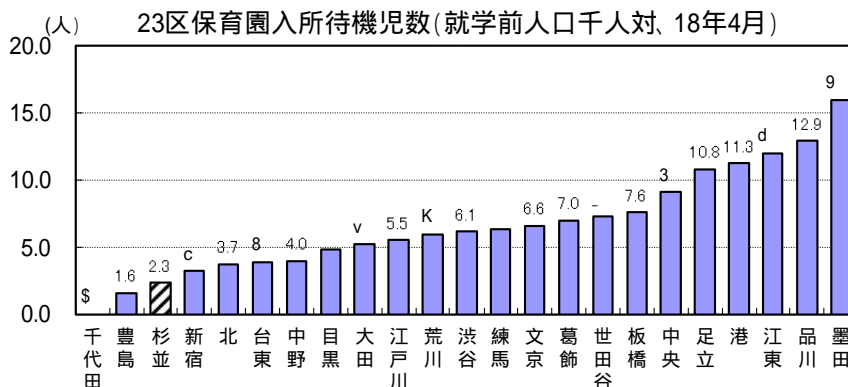
2 成果



保育園や認証保育所の入所定員を増やすなどの取り組みにより、年々待機児童数は減少する傾向にあります。女性就労者の増加や就労形態の多様化などを背景に、保育を必要とする子どもが増加しているため、平成18年4月1日現在、46名の待機児がいます。

入所待機児をゼロにするには、入所定員の見直しや認証保育所の拡充など、一層の努力が必要です。

平成15年4月時点での待機児数は、23区の中で少ないほうから18番目でしたが、入所定員の拡大や認証保育所の開設等の取り組みにより、平成18年4月時点では、8番目となっています。また、子どもの人口の比率で見ると、平成18年4月時点で千人あたり2.3人と、23区中、少ないほうから3番目となっています。



3 かかった経費

平成17年度に、公立私立あわせて4,999人の園児の保育や認証保育所・グループ保育室の開設・運営、高円寺北保育園の改修などにかかった費用は、約120億円でした。この内、人件費は約79億円、事業費は約41億円となっています。

また、歳入としては、保育料11億3千万円、国・都からの補助金6億6千万円などでした。

区民一人あたりの額

この事業 22,757円
区全ての事業 45万4千円

4 事業

< 17年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	認証保育所・グループ保育室を開設しました。	3所	コンピラザ桃井保育園、こぶし保育室、高円寺グループ保育室を開設し、入所定員を74名増やしました。
2	私立保育園分園の開設、区立保育園の改修にあわせて入所定員を見直しました。	3所	杉並の家浜田山駅前分園とむさしの保育園方南分園の開設により入所定員を47名増やしました。また、高円寺北保育園の改修と区立保育園の定員見直しにより、入所定員を54名増やしました。
3	延長保育を行う園を拡充しました。	2所	下高井戸保育園と久我山東保育園で延長保育を開始し、延長保育実施園が24園になりました。

5 自己評価

< これまでの取り組み >

- 15年度から17年度までの取り組みは次のとおりです。
- ・公立保育園の定員を4,861人から4,999人に増やしました。
- ・認証保育所を3園開設しました。
- ・区立保育園の公設民営化を1園実施し、2園の移行準備を進めました。
- ・延長保育を実施する園を20園から24園に拡充しました。
- ・年末の保育を行いました。

< 今後の方向性 > 【拡充】

働きながら子育てできる環境を整えるため、保育園入所待機児の解消を図るとともに、子どものより健やかな成長に配慮しながら、延長保育、乳児保育、病後時保育などの多様なニーズに応える取り組みを推進していきます。

保育の充実

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>少子化の時代であっても、保護者の就労形態の多様化などに伴い増大する保育需要について、区は「平成19年度に保育園の入所待機児を0(ゼロ)にする」という目標を掲げ、既存の区立保育園の定員の見直し・保育園の改築等に合わせた定員増・認証保育所やグループ保育室の開設などにより入所定員の拡大を図っています。</p> <p>この目標の設定については、76%を超える方から「妥当である」という評価をいただいています。また、成果については、78%以上の方が「成果をあげている」としており、「十分な成果をあげている」とした方は昨年度に比べ6.27ポイントの増となる一方、「不十分」と回答した方は、4.62ポイントの減となり、区民の評価は昨年度よりも好転しています。経費については、アンケートの選択肢に不備があったため、参考となりますが「ちょうど良い」が約50%で、「使いすぎ」を12%上回っています。以上のことから、区民は「待機児ゼロ」とした区の目標設定とその解消に向けて区が取り組んだ保育施策について、一定の評価をしていることがうかがえます。</p> <p>また、今後の方針について、区は「拡充していく」としています。この方針については、アンケート結果でも半数近くの方が「さらに事業を充実すべき」としていますが、昨年度よりも4.39ポイントの減となっています。一方「これまでどおりの事業でよい」とした方が3割近くあり、昨年度に比べ3.38ポイントの増という結果になっています。</p>
-----------------	---

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に保育園の入所待機児をゼロにすることを目標し、受け入れ定員の拡大を図るため、区立保育園定員の見直しや認証保育所などの整備を行います。 ・保育園の公設民営化や保育園の給食業務の委託など、民間活力の導入を進めるとともに、経費の削減に努めていきます。 ・保護者がそれぞれのライフスタイルに合わせて保育サービスを選択できるよう、産休明け保育、延長保育、一時保育の充実など、多様な保育サービスの拡充に努めます。 ・受益者負担の公平性を確保するため、認可保育所の保育料の見直しを検討するとともに、認証保育所等の利用者負担の軽減を行います。 ・子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供するしくみを作り、保育サービス事業における協働の推進を行います。 ・各種の保育施設や幼稚園がそれぞれの特長を活かし、機能分担を図れるよう施設間の連携を推進し、幼稚園における預かり保育の充実や総合施設の具体化を目指していきます。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>施策の進展に加え、少子化で入所待機に対する区民の関心度が弱まってきているように思う。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>方向性は特に問題ないと考えます。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>今後も保育施策を充実させていくことにより、区民の多様な保育ニーズにこたえていきます。</p>
-------------	---

4 NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

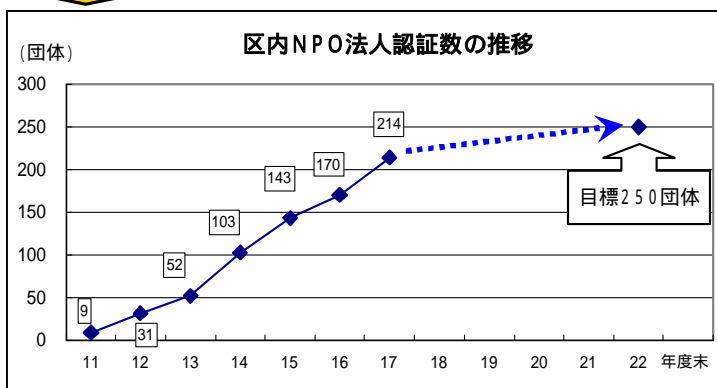
目的と概要

区内では、環境、福祉、教育など多くの分野で公共サービスの創造を得意とするNPO・市民活動団体によって、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。行政の業務もNPO等と協働することで、より住民ニーズに沿った公共サービスを提供することが可能となりました。今後、団塊の世代の方々を中心に、さまざまな知識や経験、能力を持った区民の方が地域活動に参加し活躍されることが予想されます。区では、その方々が持てる力を発揮し、地域活動に参加する契機となるよう、すぎなみ地域大学を開校しさまざまな講座を開催するとともに、すぎなみNPO支援センターを設置し、区民のNPO等の活動を支援します。

1 目標

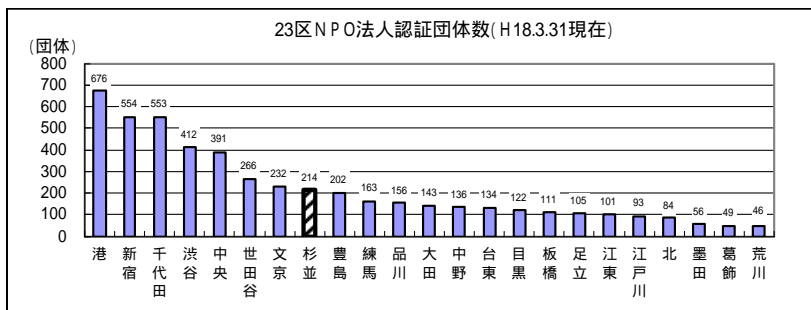
区内で活動しているNPO法人認証団体を
平成22年度に250団体に増やします

2 成果



区内NPO法人認証数とは、杉並区に主たる事務所を持ち、内閣府もしくは東京都の認証を受けている法人の数をいいます。「特定非営利活動法人(NPO法人)」という法人格を付与する「特定非営利活動促進法」は、平成10年12月1日に施行されました。杉並区では平成11年度末の区内のNPO法人はわずか9団体でしたが、その後、年々増加しています。平成17年度末は平成11年度末の法人数と比較すると、24倍の伸び率となっており、全国1.5倍、東京都1.2倍に比べても大変高くなっています。

杉並区は、23区の中で8番目にNPO法人認証団体数が多い区となっています。大きな商業地域を抱えていない区の中では、認証団体数は上位に入っています。17ある活動分野の中で、杉並区は保健・医療・福祉の分野と社会教育の分野での活動が多くなっています。



3 かけた経費

17年度にこの事業にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて、約1億2,400万円でした。大きな支出としては、NPO・ボランティア活動推進センターの運営経費として4,900万円、すぎなみ地域大学設立準備やカリキュラム開発等に1,090万円を支出しました。また歳入としては、NPO支援基金への寄附金が260万円となりました。

区民一人あたりの額

この事業 235円
区の全ての事業 45万4千円

4 事業

<17年度に実施した主な事業>

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	NPO支援基金の普及啓発と寄附を募りました	2,596千円	区内で活動している団体へ活動資金を助成するために、基金の普及啓発と募金活動を区内で行われるイベントで行いました。
2	NPO団体等からの相談を受付ました	1,269件	活動に関するさまざまな相談を受付ました。
3	NPO団体等に会議室を貸出しました	3,617件	区内で活動している団体への活動支援の一環として、会議室の貸し出しを行いました。

5 自己評価

<これまでの取組み>

平成14年にNPO・ボランティア活動推進センターを開設し、市民活動の受け皿であるNPO等が活動しやすい環境の整備を行ってきました。その結果、区内のNPO法人数はセンターが開設された当時(平成13年度末)の4倍以上に増加し、センターのNPO等の中間支援組織としての一層の機能拡充が求められてきました。そのため、平成18年4月より「すぎなみNPO支援センター」に改組し、NPO中間支援組織としての機能の拡充を図っています。ボランティア活動については、社会福祉協議会がこれまでの実績を生かして引き続き支援を行っています。
また、平成18年4月にすぎなみ地域大学を開校し、区民が地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を拡げて、自らが地域社会に貢献し活躍していけるための新しい仕組みを創設しました。

<今後の方向性> 【拡充】

NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境の整備のため、すぎなみNPO支援センターの中間支援組織としての機能の拡充、NPO支援基金制度の周知及び寄附金の確保に向けた取組みを一層推進していきます。
すぎなみ地域大学については、地域活動への参加意欲を一層喚起できるような講座実施・メニュー増を行うとともに、すぎなみNPO支援センターをはじめとした地域における関係機関との連携を強め地域大学の修了者を地域活動へつなげる仕組みを構築します。

NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>区は、様々な知識や経験、能力を持った区民の皆さんが、その持てる力を地域で十分に発揮し、地域活動に参加できる環境を整備するため、平成17年度に214団体であった区内NPO法人を平成22年度に250団体に増やす目標を掲げて様々な取り組みを行っています。</p> <p>アンケートでは「目標数値は妥当である」は約半数の48.48%でした。「目標数値が高すぎる」「目標数値が低すぎる」「目標に適さない」はいずれも5%前後でした。一方、「なんともいえない」が、ほぼ3分の1の33.88%でした。</p> <p>成果については、6割以上の方が「成果を上げている」としています。「やりすぎ」「不十分」はいずれも3.58%でした。経費については、4割近くの方が「ちょうどよい」としている一方、35%以上の方が「なんともいえない」としています。</p> <p>経費については、約4割の方が「ちょうどよい」としています。「使いすぎ」は10.19%、「足りない」は12.12%でした。ここでも3分の1以上の方が「なんともいえない」としています。今後の方向性については、「さらに充実すべき」が26.54%、「これまでどおりの事業でよい」の36.64%でした。</p> <p>これらのことから、区民は事業の必要性については、肯定的に捉えているものの、いずれの質問にもほぼ3分の1の方が、「なんともいえない」と答えているように、区民にとって成果等の評価がしにくい事業といえるかもしれません。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対し、NPO活動への理解を喚起していくため、区内のNPO法人の活動状況や事業計画の情報提供を、区ホームページやすぎなみNPO支援センター等を通して積極的に行っていきます。 ・NPO支援基金や中間支援組織であるすぎなみNPO支援センターの運営の充実等を通じ、区内NPO法人が市民活動の受け皿となって、地域に根ざした活動を行っていただけるよう、支援を強化していきます。 ・区民の積極的な地域参加・地域貢献活動を支援するため、地域活動に必要な知識や技術を学ぶすぎなみ地域大学の講座の拡充を図ります。また、すぎなみ地域大学の修了者を活動・活躍の場面につなげていくため、すぎなみNPO支援センター等との連携を強化していきます。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>区民はこれら事業の必要性について肯定的に捉えているが、必ずしも高い当事者意識に支えられたものではない可能性がある（「まあ、悪いことではないし、それほどお金がかかる事業でもないから、好きな人がやってください」といったところ）。区政チェック指標における「ボランティアに参加したことのある区民の割合」は平成16年度17年度と反転上昇したが、従前の水準を取り戻していないし、東京都平均以下でもある。杉並区のような住民参加や住民運動の歴史のあるところで、住民意識がこの程度であるのは、都会の持つ近隣社会に対する無関心さの広がり（田舎では、財政窮乏化の中で近隣協働意識の高まりがある）や、区政の情報公開が不十分で、ボランティア活動、区との協働などの実態が住民に伝わっていない、などが考えられる。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>杉並区のような市民活動の歴史を振り返るならば、自治意識の高さ、社会的関心の高さなどの面で、日本を代表する市民意識の高いところであることは自他共に認めているところである。よって、ボランティア支援制度をより普遍性のある形に昇華出来る土壌をもっているはずである。市川市のボランティア財政支援制度（住民税の1%の納税者による選択的支援）を超える制度を構築すべきであると、可能であると思う。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>区民の当事者意識を喚起するため、NPO等と区との協働の実態や、ボランティアの社会貢献活動について、区の広報紙や公式ホームページ等での情報公開を充実させていくとともに、ボランティア活動支援センター及びNPO支援センターからの情報発信を充実し、地域を支えるボランティア、NPO等の活動への区民の理解を得る。</p> <p>区民のボランティア、NPO等の活動への参加の機会を増やすため、すぎなみ地域大学の講座の拡充を図るとともに、ボランティア活動推進センターやNPOの中間支援組織であるNPO支援センターと連携し、修了者の地域活動への参加支援を強化する。</p> <p>もとより、NPO支援基金は区民の活動を区民が支える制度として創設したものである。制度がスタートして4年が経過したが、効果的な普及啓発という点では、まだまだ改善すべき余地がある。現行制度が区民に、そして地域に根ざしたものになるようよりよい運用に努めていく。</p>
-------------	--

5 豊かな学校教育づくり

目的と概要

区立小中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある「豊かな学校づくり」を推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上を図っていきます。

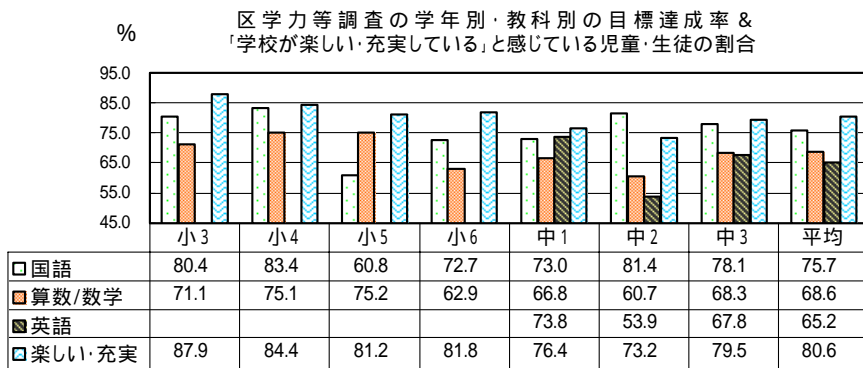
1 目標

平成22年度までに児童・生徒の

- ・区学力等調査の目標達成率（各教科平均）を75%以上に
- ・学校生活が充実していると感じる割合を85%以上に

向上させます

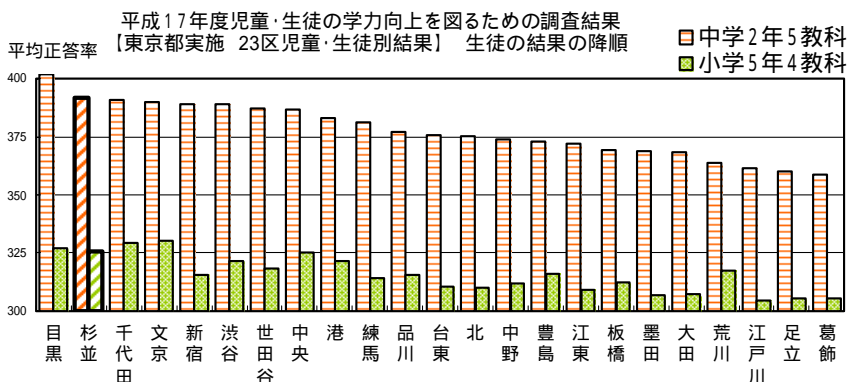
2 成果



目標達成率とは、区が実施した学力等調査において、その結果が設定した目標値以上であった児童・生徒数の割合を示しています。グラフ中の「平均」の項目は各学年の達成率を単純に平均した数値です。達成率の状況を見ると、小学校、中学校とも「国語」が高い反面、「算数・数学」が低く、特に中学校が顕著な結果を示しています。

また、「学校が楽しい・充実している」と感じている児童・生徒の割合については、小学校中学年は85%前後と高い値となっていますが、中学生では75%前後の数値となっています。

都が実施した「平成17年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果における杉並区の平均正答率は、中学生は23区中第2位、都内49区市中第6位の順位となっています。また、小学生は23区中第4位、都内49区市中第5位との結果となっています。



3 かかった経費

17年度にこの施策にかかった費用は、人件費と事業費を合わせて8億3千万円でした。大きな支出としては、区立小中学校の移動教室事業として2億2千万円支出したのをはじめ、教育相談事業に7千万円、教職員の指導力向上等のための教職員研修事業や教育研究奨励事業に合わせて5千万円を支出しています。また、新規事業である杉並師範館の開設・運営に7千万円あまりを支出しています。

また歳入としては、教職員研修事業や教育研究奨励事業に対する国・都からの交付金が80万円ありました。

区民一人あたりの額

この事業 1,565円
区の全ての事業 45万4千円

4 事業

< 17年度に実施した主な事業 >

番号	事業名（活動指標）	数量	内容
1	区独自の学力・体力等調査を実施しました	学力等調査17,410人 体力等調査17,603人	小学校3年生以上の児童・生徒に実施した学力等調査の目標達成率は、小中学校別各教科別平均で70.7%でした。
2	学校希望選択制度を実施しました	希望申請者数 1,488人	学校希望選択制度で申請した希望者のうち、1,022人が希望の学校に入学しました。
3	教職員の研修を実施しました	校内研修実施回数 1校平均 6.15回	各学校独自の研修の他、指導方法改善、学校の経営管理、危機・安全対策、児童・生徒理解などの研修を実施しました。

5 自己評価

< これまでの取組み >

豊かな学校づくりのため「教職員研修」や「教育研究奨励」などの事業を推進した結果、児童・生徒の学力は向上していると考えられます。昨年度と比較しても、小学生は23区中昨年の8位から4位に都内49区市中では11位から5位に上昇しました。一方で、中学生の「学校が楽しい・充実している」と感じている割合は80%に満たない状況です。

また、公立学校の在籍率の状況は、小学校は3年連続で88.6%と横ばいですが、中学校は17年度65.5%、16年度64.2%、17年度63.2%と僅かですが年々低下しています。魅力ある「豊かな学校づくり」のため、既存の事業を拡充するとともに、師範館など新たな事業を積極的に展開し、意欲ある教師を育成していく必要があると考えています。

< 今後の方向性 > 【拡充】

18年2月に新たに策定した「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、杉並師範館、幼小連携教育、小中一貫教育を推進していくとともに、学力等調査結果に基づく教員の指導力向上関係事業を重点に、既存の事務事業について事業のあり方やより効果的な執行方法等について見直しや拡充を行い、更に魅力ある「豊かな学校教育づくり」を推進していきます。

豊かな学校教育づくり

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>教育委員会では、「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現を目指しています。このため、平成22年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する学力等調査の達成率を75%以上に、また、児童・生徒が「学校が楽しい・充実している」と感じている割合を85%以上となるよう、目標を掲げています。</p> <p>これらの達成のために、指導力向上のための教職員研修や教育研究奨励、学力・体力等調査、幼小連携・小中一貫教育、移動教室などの事業を実施しました。</p> <p>アンケートでは、目標の設定について6割以上の方が「目標数値は妥当である」としている反面、10%以上の方が「目標値が低すぎる」としています。</p> <p>成果については64.19%の方が「成果をあげている」としている一方で、「不十分」とする方が10%以上になっています。また、今後の方向性については、半数近くの47.38%の方が「充実すべき」としていますが、昨年よりも7ポイントも下がっています。逆に「これまでどおり」は3.31ポイント、「縮小すべき」は1.75ポイント上がっています。経費については、「ちょうどよい」が38.84%で昨年を5ポイント近く上回っています。一方「足りない」は、昨年よりも7ポイント以上下げて15.15%でした。</p> <p>これらのことから、区民は、目標値については適正であると評価しているといえます。今後については、現状の経費の中で目標に向けて事業を拡充していくことを望んでいると推察されます。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上のため、学力等調査の結果から傾向や課題を的確に把握し、各学校において個別指導計画や授業改善プランを策定するとともに、新たな教材等の開発を行っていきます。また、様々な教育課題に対応するための区独自の研修を拡充し指導力の向上を図っていきます。 ・体力向上のため、各学校において、体育の授業改善のみならず「食」や「遊び」などの日常生活を含めた体力向上推進プランを作成し、実施していきます。 ・「学校生活が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合を増やしていくため、個に応じた指導の拡充や各学校が独自性を発揮できる環境の整備を図っていきます。 ・既存の事務事業について、事業のあり方や効果的な執行方法等、見直し・改善を図っていきます。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>目標について10%以上の方が目標が低すぎると評価し、目標が高すぎるとする方は2.2%である。成果についても同様の傾向がある。杉並区民の教育水準に対する期待が高いことがわかる。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>区民への対処方針に問題はない。対処方針を具体的に実施する学校と目的・目標が共有されることが重要と考える。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>学校と目的・目標を共有していくため、対処方針を具体的に実施する学校に対して、今後、各施策を担当する所管課から校長会等を通じて方針や目的・目標を伝えていきたい。</p>
-------------	--

6 危機管理体制の強化

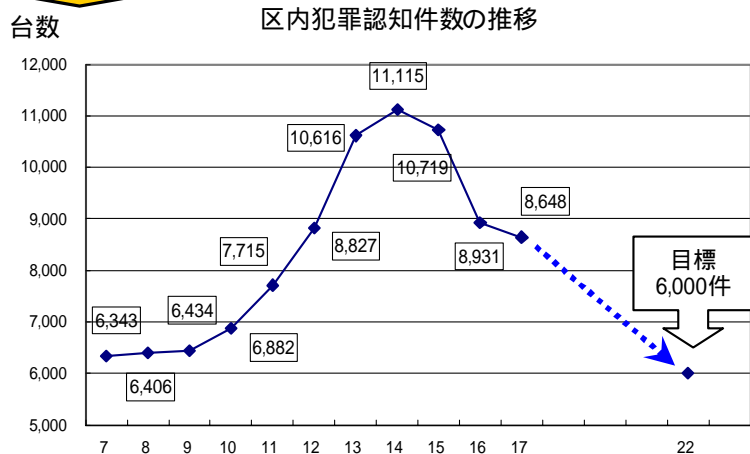
目的と概要

空き巣などの刑法犯の増加や予期せぬ事件の発生に、多くの区民から不安の声が寄せられています。そのため、平成15年度に危機管理室を設置し、安全パトロール隊による防犯パトロール、犯罪情報メール配信、防犯診断等を実施し、地域の犯罪抑止と防犯意識の高揚を図るとともに、危機管理体制の強化に取り組んでいます。

1 目標

区内犯罪認知件数を
平成22年に6,000件に減少させます

2 成果

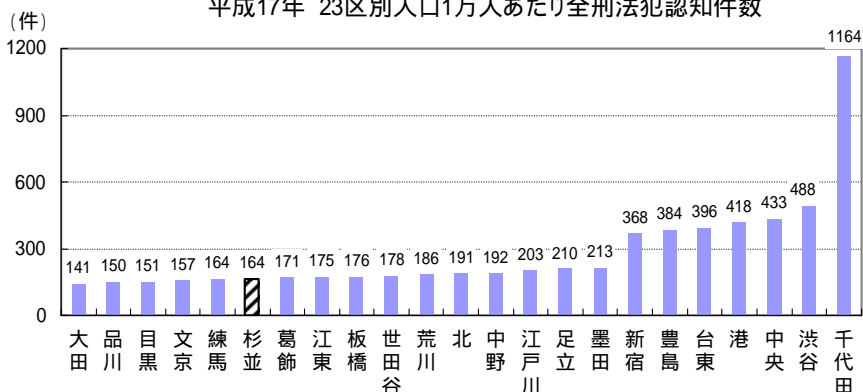


犯罪認知件数は、区内で発生した刑法犯罪について警察へ被害届の出された件数です。グラフのとおり、犯罪が多発した14年と比べ、大きく減少しています。19年に8000件以内、22年に6000件以内を目指しています。

区では、15年8月に杉並区安全パトロール隊を結成し、防犯活動を強化いたしました。また、地域住民の防犯自主団体の活動も15年以降広がりをみせ、区内でおよそ130の団体が防犯活動を行っています。

23区別人口1万人あたりの全刑法犯認知件数では、杉並区は164件で、23区の中で19番目となっています。地域住民・警察・区の連携による防犯活動が結果に現れています。

平成17年 23区別人口1万人あたり全刑法犯認知件数



3 かかった経費

17年度にこの事業にかかった費用は、約1億5545万円でした。大きな支出としては、いずれも警備会社への委託費として、校門常駐警戒業務として約6415万円、安全パトロール業務に約3049万円を支出しました。

区民一人あたりの額

この事業 295円
区の全ての事業 45万4千円

4 事業

< 17年度に実施した主な事業 >

番号	事業名(活動指標)	数量	内容
1	安全パトロールの実施	毎日	警察官OB嘱託員と民間警備員による区内安全パトロールを実施しました。
2	犯罪情報メールの配信	登録者数11262人	16年11月から利用登録者に犯罪発生情報を随時、メール配信しました。
3	小学校等校門での常駐警戒	45校	小学校等について、子どもの安全確保を一層高めるため、民間警備員等による校門常駐警戒を行いました。

5 自己評価

< これまでの取組み >

危機管理室の設置以来、区民の防犯自主団体の結成支援及び地域、警察、区の連携した各種の取組みにより、刑法犯認知件数は、犯罪が多発した平成14年と比べ、大きく減少しています。
また新たに、職員向けの危機管理研修等の実施や杉並区国民保護計画の策定を開始しています。

< 今後の方向性 >【サービス増】

18年度は、地域・警察・区の協力関係をさらに強化し防犯対策を実施していきます。
また、職員向け危機管理研修等の充実や杉並区国民保護計画の策定を目指します。

危機管理体制の強化

【区民による評価】

<p>施策内容への評価</p>	<p>平成17年に8,648件であった区内での犯罪認知件数を平成22年に6,000件に減らす目標を立てて「安全パトロールの実施」「犯罪情報のメール発信」などを実施するとともに、地域や警察と協働で犯罪の撲滅に取り組んでいます。</p> <p>アンケートでは、「目標値が妥当である」としている方が半数を超える54.55%である一方で、28.93%の方が「目標値が低すぎる」としています。「成果をあげている」とした方は、73.01%ですが、そのうち「十分成果をあげている」は、約4分の1の17.91%でした。経費については「ちょうどよい」が36.91%、「足りない」が31.68%で拮抗しています。約3分の2の方が杉並区を安全なまちだと感じている一方で、不安を感じている方も2割近くに上っています。今後の方向性については、3分の2以上に当たる67.77%の方が「充実すべき」としています。</p> <p>これらのことから、区民は、安全への不安を感じる方も多く、より高い目標を掲げることを望んでいるといえます。今後については、経費を増やしても事業を充実させ、より安全なまちを望んでいることが伺えます。</p>
-----------------	--

【所管による対処方針】

<p>区民による評価への対処方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心なまちづくりを目指し、平成15年から減少傾向にある区内の犯罪認知件数を、年間6,000件以下に減らすことを重要課題とし、特に増加している侵入窃盗(空き巣)への対策や子どもたちへの安全対策を強化し、地域の安全確保に取り組めます。 ・安全パトロール隊によるパトロールや防犯診断を強化するとともに、地域が行う防犯自主団体の活動への支援や防犯カメラの設置の促進等により、地域防犯力の向上を図ります。 ・地域・警察・区の協力体制の強化や職員向け危機管理研修の充実等を通じ、区の危機対応能力の向上を図ります。
----------------------	--

【外部評価】

<p>今後の施策の方向</p>	<p><input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善の余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合</p>
<p>区民による評価に対する意見</p>	<p>犯罪認知件数のデータには取り扱い上の注意が必要である。すなわち、ドメスティック・バイオレンス、青少年犯罪を始め、コミュニティの事情で認知されること困難な犯罪があるということ、また、地域の安全・安心状況については、警視庁の事業や、国土交通省・東京都庁の事業も深くかかわっていること。区民がこれらの点に留意した上でデータを読むことのできるアンケート調査を行うべきである。また、認知件数に過度に依存せず、安全・安心意識調査など複数の指標を活用すべきである。</p>
<p>対処方針への評価</p>	<p>今後の目標設定では、認知件数に過度に依存せず、安全・安心意識調査などによる複数の指標を活用すべき。また、今後のアンケート調査では、警視庁、国交省、杉並区役所、地域社会、企業、個人の安全・安心の達成に対する役割分担(青森県の政策マーケティングにおける目標分担率)もあわせて調査すべきである。このような調査を行うこと自体が、安全・安心にむけた「協働」の施策内容となる。区役所の危機管理能力の向上は、警視庁、国交省、区役所、地域社会、企業、個人の安全・安心に対する認識のギャップを認識しそれをどう埋めるかという協議から始まる。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

<p>対処方針</p>	<p>区民意向調査や区政モニターのアンケート制度等活用し、施策について、複数の指標から総合判断できるよう検討してまいります。</p>
-------------	--

5 財団等経営評価に対する外部評価結果

団体名	財団法人 杉並区勤労者福祉協会	担当部課	区民生活部産業振興課
事業目的	中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	顧客	区内の中小企業勤労者、事業主とその家族
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事業 ・各種講座、セミナー等の開催。 ・会員事業 ・バスツアーの主催、各種チケットあっ旋。 ・祝い金、弔慰金、見舞金の支給。 ・人間ドック、健康施設等の利用補助。 ・住宅ローン等のあっ旋、退職金共済への加入促進。 		
内部評価 (三次評価)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産(有価証券)売却による積極的な運用や会員ニーズに沿った事業執行等を行ったことにより、経常収支もプラスに転じ、財政運営は好転している。しかし、事業収入や事業支出が減少する一方で補助金収入や管理費が増加しており、このまま推移した場合の財政の硬直化が懸念される。 ・会員数が減少するとともにハイウェイカードあっせん等のサービスがなくなる中、インターネット申込や新たなサービスを展開することによって、サービス利用人数を前年度よりも増加させた実績は評価できる。 ・中小企業や商店の置かれる厳しい状況が続くことが予想される中、今後、財団の会員数・事業所数ともに減少することが想定される。平成18年3月に出された「勤労者福祉協会実施事業の見直しについて」の報告に基づき、既存事業の再構築や会員ニーズに即した事業の創設を図り、平成19年度以降、会員数の増加や財政の自立化につながるような展開が期待される。 		
外部評価			
対経営状況 評価に	<p>補助金依存度の高さ(39.5%)と管理費の増加(前年度比1337万円増)が目立つ。補助金収入依存度の高さは区派遣職員人件費に負うところが大きく、責任の所在が財団にあるのか区にあるのか曖昧である。「検討報告書」に区からの派遣職員を手始めに職員数の適正化を図る旨の記載のとおり、区派遣職員数は必要最小限度に留め、財団の責任を明確にする必要があると考える。</p> <p>17年度の総収入を押し上げたのは、補助金収入と財テクである基本財産運用収入である。事業収入は前年度比4,413千円の減収となっている。会員数の増加に努められたい。事業費は事業収入減を上回る節減がなされた。事業費・管理費は、上記の通り、区派遣職員人件費の削減が望まれる。</p>		
評価 値と表 記の 評入 価方 法	<p>2005年版と2006年版の杉並区財団等経営評価では以下の数値に不一致が見られる。公表された数値を変更することは信頼性に疑義を生じさせる。また、適正な数値を前提としなければ適切な評価が成立しない。正当な理由がある場合はその理由と影響額を記載されたい。</p> <p>経営分析定量指標の常勤役員比率15年・16年、常勤役員人件費比率16年、管理費比率15年度 事業分析の受益者負担比率16年度</p>		

外部評価に対する所管の対処方針

勤労者福祉協会では、会員数の増加及び区からの補助金を削減の目的として、事業の見直しを行い、平成19年4月から新しいサービスを開始することとしている。

新しいサービスでは、福利厚生代行事業者の活用による、豊富なメニューを提供するとともに、会員の身近な地域に根ざしたサービスを拡充することにより新たな需要を掘り起こし、会員数の増加を目指している。

また、福利厚生代行事業者の活用にあわせ、事務の一部を委託することにより、協会職員を3名削減する予定である。

なお、区からの補助金の大半は区からの派遣職員の人件費であり、人件費の増減は、区の人員配置に左右されるが、協会内の職員数の削減は協会自らが努力するよう指導する。

杉並区財団等評価の経営分析定量指標の一部に記載の誤りがあった。再発防止のため、協会に対し、指標の適正な記載及び内部チェックの徹底を指導する。

団体名 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団		担当部課 保健福祉部障害者施策課	
事業目的	就労が困難な障害者の雇用の促進と職業生活の自立を図るため、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまで一貫した就労支援・相談援助を障害者、事業主等に行うことにより、障害者の自立と社会参加を進め、ノーマライゼーションの理念の実現に寄与する。	顧客	就労を希望する障害のある人とその関係者 区内各作業所 区内外の障害のある人を雇用、または雇用しようとする事業者
事業内容	就労機会の開拓、提供 職業準備訓練の実施 職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談、援助 事業主に対する雇用管理に関する事項の助言、援助 雇用支援者に係る情報の収集・提供 雇用支援者に対する研修の実施 その他事業団の目的達成に必要な事業		
内部評価 (三次評価)	<p>・平成17年度は、障害者自立支援法の制定・施行や区の保健福祉計画が改定されるなど、障害者雇用を取り巻く状況が大きく変化する中で、障害者雇用支援事業団が「事業改革推進プラン」を策定し、時代の変化に対応する事業実施方針を示したことは評価できる。</p> <p>・障害者が就職した職場での定着率は90%を超える実績をあげている一方で、障害者の就職者数は若干減少している。障害者自立支援法の制定で、福祉的就労の主体である作業所などの転換期となったこともあり就職者数に影響が出たものと思われるが、平成18年度は事業団の人的体制が拡充されているので、今後の就職者数などの事業成果に結びつこう期待する。</p> <p>・事業団の設立目的や企業就労支援を重点化した事業団の事業実施方針から、財務運営は、補助金収入と人件費支出が主体となってしまう面は否めないが、さらなる事業執行の効率化が望まれる。</p>		
外部評価			
経営状況に対する評価	就労機会の開拓や職業準備訓練など目的にそった事業内容を展開している。ただし、障害には肉体的、知的・精神的など種々のものが存在するため特性に応じた内容がなされているか、希望者への充足状況などの評価が望まれる。雇用支援センター、作業所、喫茶など部門ごとの役割と目標を明確にすることが必要と思われる。正規職員が8名では雇用開発、訓練、紹介、定着までを総合的にやるのか、どこかに特化するのかの検討が必要ではないか。		
評価表の記入方法	組織全体の構造と仕事の内容がわかることが望まれる。職場開拓の企業訪問件数に比して職場定着・指導に訪問した件数が多いことが理解できるよう、また、就業者の雇用条件に関する情報もほしい。事業団を利用せず就職した人に対する指導や助言も目的遂行上は重要であり、その人数が無視できないかの追加情報が付加されることを望む。		

外部評価に対する所管の対処方針
<p>事業団では障害の種類に関わらず就労支援をしていますが、特に就労希望が増加傾向にある精神障害者の支援について、関係機関との連携や職員のスキルアップにより支援機能の強化を進めています。また、平成18年度からは短期訓練コースの創設や登録制の導入など、障害者の多様な就労ニーズに対応した事業展開も行っています。</p> <p>平成18年度には区と連携し、特例子会社の誘致を行いました。また、平成19年度からは、喫茶部門の運営を特例子会社に移管することで訓練部門を集約し、職員が就労支援業務に集中できる体制を整え、効率的な事業運営に取り組みます。</p> <p>「障害者雇用支援杉並アクションプラン」に基づき、事業団活動を推進していきます。その評価をよりわかりやすく的確に行えるよう、評価表の記載方法や表現について検討していきます。</p>

団体名 財団法人 杉並区スポーツ振興財団		担当部課 教育委員会社会教育スポーツ課	
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって区民のスポーツ活動を活性化させ、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成を資する。	顧客	区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
事業内容	1 各種スポーツ教室の実施 2 野外スポーツ活動の普及 3 ニュースポーツの普及 4 スポーツ関係団体の育成・支援及び各種スポーツ指導者養成 5 区民体育祭やスポーツレクリエーション大会などスポーツ普及事業の実施 6 健康・体力づくりの実施及び相談 7 スポーツ情報の収集及び提供 8 区の体育施設の管理運営 9 その他事業目的を達成するために必要な事業		
内部評価 (三次評価)	・温水プールの受付業務を外部委託に変更し人件費比率を下げるなど、事業の執行方法の見直しを行い、経営改善につなげたことは評価できる。 ・財団のホームページ開設による広報の充実、施設予約システムの「さざんかねっと」への統合による利用者の利便性向上及びニーズの高い中高年者を対象にした健康づくり・体力づくり等の教室を拡充した結果、利用者数の増加を図ることができたことは評価できる。今後は、財団が自己評価するように、個人利用の比率を高めるための方策を講じ、収益力を高めることによる経営改善が望まれる。 ・平成18年度から指定管理者制度が区立体育施設に導入されたことに伴い、財団が管理運営する施設が9施設(うち指定管理施設は7施設)に縮小された。財団では、今年度「マイスポーツすぎなみプラン」を改定し、利用者増を図るための取組みや事業規模(施設運営)の縮小等に伴う事業の再構築を図ることとしており、今後、新たな経営計画の下で成果が示されることに期待する。		
外部評価			
経営状況に 対する評価	施設利用者数が増加傾向にあることは、評価したい。イベント実施回数の増加などを反映したものであると想像できる。しかし、利用者増が収入に結びついていない点は合点がいかない。総収入が毎年減少している一方で、総支出の減少幅は低い。人件費の圧縮等で経費減を図り、職員1人当たりの事業収入が増加しているにもかかわらず、17年度の経常収支は前年度比76%減になっている点は経営評価表からは理解できかねる。		
評価 表の 記入 方法	団体による自己評価結果に意味があるのか、疑問である。記載するにしても、もう少し具体的にしたほうがよいように思う。また、利用者の実態が、団体か個人かなどの詳細な比率が必要なのではないか。そのうえで、民間との比較が可能になると考える。		

外部評価に対する所管の対処方針	
1	利用者増が収入に結びつかないことについて H17年の事業収入の減は、杉小温水プールで約1ヵ月半、下高井戸運動場で約3ヶ月と2施設が工事による長期休場したことによる利用料収入の減少が大きな要因といえる。利用形態は大別して 教室事業(2%) 一般使用(33%) 貸切使用(55%) 行政使用(10%)の4つで、と が財団の自主事業で、自主事業比率は概ね35%程度と低い。近年、行政の健康づくりへの関心が高まり、年々行政使用の割合が上がっている。また、行政使用の多くは土日祝日に集中し、さらに利用料が減額又は免除となることなどから、必ずしも利用者増が収入増に結びつくとはいえない。
2	今後の対処方針 事業の見直し指定管理者として新たに体育関係団体、民間事業者等との協働をより強化し区民のスポーツ活動を活性化させるため財団のオリジナルプログラムを作成し手軽に参加できる教室事業のサービスを提供する。 事業の参加料の見直しスポーツ教室事業の参加者負担の適正化について周辺区等の状況を把握し負担率の増を検討していく。

団体名	社団法人 杉並区シルバー人材センター	担当部課	保健福祉部高齢者施策課
事業目的	一般雇用にはなじまないが働く意欲を持っている健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その知識、経験及び希望に沿った就業機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的としている。	顧客	区内高齢者及び発注者
事業内容	就業機会の開拓・提供 研修・講習 調査研究 情報の収集・提供 相談 地域高齢者社会参加促進事業		
内部評価 (二次評価)	<p>・財務面では、受託事業の受注件数が伸び悩んだことで事業に係る収支が前年度に比べ若干減少しているものの、不急事業の見直しや管理費の支出抑制などに取り組んだ結果、一定の健全性は維持できていることは評価できる。</p> <p>・顧客満足度調査結果を活かした会員の研修内容の見直しや「一般労働者派遣事業」「指定管理者制度」の導入準備を行うなど、今後も増加するであろう会員の受け皿(シルバー人材センター業務の拡大)に向け、中長期の経営戦略をもった取組みは評価できる。</p> <p>・区からの受託事業が減少する一方で、企業・個人発注からの件数が伸びており、区に依存しない望ましい方向に進んでいるが、市場ベースでの競争力が確保されるよう、各種作業単価の設定に留意する必要がある。</p>		
外部評価			
経営状況に 対する評価	<p>高齢化の進行、退職後世代の増加は、高齢者会員の増加と身の回りの家事サービスの発注という2つの経路で人材センターへの事業拡大をもたらすだろう。その魁がすでに現れた経営状況となった。即ち、単価の低い民間は発注の増加と会員の増加である。これらの要因は「薄利多売」の経営を余儀なくさせるものであり、これに見合った経営体質を作っていかなければならない。区からの受託事業は依然として高い水準であり、今後目標を立てて、受託内容を精査しながら計画的に削減すべきである。受託事業について今後近隣自治体との総合参入は考えられないだろうか。高齢者会員にとって、区内よりも通勤便利な近隣自治体がけっこうあるはずである。会員の増加を図る必要があるが、それに会員の満足度の高いサービス業務獲得がなくてはならないし、会員への教育・研修の充実も必要である。費用のかからない手段としてeラーニングの活用、多様な業務の紹介手段として、HPをより活用すべきである。</p>		
評 な 価 と 表 の 記 評 入 価 方 法	<p>[事業目的の欄の記述がわかりにくい。1つは、区民高齢者会員によるサービス供給事業、もう一つは区民全員からのサービス受注、ということではないか。この事業のために会員獲得や会員研修を行う一方、区民からの受注を掘り起こすという事業を行っている、という記述とすべき。とくに「発注者」という記述は主語が逆転しているので誤解する。</p> <p>2次評価で「15年度以降区委託事業依存度は減少傾向にある」とするのは、根拠がない。むしろ依然として依存度がかなり高いこと、高位安定傾向であることの問題点を意味するような記述とすべき。</p>		

外部評価に対する所管の対処方針			
<p>指摘の内容を念頭に置き、下記の事項に留意して、運営することにしたい。</p> <p>民間受託件数が伸びているものの、発注者の依頼内容と高齢者の就業ニーズが多種多様化している。特に退職後世代(ホワイトカラー)は、事務管理運営職を希望しており、受託消化率の低下解消とホワイトカラー職種の拡大が課題である。パソコン教室やパソコン出張サービスなどの自主事業は着実に地域に密着しており、成果を上げているため、今後も注目していきたい。現在の社会背景から家事手伝いサービス事業の拡大も十分考えられるが、個人単位の発注は、結果として、コスト高になる場合が多いため、収益と公益のバランスに留意してまいりたい。</p> <p>区からの委託事業は、臨時的短期的就業を臨む主として高齢者の就業の場となっており、民間からの発注事業と比べて、就業できる高齢者の人数も多い。急激な委託事業の減少で就業の場を失う多数の高齢者への影響、杉並区内の地域性、産業構造事情、高齢者の受け入れ企業数などを考慮しながら慎重に検討し、区委託事業依存度の適正数値を算出したい。</p>			

団体名 杉並区文化・交流協会		担当部課 区民生活部文化・交流課	
事業目的	杉並区における文化・芸術活動及び国内・国際交流の振興を図ることにより、活力のある開かれた地域社会の発展と心豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とする。	顧客	全区民(在勤・在学を含む)、協会事業に賛同し参加する区外在住者。
事業内容	文化・芸術に関する鑑賞事業 文化・芸術活動の育成・振興事業 友好都市等との交流事業 外国・市民との芸術・文化等交流事業 地域における国内・国際交流の推進、相談に関する事業 交流団体との連携及び育成振興事業 協会の広報、情報の提供に関する事業 その他事業(会員事業等)		
内部評価(三次評価)	・事業収入が増加する中で補助金収入が減少しており、区に依存しない財務経営ができたことは評価できる。 ・平成18年度から、スマートすぎなみ計画に基づく「文化・交流協会のあり方」の見直し及び平成18年1月の「文化芸術振興に向けた新たな支援策について」の報告に基づき、文化交流協会は、文化事業と交流事業の専門性を高め、効果的に事業を進めていくため、杉並区文化協会と杉並区交流協会に分離された。2つの協会には、分離後もそれぞれの専門性を活かした会員(区民)サービスの提供と健全な財政運営が実行されるよう期待する。		
外部評価			
対経営状況に する評価	依然として補助金への依存度が高い、会員が減少傾向にある、国内・国際交流事業の参加者数が大幅に減少しているといった経営実態からは、「杉並区文化・交流協会」が優良な経営を行っているとは考えにくい。また、1億円未満の収入に対して総勢34人という職員数も妥当か、疑問が残る。同協会は、18年1月の見直しにより文化協会と交流協会に分離されたことから、今後は更に厳しい運営を迫られることになる。		
評価表の記入 方法	財務状況で収支の内訳が明瞭ではない。例えば、総支出科目の中、「総人件費以外」に「全事業の事業費」や「内区からの受託事業の事業費」、「管理費」に人件費を含むとある為、人件費を差し引いた科目費がわからない。また、収入も会費がどの科目に含まれているのか不明。		

外部評価に対する所管の対処方針
<p>文化・交流協会は、平成18年4月に文化協会と交流協会に改編されました。</p> <p>現在、文化協会はコンサートなどの鑑賞事業から、文化芸術活動助成基金の交付など区民の文化芸術活動への支援事業に活動の中心を移しつつあります。また、交流協会は、区内交流団体、外国人支援ボランティアグループなどの参画を一層促し、交流ネットの核としての役割を高めていく取り組みを強化しています。そうした協会の改革期という状況の中で、外部評価の指摘では一部誤解された部分もあったようですが、指摘された優良な経営に近づこう所管としても引き続き支援をしております。</p> <p>また、今後の両協会の活動は、参加者の推移など従来の指標だけでは評価しづらい部分も出てきていますので、新しい事業展開を評価する活動指標についても工夫をまいりたいと考えております。</p>

6 行政評価に対する総括意見

政策・施策、経営評価の外部評価について

・外部評価はすべての政策や施策を対象にするものではないが、すべての分野について実施することにより杉並区の政策評価を第三者の視点からレビューしている。この第三者の視点に期待されているのは、行政実務者からすると制度や過去の経緯から当然とみなされていることについて、別の視点からみればこういう改善策が考えられるのではないかと、これは区民にとって理解できないのではないかとといった意見を述べることによって業務の見直しに資するとともに、区民に評価制度の意義を知っていただく意味合いもあると思う。今回の区の対処方針は概ね真摯に対応していただいたと考えるが、外部評価意見と対処方針を比較などして区民にご活用いただきたい。

・外部評価そのものは、有意義な制度だと考える。ただ、今回参加した中での率直な感想を述べるならば、表面的で技術的な評価、意見陳述しかできないような気がする。区民に役立つ外部評価という点から判断すると、委員1人当たりの評価本数を絞るとともに、評価対象政策に関する提供資料を増やすべきだろう。もうひとつ疑問に感じたのは、本来こうした評価や問題提起は区議会がすべきもので、外部評価委員はどこまで踏み込むべきか迷った。結局、字句修正、表現訂正の狭い世界での判断をせざるを得ないのでは。

・外部評価の意義は、内部評価では埋没してしまいそうな専門的ないし市民的な観点、内部評価では封じ込められる傾向のある組織防衛の論理への指摘などができることにある。この点で1次評価、2次評価とはかなり違った視点に立っていると理解すべきである。外部評価委員にはこれらのことが期待され、またそれぞれの専門的ないし市民的なバックグラウンドを持っているのであるが、実際には行政評価シートを通じて、区役所の行政がどのように行われているかを把握することは容易なことではない。とくに新任の委員にとってはきわめて困難な作業であったと思われる。行政側は、評価委員意見の濃淡、詳細の程度に差はあれ、それらの指摘の中から、専門的ないし市民的観点の意味を汲み取る必要がある。しかし、今年度の行政評価シートの各末尾の「外部評価に対する所管の対処方針」をみると、伝統的な議会答弁に近い抽象的な回答に終始しているものがけっこう見受けられる。外部評価欄が5分割されて指摘もそれぞれになされているのだから対応方針もそれに見合った（あるいはそれ以上の）詳細さで行われるべきである。そして行政評価シートにおけるこうした具体的な議論のやり取りが、区議会の政策論議への話題提供、問題提起となることが期待されている。

・財団等の経営評価は財団等の区からの独立性が曖昧なため限界がある。特に区から派遣される管理職の身分については財団に権限がないため、財団は人件費のコントロールが出来ない。経営評価の前提として、区と財団等の権限・責任を明確にすることが必要と考える。

杉並区の行政評価制度について

- ・行政評価制度は順調に進展しているが、今後は予算編成や業務改善あるいは新設される民間事業者等の提案制度の運用において活用されるよう工夫が必要である。
- ・区民の意見を評価制度に反映するために、評価委員は区民の中から選んだほうがいいのではないだろうか。
- ・行政評価導入5年を経て、杉並区の行政評価制度は一定のスタイルが確立してきたことは間違いない。そして社会経済研究所の自治体ガバナンス能力調査で、杉並区が常にトップクラスの順位を占めていることも、行政評価システムに集約的に表現される区役所のガバナンス能力の高さを証明している。そうした到達点に立って今日の問題点を指摘するならば、行政評価結果が予算審議等政策論議の材料となっているとはいえないことであろう。この理由は、外部要因として第1に、議員による行政評価結果の活用がすくないこと、第2に、住民の行政評価への関心がいまいち高まらないことなどがある。他方で行政評価側の要因としては、問題提起型の評価や対応方針となっていないことがある。今後の改善方向として、政策－施策－事業の骨太の因果関係を意識した内部評価、外部評価の体系と記述とすること、対処方針は外部評価を踏まえて分野別にもっと具体的に書くこと、などが考えられる。
- ・区民アンケートは行政評価に有益、かつ、区民に区政に対する関心を持ってもらうために有効である。行政評価を改善に結びつけるためにも、今後の施策について区民の意向・問題意識がより明確となるアンケート及び問題提起を望む。

その他（協働等の推進、区の対処方針、区政全般についてなど）

- ・協働等の概念を民間事業者との請負・委託とNPOや地域住民等との協働に区分するなどして区の行政の外部化（アウトソーシング）の内訳がわかるよう改善されることが望まれる。
- ・レジ袋有料化、エコ・スクール、民間人学校長による学校運営など、マスコミに載った事業は外部委員としても関心の高くなるところである。マスコミの仕方の適切・不適切も含めて、その時々世論を喚起した事案は、行政評価との関連を特筆してくれると外部評価もやりやすい。
- ・「民間事業化提案制度」についての議論の結果には期待するところが大きい。この制度との関連で行政評価の体系や指標などを再整理する必要があると考える。
- ・行政評価指標のなかの「職員のやる気」は、杉並区行政評価指標の中でもユニークなものである。これはESを表現したものであるが、CSとESとの矛盾が今、民間企業でも問題になってきているところであり、杉並区の行政運営でも注視して、分析的にフォローしていく必要があると思う。
- ・事務事業を見る限り、協働等はまだ推進の余地がある。「小さな区役所」実現に向け邁進されたい。協働等を推進するに際しては、協働の内容（協働の方法や委託先の選択等）に関し、最適な効果を発揮できるよう担当部局が監督し、必要に応じて専門的な第三者評価の提示が必要と考える。

【資料1】 政策・施策の体系

外部評価の評価対象(網掛けが評価を実施した政策・施策)

分野番号	分野	担当委員	政策番号	政策	政策評価表作成課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数
1	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ～くらしと環境が調和するまち 安全・安心分野	目加田委員	1	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	都市整備部 都市計画課	2	適正な土地利用と住環境の整備	都市整備部都市計画課	20
						3	住民参加のまちづくり	都市整備部まちづくり推進課	2
						4	都市機能の充実	都市整備部拠点整備担当課	2
						5	道路交通体系の整備	都市整備部建設課	32
						6	交通安全の推進	都市整備部交通対策課	22
						7	自転車問題の解決	都市整備部交通対策課	9
						8	住宅施策の推進	都市整備部住宅課	19
						9	災害に強い都市の形成	都市整備部まちづくり推進課	10
		2	安全で災害に強いまちをつくるために	都市整備部 まちづくり推進課	10	水害対策の推進	都市整備部建設課	6	
					11	防災力の向上	危機管理室防災課	22	
					12	水辺とみどりの保全・創出	都市整備部みどり公園課	24	
2	水辺をよみがえらせみどりのまちをつくらう ～くらしと環境が調和するまち みどり・環境分野	山本委員	3	うるおいのある美しいまちをつくるために	都市整備部 みどり公園課	13	公園づくり	都市整備部みどり公園課	10
						14	まちの景観づくり	都市整備部まちづくり推進課	6
						15	環境美化の推進	環境清掃部環境課	5
						16	環境施策の枠組みづくり	環境清掃部環境課	5
		4	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために	環境清掃部 環境課	17	ごみの発生抑制及びリサイクルの推進	環境清掃部清掃管理課	10	
					18	環境配慮行動の推進	環境清掃部環境課	9	
					19	公害の防止	環境清掃部環境課	13	
					20	ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上	環境清掃部清掃管理課	12	
					22	健康なまちづくりの推進	保健福祉部 杉並保健所 健康推進課	15	
					23	生涯を通じた健康づくりの支援	保健福祉部 健康推進課	20	
3	やさしさを忘れず共に生きるまちをつくらう ～安心して健やかにくらせるまち 健康・福祉分野	杉本委員	5	健康を支えるまちづくりのために	保健福祉部 杉並保健所 健康推進課	24	保育の充実	保健福祉部 保育課	18
						26	地域子育て支援の充実	保健福祉部 子育て支援課	23
						27	障害児の援護の充実	保健福祉部 障害者施策課	14
						28	子どもの育成環境の整備	保健福祉部 児童青少年課	15
			7	共に生きるまちをつくるために	保健福祉部 管理課	30	高齢者の社会参加と交流の拡大	保健福祉部 高齢者施策課	16
						31	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援	保健福祉部 介護予防課	36
						32	介護保険サービスの基盤整備	保健福祉部 高齢者施策課	35
						33	障害者の社会参加や就労機会の拡大	保健福祉部 障害者施策課	36
		34				障害者の地域社会での自立支援	保健福祉部 障害者施策課	38	
		35	地域福祉の基盤整備	保健福祉部 管理課	28				
		36	生活の安定と自立への支援	東・西・南福祉事務所	7				
		37	国民健康保険及び国民年金の運営	保健福祉部 国保年金課	13				
		8	安心してくらせるために	保健福祉部 杉並保健所 地域保健課	39	地域医療体制の整備	杉並保健所 地域保健課	6	
40	健康を支える仕組みづくり				保健福祉部 生活衛生課	18			
41	安全で明るい地域社会づくり				危機管理室 危機管理対策課	5			

分野番号	分野	担当委員	政策番号	政策	政策評価表作成課	施策番号	施策	施策担当課	事務事業数	
4	みどりの産業で元気のでる都市をつくろう ～活力とにぎわいのあるまち 産業経済・区民生活分野	吉川委員	9	環境と共生する産業の育成のために	区民生活部産業振興課	43	産業振興の基盤整備	区民生活部産業振興課	9	
			44	新しい産業の育成・支援	区民生活部産業振興課	4				
			10	商店街の活性化のために	区民生活部産業振興課	45	魅力ある商店街づくり	区民生活部産業振興課	6	
			11	都市農業の育成のために	区民生活部生活経済課	47	新しい都市農業の推進	区民生活部生活経済課	6	
			12	多様な働き手、組織が活躍する社会の形成のために	48	働くひとびとの条件整備	区民生活部産業振興課	2		
					51	NPO・ボランティアなどが、活動しやすい環境整備	区民生活部地域課	3		
23	区民生活を支える基盤整備	区民生活部区民課	81	区民生活の情報基盤整備	区民生活部区民課	9				
5	未来を拓く人をつくろう ～生涯にわたって学びあう 自律・教育分野	中村委員	13	魅力ある学校教育のために	教育委員会事務局指導室	52	教育施策の執行体制の確保	教育委員会事務局庶務課	6	
						53	豊かな学校教育づくり	教育委員会事務局指導室	29	
						54	児童・生徒の健康維持及び安全の確保	教育委員会事務局学務課	4	
						55	教育施設の整備・充実	政策経営部管轄課	6	
						56	学校教育の環境整備	教育委員会事務局学校運営課	13	
						57	多様な教育機会の提供	教育委員会事務局学務課	8	
						58	就学のための経済的支援	教育委員会事務局学務課	5	
			14	地域に開かれ、支えられた教育のために	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	59	学校運営への参画	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	7	
						60	地域への学校開放	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	5	
						61	家庭における教育力の向上	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	1	
			15	生涯学習の推進のために	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	62	生涯学習環境の整備・充実	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	27	
						63	図書館サービスの充実	教育委員会事務局中央図書館	13	
						64	消費者行政の充実	区民生活部生活経済課	7	
			16	地域文化の創造のために	区民生活部文化・交流課	65	文化・芸術活動の推進	区民生活部文化・交流課	12	
						66	文化・芸術活動の基盤整備	教育委員会事務局郷土博物館	4	
			17	ふれあいと参加の地域社会をつくるために	区民生活部地域課	67	地域活動の推進	区民生活部地域課	14	
						68	交流と平和の推進	区民生活部文化・交流課	4	
						69	男女共同参画社会に向けた環境整備	区民生活部男女共同参画推進担当課	5	
6	21世紀ビジョンの実現に向けて 区政経営分野	吉川委員	18	区政を支える基盤整備	政策経営部企画課	70	内部事務等の適正かつ効率的な執行	区長室総務課	16	
						72	行政財産の適切な取得・運営及び維持管理	政策経営部経理課	9	
						73	政治意識の高揚と政治参加の促進	選挙管理委員会事務局	10	
						78	効率的で効果的な組織・体制づくり	政策経営部職員課	8	
						83	危機管理体制の強化	危機管理室危機管理対策課	2	
		19	区民と行政の協働	政策経営部区政相談課	74	区民と行政の協働	区長室区政相談課	8		
		20	創造的で開かれた自治体経営	政策経営部企画課	75	創造的な政策形成と行政改革の推進	政策経営部企画課	3		
					76	財政の健全化と財政基盤の強化	政策経営部財政課	9		
					77	区民に身近で開かれた行政運営	区長室広報課	11		
					82	区政相談等の充実	区長室区政相談課	1		
21	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	79	地域と行政の情報化	政策経営部情報システム課	2				
政策番号22及び施策番号1、21、25、29、38、42、46、49、50、71、80番は欠番									計	869

【資料2】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
すぎもと てつ や 杉 本 哲 也	(株)日経総合サービス 常務取締役
なかむら きょう こ 中 村 香 子	日本公認会計士協会 東京会杉並会副会長
めかたもと こ 目 加 田 説 子	中央大学総合政策学部教授
やまもと きよし 山 本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 総務省「政策評価・独立行政法人評価委員会」委員 財務省「政策評価の在り方に関する懇談会」委員
よしかわ とみ お 吉 川 富 夫	県立広島大学経営情報学部教授 (財)地方自治総合研究所協力委員

は会長

【資料3】平成18年度外部評価委員会の活動

回	日 程	議 事
第1回	平成18年4月28日	(1)平成18年度外部評価等の取組みについて (2)平成16年度外部評価意見に対する対処結果について (3)平成17年度外部評価意見に対する対応方針について
第2回	平成18年11月13日	(1)「(仮称)杉並行政サービス民間事業化提案制度」等について (2)平成18年度行政評価について (3)平成18年度財団等経営評価について (4)平成18年度個別外部監査結果について
第3回	平成18年12月18日	(1)平成17年度入札及び契約に関する外部評価について
第4回	平成19年2月6日	(1)平成18年度行政評価に対する外部評価について (2)個別外部監査テーマ候補の推薦について

【資料4】

杉並区外部評価委員会設置要綱

〔 平成 14年 9月 6日
杉政企発第 77号 〕

（設置）

第1条 区における行政評価制度を第三者の立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、政策実現手段としての入札及び契約手続の公正性、透明性を確保するため、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 区による行政評価の結果について、意見をまとめ公表すること。
- （2） 行政評価制度の改善等に関すること。
- （3） 個別外部監査のテーマの選定に関すること。
- （4） 入札及び契約手続の運用状況等の報告に対する意見の具申に関すること。
- （5） 入札及び契約手続に関する利害関係者からの苦情申立ての処理に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者及び区在住の専門家等のうちから区長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、会長に委員会の開催を求めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、政策経営部企画課・経理課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14年 9月 11日から施行する。

歩きながら、元気と文化が、すぎなみ 生まれる街。

平成 1 8 年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

18-0165

平成 1 9 年 3 月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

<http://www.city.suginami.tkyo.jp>

本文は古紙 100% (白色度 70% 台)、表紙は古紙配合率 50% の再生紙を使用しています